

第3節 スポーツ施設の管理運営

第1項 大田区の公共スポーツ施設の概要

1. スポーツ施設の概要

スポーツ施設は「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」すべての基盤となるものであり、その管理運営は「大田区スポーツ推進計画（改定版）」の推進において、非常に重要な位置付けとなっているものとする。大田区は多摩川の河川敷に野球場やサッカー場等が設置されており、近隣の特別区と比較してもスポーツ施設の数も多く、スポーツをするには恵まれた環境にあるものと思われる。スポーツの拠点となる大田区所管のスポーツ施設（野球、サッカー、テニス、水泳等のできる施設）の概要は次の通りである。なお、個々のスポーツ施設等の詳細については、指定管理者制度を採用している施設を中心に、この章の第4項以降で検証している。

No	施設名	スポーツ用途	管理方法	管理部局名	予約・利用方法
1	大田スタジアム	公認野球場	指定管理	観光・国際都市部 スポーツ推進課	うぐいすネット
2	大田区青少年交流センター	体育室	指定管理	地域力推進部 地域力推進課	施設直接
3	平和島公園(水泳場あり)	野球場（ソフトボール場） 水泳場	業務委託 水泳場：指定管理 (利用料金制度)	都市基盤整備部 地域基盤整備第一課 水泳場：道路公園課	うぐいすネット 水泳場：施設直接
4	平和の森公園	庭球場 相撲場 アーチェリー場 弓道場 フィールドアスレチック	業務委託	都市基盤整備部 地域基盤整備第一課	庭球場：うぐいすネット その他：施設直接
5	昭和島二丁目公園	庭球場 フットサル場（少年サッカー場）	業務委託	都市基盤整備部 地域基盤整備第一課	うぐいすネット
6	大森スポーツセンター	競技場（アリーナ） 健康体育室	指定管理	観光・国際都市部 スポーツ推進課	施設直接

		トレーニングルーム			
7	大森東水辺スポーツ広場	ビーチバレー場	業務委託	都市基盤整備部 地域基盤整備第一課	うぐいすネット
8	大森ふるさとの浜辺公園	フットサル場	業務委託	都市基盤整備部 地域基盤整備第一課	うぐいすネット
9	昭和島運動場	野球場	業務委託	都市基盤整備部 地域基盤整備第一課	うぐいすネット
10	森ヶ崎公園	庭球場 フットサル場（少年 サッカー場）	業務委託	都市基盤整備部 地域基盤整備第二課	うぐいすネット
11	大田区総合体育館	バスケットボールコ ート等（メインアリー ーナ、サブアリーナ） 弓道場 体育室	指定管理 （利用料金制度）	観光・国際都市部 スポーツ推進課	施設直接
12	萩中公園（水泳場あり）	野球場 少年野球場 水泳場	業務委託 水泳場：指定管理 （利用料金制度）	都市基盤整備部 地域基盤整備第二課 水泳場：道路公園課	うぐいすネット 水泳場：施設直接
13	本羽田公園	庭球場	業務委託	都市基盤整備部 地域基盤整備第二課	うぐいすネット
14	多摩川大師橋緑地	野球場	業務委託	都市基盤整備部 地域基盤整備第二課	うぐいすネット
15	多摩川六郷橋緑地	野球場 庭球場	業務委託	都市基盤整備部 地域基盤整備第二課	うぐいすネット
16	多摩川緑地	野球場 サッカー場	業務委託	都市基盤整備部 地域基盤整備第二課	うぐいすネット
17	矢口区民センター 温水プール	水泳場	業務委託	地域力推進部 矢口特別出張所	施設直接
18	多摩川ガス橋緑地	野球場 庭球場 球技場 小球技場	業務委託	都市基盤整備部 地域基盤整備第二課	うぐいすネット
19	下丸子公園	庭球場	業務委託	都市基盤整備部 地域基盤整備第二課	うぐいすネット
20	多摩川田園調布南 ・鵜の木緑地	球技場 多目的小球技場	業務委託	都市基盤整備部 地域基盤整備第二課	うぐいすネット

21	多摩川丸子橋緑地	少年野球場	業務委託	都市基盤整備部 地域基盤整備第二課	施設直接
22	東調布公園(水泳場あり)	野球場 水泳場	業務委託 水泳場：指定管理 (利用料金制度)	都市基盤整備部 地域基盤整備第一課 水泳場：道路公園課	うぐいすネット 水泳場：施設直接
23	多摩川田園調布緑地	硬式野球場 軟式野球場 サッカー場 庭球場	業務委託	都市基盤整備部 道路公園課	施設直接

※1：「管理方法」のうち、「指定管理」とあるのは「指定管理者制度」を採用していることを意味する。「指定管理者制度」とは施設の使用承認等、区の管理権限を指定管理者に代行させることができる制度である。より詳しい内容については、後述する第3項「指定管理者制度の概要」を参照。

※2：「予約・利用方法」のうち、「うぐいすネット」とあるのは、大田区公共施設利用システムである「うぐいすネット」を利用して、施設の抽選申込や、空き施設の予約等をインターネット、携帯サイト、音声応答電話等から行えることを意味する。ただし、少年野球場等は「うぐいすネット」では空き情報の公開のみしかしておらず、抽選申込や空き施設予約は行えない場合がある。「うぐいすネット」を利用できるスポーツ施設の詳細については、後述する第10項「うぐいすネット」を参照。

主な競技等の用途別スポーツ施設の数はこの通りである。

野球場 (*1)	40 面 (河川敷 35 面、大田ス 1 面、その他 4 面)
少年野球場 (*1)	11 面 (河川敷 6 面、その他 5 面)
サッカー場(球技場含む) (*2)	9 面 (河川敷 7 面、その他 2 面) (うち、少年用 4 面)
フットサル場 (*2)	7 面 (その他 7 面)
庭球場	35 面 (河川敷 19 面、その他 16 面)
体育館 (屋内スポーツ施設) (*3)	3 か所 (総合、大森スポ、青少年)
水泳場	4 か所 (平和島、萩中、東調布、矢口)

(*1)：平和島公園野球場には少年用が4面あるが、夜間は一般用として1面の利用が可能である。ただし、上記においては、4面すべてを少年野球場で集計している。

(*2)：昭和島二丁目公園及び森ヶ崎公園の少年サッカー場はフットサル場としての利用も可能なため、両方に2面として含めている。ただし、両公園の少年サッカー場1面はフットサル場3面として利用可能である。

(*3)：その他、区民センター、文化センター等に、体育室等スポーツのできる場所もある。

<略語説明>

大田ス	：大田スタジアム
総 合	：大田区総合体育館
大森スポ	：大森スポーツセンター
青少年	：大田区青少年交流センター
平和島	：平和島公園水泳場
東調布	：東調布公園水泳場
矢 口	：矢口区民センター温水プール

2. スポーツ施設に対する監査の要点

スポーツ施設の管理運営については、条例等に準拠して適切に行われているかという点が基本的な監査の着眼点となり、スポーツ施設を利用して行われている事業が、「大田区スポーツ推進計画（改定版）」の基本目標に沿ったものとなっているかを検証する必要がある。

また、事業が指定管理者制度や業務委託により行われている場合には、指定管理者及び委託先の選定過程において、公正性や競争性が確保されているかの検証も重要であり、それとともに、施設の維持管理・修繕、指定管理料や委託費の設定、契約締結事務、指定管理料及び委託料の支払事務、施設内の現金や備品等の管理等の適正性を検証する必要がある。

この節の第4項から第9項までで、スポーツ施設ごとにこれらの監査要点についての検証を行っている。

第2項 スポーツ施設の維持・管理の概要

1. 大田区における公共スポーツ施設の維持・管理の概要

大田区においては、他の地方自治体と同様に高度経済成長期の急激な人口増加に対応して建設された公共施設が数多く存在しており、施設の老朽化対策が今後の課題となっている。平成27年3月に公表された大田区公共施設白書によると、今後45年間で区の公共施設の大規模改修、建替えにかかる費用は6,071億円と見込まれている。

このような状況下で、今後、既存施設の利活用の促進、複合施設化の推進、公民連携手法の活用等、効率的・効果的に施設マネジメントを実施していくことにより、経費の最小化を図り、財政に及ぼす影響を最小限に抑える必要がある。こ

うした点を踏まえつつ、効率的な施設の維持管理に努めるとともに、スポーツ健康都市の実現に向けた戦略的投資を行っていくとしている。

2. スポーツ施設のストック適正化ガイドラインの位置付け

第3章「監査の結果及び意見」の第1節「大田区スポーツ推進計画（改定版）の推進状況」の第3項「スポーツ施設のストック適正化ガイドラインへの対応」で記載した通り、スポーツ庁から平成30年3月に「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」（平成31年4月一部改訂）が公表されている。大田区においても、「大田区スポーツ推進計画（改定版）」の中で、基本目標4「スポーツ健康都市を支える基盤の整備」の施策方針4.3「公共スポーツ施設の維持・管理」の推進施策2）「ストック適正化ガイドラインに沿った検討」が掲げられており、当該ガイドラインに準拠して、既存のスポーツ施設だけではなく、学校やその他スポーツ部局以外の所管の施設、近隣地方公共団体所管及び民間等の施設も含んだ検討を行い、「ストック適正化計画」を策定していくこととなる。

第3項 指定管理者制度の概要

1. 制度の概要

平成15年6月の地方自治法の改正により、「公の施設」の管理について、「管理委託制度」が廃止され、指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入された。この制度変更は、「公の施設」に係る管理主体の範囲を、地方公共団体の出資法人等限定された団体から民間事業者等にまで広げ、住民サービスの向上、行政コストの削減等を図ることを目的としている。

ここで、「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために、地方公共団体が設ける施設（地方自治法第244条第1項）のことで、具体的には、①住民の利用に供する施設、②当該地方公共団体の住民の利用に供するための施設、③住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設、④地方公共団体が設ける施設、⑤地方公共団体が設けるもの、の各要件を具備しているものである。

指定管理者制度では、施設の使用承認等、従来の区の管理権限を指定管理者に代行させることができることとなる一方、指定内容を担保するため、条例において、指定の手續、管理の基準、業務の範囲等を定める必要があり、指定管理者の指定に当たっては議会の議決が必要となっている。

指定管理者制度における施設の利用料金の収受方法には、指定管理者が地方公共団体に代わって料金を収受する「料金収受代行制度(徴収委託方式)」以外に、施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる「利用料金制度」(地方自治法第 244 条の 2 第 8 項)がある。この「利用料金制度」では、条例で上限額を設定し、その上限額の範囲内であれば、指定管理者が当該地方公共団体の承認の下、利用料金を設定することができる(地方自治法第 244 条の 2 第 9 項)。このことから、利用料金による収入を管理運営の経費に充てることのできるため、施設の管理運営の効率化を進めるとともに、施設の利用頻度を高めるためのサービス向上等につなげることも期待されている。

なお、指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を行うことができる。自主事業とは、指定管理者が自ら企画した業務で、指定管理業務ではない業務をいい、自主事業に係る経費は、指定管理者の自主採算とし、事業により生じるすべての収入は指定管理者の収入となる。このため、指定管理者が自主事業を実施する場合は、指定管理業務に関する会計とは別の会計で管理しなければならない。ただし、実施した自主事業の収支決算及び事業実績は、地方公共団体へ報告する必要がある。また、自主事業の目的が施設の設置目的に合致しない場合には、目的外使用許可の手續及び行政財産使用料の納付が必要となる。

2. 大田区の指定管理者の選定の概要

上述の通り、指定管理者制度の導入に当たっては、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができる旨を規定した条例の制定が必要であり、条例の制定に当たっては、当該施設に指定管理者制度を導入する必要性及び効果を検討する必要がある。その検討においては、導入により区民サービスの向上及び行政コストの削減が図られることが大前提であり、施設の効率的な運営のための民間事業者の持つ専門的知識やノウハウの必要性を当該施設の特性を考慮した上で検討しなければならない。

議会において条例が議決された後は、当該条例に基づいて指定管理者制度を導入するため、その導入及び指定管理者の募集に関して庁内の決定を経る必要がある。大田区では、指定管理者の選定方法として、原則「申請者から事業計画書の提出を受ける公募プロポーザル方式」によることが「指定管理者の選定方針等について(通知)」(27 計計発第 10604 号 平成 27 年 8 月 1 日)で定められているため、公募のための募集要項を作成し、庁内決定が必要となる。

公募により申込があった候補者のプロポーザルを審査・評価して指定管理者を選定することになるが、選定に当たっては指定管理者候補者選定委員会を設

置する必要がある、当該委員会は「指定管理者候補者選定委員会設置要綱」の規定に則って設置される。「指定管理者候補者選定委員会設置要綱」は部局ごと又は施設ごとに作成されているため、施設の所管の変更や組織変更により、新設又は改正が必要となる。

スポーツ施設関連で平成30年度に制定された「指定管理者候補者選定委員会設置要綱」として、平成30年9月26日に決定された「大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会設置要綱」を参考までに以下に掲載する。

(設置)

第1条 大田スタジアム条例（平成30年条例第82号）第15条及び大田区立大森スポーツセンター条例（平成8年条例第23号）第13条に基づき、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を適正に選定するため、大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議し、大田区長（以下「区長」という。）に選定結果を報告する。

(1) 候補者の選定に関する事項

(2) 候補者となる法人その他の団体が提出する事業計画書等の審査及び評価に関する事項

(3) その他候補者の選定に関し、区長が認める事項

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者により構成する。

(1) 区職員 3名

(2) 学識経験者 1名

(3) 施設利用者 1名

2 委員に欠員が生じた場合には、新たに委員を選任することができる。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、スポーツ・文化担当部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(専門調査員)

第5条 委員会に専門調査員を置く。

2 専門調査員は、公認会計士のうちから選任する。

3 専門調査員は、委員長の命を受けて法人の財務状況を調査し、委員会に出席して報告する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、選任の時より委員会終了までの期間とする。

2 新たに選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第7条 委員長は委員会を招集し、会議を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聞き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(定足数及び表決)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決すところによる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議の非公開)

第10条 委員会の会議は、非公開とする。

(事務局)

第11条 委員会に関する事務を処理するため、観光・国際都市部スポーツ推進課に事務局を設置する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

指定管理者候補者選定委員会の選定委員及び専門調査員は当該要綱に基づいて選任されるが、選定委員の選任に当たっては、学識経験者を探す必要があるため、スポーツ推進課以外の部局が選定委員会を設置する場合には、スポーツ推進課を経由して大田区スポーツ推進委員協議会等に対して学識経験者の推薦を依頼する場合がある。また、専門調査員の選任に当たっては、大田区公認会計士監査団に所属する公認会計士の推薦を依頼している。なお、専門調査員は、事前の財務審査に基づく応募団体の経営状況の評価結果の報告(財務評価)のみであり、それ以外の審査には関与しない。ただし、その後の審査において、選定委員として審査に携わる場合もある。

参考までに「大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会」の委員等の構成を次に掲載しておく。なお、学識経験者及び施設利用者の区分となっている委員の肩書は、「大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会設置要綱」で規定されているように、

会議は非公開となっているため、人物が特定されないような記載としている。

役職	区分	備考
委員長	区職員	スポーツ・文化担当部長
委員	区職員	東京オリンピック・パラリンピック推進担当課長
委員	区職員	健康づくり課長
委員	学識経験者	地域スポーツクラブ関係者
委員	施設利用者	プロスポーツチーム関係者
専門調査員	公認会計士	大田区公認会計士監査団員

(意見 No. 30)

上述のとおり、「大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会」の会議は非公開となっている。これは、選定委員への候補者等からの接触を防ぎ、選定委員の独立性を確保することが規定の主な趣旨となっていると思われる。しかしながら、指定管理者の選定における公正性が確保されていることを立証するためには、会議の内容及び選定過程を公開することが必要であり、最初から選定委員の名前を公表することで、反対に公正性が確保されるという考え方もできるため、非公開を止めて公開することを検討すべきである。

また、選定委員の独立性が害されることによって公正性が確保できなくなるリスクを軽減するためにも、公開するに当たっては、区職員以外の委員の人数を増加させる等の対策も同時に講じることが望ましいものとする。

指定管理者候補者選定委員会の選定審査においては、「指定管理者候補者選定に関する審査要領」等、各部局が定める審査の基準において、審査項目及び配点が定められており（審査の基準は指定管理者候補者選定委員会での検討の結果、修正されることもある）、応募者から提出された書類及びプレゼンテーションの審査の結果、最も高い得点を獲得した団体を優先交渉権者として決定する。

その後、優先交渉権者に欠格事由のあることが発覚したり、又は、協定内容等の条件面での問題によって優先交渉権者から辞退されたりするようなことがなければ、指定管理者候補者として決定する。

上述の通り指定管理者の指定に当たっては議会の議決が必要であるため、指定管理者候補者が決定された後に議会での議決を経て指定管理者候補者が指定管理者に指定されることとなる。

指定管理者の選定の大まかな流れは次の通りとなる。

- ① 指定管理者選定委員会設置要綱の新設又は改正（必要あれば）
↓
- ② 選定委員会専門委員等の推薦
↓
- ③ 指定管理者募集要項等の公表
↓
- ④ 説明会・現地見学会の開催等
↓
- ⑤ 応募（申請書類の提出）
↓
- ⑥ 指定管理者候補者選定委員会の開催（選定審査）
↓
- ⑦ 審査結果の通知
↓
- ⑧ 指定管理者候補者の決定
↓
- ⑨ 議会における議決
↓
- ⑩ 指定管理者を指定した旨の告示
↓
- ⑪ 指定管理者宛に指定した旨の通知
↓
- ⑫ 協定の締結

3. 大田区の指定管理者の監督の概要

指定管理者とは指定期間にわたり基本協定書を締結し、当該協定書や業務仕様書又は運営基準書等の中で、事業計画書、事業報告書及び月次報告書の提出、業務日報の作成・保管、会計帳票の管理、業務固有の口座の作成等、指定管理者の業務の監督を目的とした規定が設けられている。また、指定管理者の「年間を通じた事業監視の仕組み」として指定管理者モニタリングが実施されている。

(1) 事業計画書

指定管理者に翌年度の事業開始までに事業計画書の提出を要求している。事業計画書への記載内容は業務仕様書や運営基準書等で定められており、概ね次のような項目となっている。

1) 概要

管理運営の基本方針、当該年度の特色、新規事業等

2) 収支計画

自主事業収入を含めた指定管理業務に係る収支計画

3) 運営組織体制

組織体制、人員構成、研修計画等

4) 施設及び設備維持管理業務計画

定期点検整備計画、業務委託計画（第三者への委託）等

5) 自主事業計画

自主事業の内容、スケジュール等

(2) 事業報告書

事業報告書は、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項においても指定管理者から地方公共団体への提出が規定されており、基本協定書では、年度終了後 30 日以内に指定管理者から区へ提出しなければならないとされている。記載事項は概ね次の通りである。

1) 業務の実施状況に関する事項

2) 施設の利用状況に関する事項

3) 利用料金の収入の明細

4) 業務に係る経費等の収支の明細

5) 自主事業の実施状況に関する事項

6) 自己評価に関する事項

7) 施設の維持及び修繕並びに法定点検に関する事項

8) その他施設の状況を把握するために区が必要と認めた事項

(3) 月次報告書

月次報告書は、上記の事業報告書と同様に基本協定書等において、毎月当該月の翌月 10 日までに、上記事業報告書の記載事項の 4) と 6) を除いた事項を記載して、指定管理者から区へ提出しなければならないとされている。

(4) 業務日報

業務日報は、上記の事業報告書と同様に基本協定書等において、上記事業報告書の記載事項の1)から3)までの事項を記載して、保管することが指定管理者に求められている。

(5) 会計帳票の管理

基本協定書等において、各種会計関係帳簿の作成が要求されている。明確に帳票名等を指定していない場合があるが、概ね次の帳票の管理が要求されている。

1) 利用料金の収入に関する日報及び月報

2) 現金出納に関する帳簿

3) 光熱水費使用料に関する帳票

4) 備品台帳（備品Ⅰ、備品Ⅱ、備品Ⅲ）

備品Ⅰ： 備品のうち、区が用意し、無償で指定管理者に使用させるもの。

備品Ⅱ： 備品のうち、指定管理者が指定管理料から購入又は調達し、かつ、区が所有権を有するもの。

備品Ⅲ： 備品のうち、指定管理者が自主事業又はサービスの質の向上のため、指定管理者の責任及び負担で購入又は調達し、かつ、指定管理者が所有権を有するもの。

(6) 業務固有の口座の作成

基本協定書等において、業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、指定管理者は、業務に固有の銀行口座を開設し、適切に管理・運用することが求められている。

(7) 指定管理者モニタリング

指定管理者が提供するサービス水準の維持向上を図り、適切な管理を担保するための制度として、指定管理者モニタリングが実施されている。当該モニタリングには、財務審査及び労働条件審査が含まれている。当該制度の概要は次の通りである（以下は「平成30年度指定管理者モニタリング結果」からの抜粋である）。

指定管理者モニタリングについて

1 モニタリングの実施目的

モニタリングとは、「指定管理者が提供するサービス水準の維持向上を図り、適切な管理を担保するため、施設の管理運営状況をチェックし指導する、年間を通じた事業監視の仕組み」です。

モニタリングを実施する主な目的は以下の3点です。

- (1) 指定管理者の提供するサービスが、協定書等に定めた水準を充足しているか確認するため。
- (2) 所定の水準が充足されていない場合、改善するよう指導・勧告等を行うため。
- (3) 「公の施設の設置者」としての説明責任を果たすため。

2 モニタリングの実施方法

モニタリングは、指定期間の中で目的に応じた内容、規模で実施しています。具体的には、毎年実施する仕組みと、時期を定めて集中的に取り組む仕組みの2区分により実施します。

通常時モニタリング・・・総合モニタリングを実施しない通常の年度に実施

- ・ 事業報告書の点検等による管理運営業務の履行確認と評価

総合的モニタリング・・・指定期間中に1回実施（原則として3年目に実施）

- ・ 業務履行状況確認・評価に加え、利用者アンケートの調査、経営状況評価等による総合評価を実施
- ・ 気づきによるサービス改善、区と指定管理者の連携強化

いずれのモニタリングも、原則として前年度の実績確定後、翌年度に評価を実施することとしています。

例：平成30年度モニタリング・・・令和元年度に検証・評価を実施

(1) 通常時モニタリング

通常時モニタリングは、後述する「総合的モニタリング」を実施しない年度において実施します。内容は、地方自治法第244条の2第7項に規定された事業報告書の確認のほか、施設管理運営業務の履行状況の確認と評価が中心となります。具体的には以下の手順により実施します。

① 指定管理者セルフ（自己）モニタリング

指定管理者は、前年度の事業活動について自らモニタリングを実施し、結果を区に報告します。確認・評価項目については、各施設の特性、利用形態等に

応じて、施設所管課と指定管理者が協議して決定します。

② 施設所管課による履行状況確認・評価

施設所管課は、指定管理者から提出されたセルフモニタリング結果を中心に、指定管理者から定期的に提出される事業実績報告書の内容や、定期または随時の現地調査、ヒアリング結果等を参考に、指定管理者の事業活動を確認・評価します。

(2) 総合的モニタリング

総合的モニタリングの構成は以下①～⑥のとおりです。通常時モニタリングで実施する業務の履行状況の確認・評価に加え、様々な検証・評価を実施します。実施にあたっては、施設所管課と指定管理者が協議のうえ評価項目等を決定し結果を集約しています。

① 施設概要

指定管理者導入施設の名称、所在地、指定管理者の表示、指定期間、建物の設置目的など、施設の概要について記入します。

② 利用者アンケート調査（利用状況調査、利用者満足度調査、要望意見）

利用者アンケート調査は、施設サービスの質を計る重要な手法です。実際の調査方法、調査項目、集計・分析手法等詳細については、各施設の性格、利用形態等に応じて、施設所管課と指定管理者が協議して決定しています。アンケートの分析は以下により実施しています。

ア 利用状況調査（単純集計、クロス集計）

利用者属性を基にした単純集計結果を集約しています。また項目を選択したクロス集計を行っています。

本項による分析手法は、利用者が特定される施設（工場アパート、区営住宅等）にはなじまないため省略します。

イ 利用者満足度調査

アンケート結果を単純集計し結果を集約しています。また各設問に対して回答者数を基に加重平均を行い、満足度のランクを7段階で評価しています。

加重平均は以下により算出しています。

算出方法（例）

設問	満足度	回答数 (A)	係数（固定 値） (B)	回答数×係 数 (C=A×B)	加重平均値 (C÷A)
職員・スタッフの対応はいかがですか	とても満足	30	10	300	
	満足	50	7.5	375	
	普通	40	5	200	
	不満	20	2.5	50	
	とても不満	10	0	0	
		150		925	6.2

評価基準

加重平均値	レベル	ランク
9点以上	きわめて高い満足度レベル	S
8点以上9点未満	高い満足度レベル	A
7点以上8点未満	やや高い満足度レベル	B
5.5点以上7点未満	通常の満足度レベル	C
4点以上5.5点未満	低い満足度レベル	D
3点以上4点未満	不満足レベル	E
3点未満	早急な改善を要するレベル	F

本設問の加重平均値及び満足度ランク

設問	加重平均値	ランク
職員・スタッフの対応はいかがですか	6.2	C（通常の満足度レベル）

ウ 要望意見

アンケート用紙の自由意見欄から特徴的な評価及び要望意見を抽出し、これに対する指定管理者及び区の対応を整理しています。

③ 経営状況評価

過去3年間の指定管理者の業務について、様々な視点から分析、評価しています。

ア 収支状況評価

過去3年間の指定管理者の業務に係る経費について、協定書等に基づき指定管理者から定期的に提出される事業実績報告書の内容のほか、社会経済状況等も勘案しながら収支の増減に対し分析、評価を実施しています。

イ 事業実績評価

過去3年間の事業実績（主な施設の利用者数、利用率等）について評価します。区の施設は施設ごとに特性が異なります。例えば、区民プラザのように、多数の貸室等を管理し、利用者も不特定多数である施設がある一方、工場アパートや社会福祉施設のように利用者がある程度固定される施設があります。さらに、図書館のように定員という概念がない施設もあります。このため、本項の記載にあたっては、施設ごとに適切な指標を設定し評価します。また収支状況評価の結果を事業実績と組み合わせるなど、効果的な指標の設定を工夫しています。

④ 業務履行状況確認・評価

施設管理運営業務等の履行状況の確認・評価は、通常時モニタリングと同様の手法により実施しています。

⑤ 特記すべき取組みの状況

指定管理者が前年度実施した事業の実績等を記載しています。自主事業などの取組みについては、指定管理者から聞き取りを実施し評価しています。

⑥ 総合所見

下記の基準によりA～Dの4段階で総合的に評価しています。また、所管課の総合所見として「優れた点」「改善すべき点」を記入しています。

総合評価の基準

A	顕著に優れている。 区が期待する水準をかなり上回っている。
B	適切である。 区が期待する水準に達成している。
C	一部不適切である。 協定違反や不履行ではないが、一部に不適切な部分がある。
D	不適切である。 協定内容に違反や不履行がある場合など（指定解除に相当）。

(3) 福祉サービス第三者評価実施施設の取扱い

特別養護老人ホーム等、社会福祉施設については、従来から東京都の福祉サービス第三者評価を実施しています。福祉サービス第三者評価もモニタリング同様、評価検証の手法として利用者アンケートや事業者のセルフモニタリングを活用してい

ることから、福祉サービス第三者評価を実施した年度については、当該評価の実施及び結果の公表をもってモニタリングの実施にかえるものとします。しかし、福祉サービス第三者評価は利用者への情報提供と気づきによるサービス改善を目的としており、モニタリングとは実施の目的が一部異なることから、第三者評価の結果に対し、指定管理の観点から区の考えや指定管理者への指示内容などを示していません。

※福祉サービス第三者評価を実施しない年度については、通常時モニタリングを実施します。

3 財務審査及び労働条件審査

(1) 財務審査

① 実施目的

指定管理者が安定的に継続して公の施設の管理運営を代行できる状況にあることを確認し、区民サービスの維持及び向上を図るため実施します。

② 実施対象

指定管理者制度導入施設の管理運営委託を行っている全ての指定管理者。

③ 審査範囲

指定管理業務の範囲のみでなく、それ以外の業務を含めた事業者全体を対象とします。

④ 実施方法

客観性及び専門性確保のため、公認会計士に委託して実施します。

⑤ 実施時期

指定期間中の毎年度実施します。

(2) 労働条件審査

① 実施目的

指定管理者制度導入施設で働く従業員の労働条件を適切に確保し、区民サービスの維持及び向上を図るために実施します。

② 実施対象

指定管理者制度導入全施設。

※ 同一事業者が複数の同種の施設の指定管理者となっている場合は、いずれか1箇所の施設で労働条件審査を実施します。

③ 実施方法

客観性及び専門性確保のため、社会保険労務士に委託して実施します。

④ 実施時期

・ 指定管理期間が5年の場合は原則として3年目に実施します。ただし、指

定管理期間が5年以上の場合は、その都度協議して実施時期を決定します。

- ・ 必要がある場合は、随時審査を実施できることとします。

4 今後の取組みについて

区は指定管理者の業務に対し、統一的手法によるモニタリングを平成19年度に試行的に実施しました。その後は、学識経験者等外部有識者の意見をお聞きしながらモニタリングの実効性の向上に努めてまいりました。平成26年度からは、外部専門家による財務審査と労働条件審査を導入しています。

今後もより効果的で効率的なモニタリングの実施を通じて、施設サービスの向上に取り組んでまいります。

4. 指定管理者制度を採用するスポーツ施設に対する主な監査手続

第1項の通り大田区のスポーツ施設のうち、指定管理者制度を採用している施設は、①大田区総合体育館、②大田スタジアム、③大森スポーツセンター、④大田区青少年交流センター、⑤平和島公園水泳場、⑥萩中公園水泳場、⑦東調布公園水泳場、の7施設である。これらの施設については、個々に監査対象項目として第4項から第8項で監査の結果を記載しているが、指定管理者制度を採用した施設に対する主な監査手続は次の通りである。

- (1) 法令、条例、指定管理者との協定書等の査閲
- (2) 事業計画書、事業報告書の査閲
- (3) 予算書、決算書の査閲
- (4) 指定管理者選定関連書類の査閲
- (5) 指定管理者モニタリング結果の査閲
- (6) 施設の視察
- (7) 業務日報・月報の査閲
- (8) 人員配置計画と勤務シフト表等との照合
- (9) 収納金管理関連帳簿の査閲
- (10) 備品台帳と現物との照合

第4項 大田区総合体育館

1. 大田区総合体育館の概要

大田区総合体育館（以下、この項において「本施設」という）は、区民の健康をスポーツで支え、区民がスポーツを楽しみ感動に出会うことができる、生涯スポーツの拠点となることを目指しており、スポーツをして楽しむ「するスポーツ」と、各競技のトップレベルのプレーを観戦して楽しむ「みるスポーツ」をコンセプトに平成24年6月に開設され、都内でも有数の観客収容機能と防災機能も兼ね備えた施設となっている。また、本施設の開館に合わせて、区はスポーツ健康都市を宣言している。

本施設は観光・国際都市部スポーツ推進課が所管している。本施設には指定管理者制度が採用されており、指定管理者が本施設の管理運営を行い、区は適切にその管理運営が行われていることを確認するため、指定管理者の監督を行っている。指定管理者の業務の範囲は、条例に基づき基本協定書で定められており、次の通りである。

- ① 施設、付帯設備又は特殊器具（以下、「施設等」という。）の利用に関する業務
- ② 施設等の維持及び修繕に関する業務
- ③ 区民を対象とした体育・スポーツの普及及び推進に関する業務
- ④ 上記に掲げるもののほか、本施設の運営に関して区が必要と認める業務

本施設は、新スポーツ健康ゾーン内に存在するスポーツ施設であり、土日祝日はほとんどが「みるスポーツ」関係のイベントで埋まっており、競技の種目としては、格闘技、バレーボール、バスケットボールが中心である。

(1) 所在地及びアクセス

住所	大田区東蒲田 1-11-1
アクセス	京急梅屋敷駅より徒歩約5分 京急蒲田駅より徒歩約7分 JR・東急蒲田駅より徒歩約15分

(2) 施設の概要

本施設の指定管理者は、住友不動産エスフォルタ・NTT ファシリティーズグループ（代表法人：住友不動産エスフォルタ株式会社、構成法人：株式会社NTTフ

アシリティーズ) となっている。

なお、指定管理期間は平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日までとなっており、包括外部監査人の監査期間中に令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日の指定期間の指定管理者の選定が行われ、引き続き同じ団体が指定されている。新しい指定管理期間に関する指定管理者選定手続等については、当年度の包括外部監査の監査手続の実施時期との関係で監査手続を実施できていない。

本施設の利用時間は 9:00～21:00 となっており、大田区総合体育館内の施設は次の通りである。

施設名	詳細		
メインアリーナ	アリーナ面積	1,824 m ² (48m×38m)	
	天井高さ	最高 21m	
	競技用コート	バスケットボールコート	2 面
		バレーボールコート	3 面
		バドミントンコート	10 面
	観客席	合計	4,012 席
		固定席	2,186 席
		可動席	1,816 席
		車いす席	10 席
	収容定員	4,887 人	
付帯設備	天吊式スコアボード等		
サブアリーナ	アリーナ面積	646 m ² (34m×19m)	
	天井高さ	8m	
	競技用コート	バスケットボールコート	1 面
		バレーボールコート	1 面
		バドミントンコート	4 面
観客席	200 席		
体育室 1	面積	約 120 m ² (11m×11m)	
	付帯設備	ダンスバー、鏡	
体育室 2	面積	約 120 m ² (11m×11m)	
	付帯設備	鏡	
会議室	面積	約 90 m ² (21m×4.3m)	
		3 分割時 約 30 m ² (7m×4.3m)	
弓道場	規模	近的 (28m) 5 人立	
	付帯設備	巻藁室、看的室、審判員室、男女更衣室、床暖房	
駐車場	地下 2 階	62 台 (うち身障者用 3 台) (高さ制限 2.4m)	

	地上	大型バス等 3 台
駐輪場等	地下 2 階	バイク 12 台
	地上	自転車 148 台
その他	控室 2 室、だれでもトイレ 6 か所、更衣室（身障者用更衣室あり）、キッズルーム、放送室等	

(3) 建築概要

構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部 鉄筋コンクリート造 鉄骨造
建築面積	5,826.51 m ²
延床面積	13,983.36 m ²
最高高さ	19.99m
着工	平成 21 年 6 月 16 日
竣工	平成 24 年 3 月 16 日
開館	平成 24 年 6 月 30 日
総工費	約 71 億円
設計者	株式会社石本建築事務所
施工者	
建築	フジタ・幸・河津・甲田建設工事共同企業体
電気	サンテック・新星・高田・仲村建設工事共同企業体
機械	朝日・装芸・福進建設工事共同企業体
昇降機	フジテック株式会社

(4) 利用実績

平成 30 年度の年間の利用実績は次の通りである。なお、利用可能なコマ数は、弓道場以外は 1 日 4 コマ（午前・午後 A・午後 B・夜間の 4 区分）となっている。ただし、メインアリーナは半面利用が可能のため、1 日 8 コマ（4 区分×2 面）である。弓道場は 1 日 3 コマ（午前・午後・夜間の 3 区分）である。

施設	利用可能		利用		利用率	
	日数	コマ数	日数	コマ数	日数	コマ数
メインアリーナ	351	2,808	351	2,694	100.0%	95.9%
サブアリーナ	351	1,404	350	1,336	99.7%	95.2%
体育室 1	351	1,404	332	1,296	94.6%	92.3%
体育室 2	351	1,404	330	1,298	94.0%	92.5%
会議室	351	1,404	332	1,317	94.6%	93.8%

控室 1	351	1,404	206	777	58.7%	55.3%
控室 2	351	1,404	197	745	56.1%	53.1%
弓道場	349	1,047	349	1,047	100.0%	100.0%

<アリーナ種目別利用状況>

種目	メインアリーナ		サブアリーナ	
	利用コマ数	利用割合	利用コマ数	利用割合
バスケットボール	723	26.8%	577	43.1%
フットサル	165	6.1%	187	14.0%
バレーボール	299	11.1%	138	10.3%
卓球	104	3.9%	19	1.4%
テニス	475	17.6%	-	-
バドミントン	-	-	20	1.5%
その他	928	34.4%	395	29.6%
合計：	2,694	100.0%	1,336	100.0%

<各室利用人数>

施設	利用人数（人）
メインアリーナ	291,439
サブアリーナ	11,960
体育室 1	19,960
体育室 2	19,490
会議室	7,079
弓道場	11,593
合計：	361,521

※ 全館貸切利用時の来館者数はメインアリーナに集計されている。

<スポーツ利用率（全施設累計）>

利用種別	利用回数（回）	利用率（%）
スポーツ	9,936	94.8%
スポーツ以外	546	5.2%

<主な全館貸切イベント及び来館者数>

月	イベント名	来館者数 (人)
4月	B-league 2017-18 B2 第26節 アースフレンズ東京Z vs F.イーグルス名古屋	2,065
	スズキワールドカップ2018 第29回エアロビック世界大会	3,600
	B-league 2017-18 B2 第30節 アースフレンズ東京Z vs 信州ブレイブサンダース	1,770
5月	関東大学バスケットボール選手権大会	970
	大田区卓球連盟 卓球大会	1,180
	聴覚障害者バレーボール関東大会	170
	第60回東京都理容競技大会	1,950
	ワタナベボクシング ダブル世界戦	3,652
	FUJI BOXING 井上尚弥 3階級制覇挑戦&拳四郎 V3戦	4,212
6月	NHK 学生ロボコン2018 ～ABU アジア・太平洋ロボコン代表選考会～	4,250
	バスケットボール男子日本代表国際強化試合2018	3,771
	第37回東日本大学バレーボール選手権大会	1,346
	第5回おおたスポーツ健康フェスタ	1,800
7月	第60回ガラ・ド・ラ・コワフェール2018	2,815
	第76回早慶バスケットボール定期戦	3,200
	新日本プロレス G1 CLIMAX28	8,013
	こどもチャレンジカップ第11回全国大会	4,376
	アブダビ・グラนด์スラム2018 東京大会	1,920
8月	全日本ブラジリアン柔術オープントーナメント	1,760
	第47回ハンドボール関東中学校大会	3,210
	B. LEAGUE U-15 CHANPIONSHIP 2018	5,455
	KNOCK OUT SUMMER FES. 2018	3,728
	おおた 企業夏のスポーツ祭り2018	450
9月	区民スポーツ大会総合開会式	2,180
	第4回東京六大学ストリートダンスリーグ	1,639
	FIBA バスケット W-CUP2019 アジア二次予選	4,122
	第38回バトントワーリング東京都大会	1,250

	DANGEROUS GATE 2018	3,780
	第14回全日本学生室内飛行ロボットコンテスト	1,280
10月	大相撲平成30年度秋巡業 東京大田場所	4,708
	第4回まもりんピック	770
	第35回区民スポーツまつり	5,200
	しょうがい者の日のつどい	4,100
	B-league 2018-19 B2 第5節 アースフレンズ東京Z vs 西宮ストークス	1,515
	2018/19 V.LEAGUE DIVISION1 MEN サントリーサンバーズ vs JTサンダーズ	3,181
11月	スズキワールドカップ2019 日本代表選手選考会	3,943
	WJBL2018-19 レギュラーシーズン 東京羽田ヴィッキーズ vs 日立ハイテククーガーズ	2,090
	Fリーグ2018/19 DIVISION1 第22節 フウガドールすみだ vs 立川・府中アスレティックFC	1,205
	2018/19 V.LEAGUE DIVISION1 WOMEN NECレッドロケッツ vs 久光製薬スプリングス	2,915
	ミキプルーンスーパーカレッジ2018 全日本大学バレー選手権 東京大会	3,480
12月	B-league 2018-19 B2 第11節 アースフレンズ東京Z vs 八王子ビートレインズ	2,676
	TOMAS CUP 2018 第34回東京ミニバスケットボール大会	1,200
	第70回 全日本バスケットボール選手権記念大会	11,873
	平成30年度 天皇杯・皇后杯 全日本バレーボール選手権大会	6,740
	Denka presents Wリーグオールスター2018-19 in TOKYO	3,494
	FUJI ボクシング2018 トリプル世界戦	3,417
	第15回東京都バトントワーリングコンテスト	1,466
1月	平成30年度 成人のつどい	3,700
	VJBL2018-19 レギュラーシーズン 東京羽田ヴィッキーズ vs トヨタ自動車アンテロープス	4,395
	2018/19 V.LEAGUE DIVISION1 MEN	4,965

	豊田合成 vs JT、サントリー vs 大分三好 JT vs 大分三好、サントリー vs 豊田合成	
2月	アースフレンズ東京Z・東京羽田ヴィッキーズ共催試合 アースフレンズ東京Z vs 香川ファイブアローズ 東京羽田ヴィッキーズ vs アイシンAWウィングス	4,938
	アースフレンズ東京Z・東京羽田ヴィッキーズ共催試合 東京羽田ヴィッキーズ vs トヨタ紡織サンシャインラビッツ アースフレンズ東京Z vs 青森ワッツ	6,953
	KNOCK OUT 2019 WINTER 「THE ANSWER IS IN THE RING」	2,516
	2018/19 V.LEAGUE DIVISION1 MEN FC東京 vs JT、ジェイテクト vs サントリー	3,489
	パラ競技観戦・体験イベント 「BEYOND STADIUM」	1,790
3月	第20回 WJBL2018-19 プレーオフ ファイナル JX-ENEOS サンフラワーズ vs 三菱電機コアラーズ	6,333
	新日本プロレス「旗揚げ記念日」	4,210
	おおたアクションデーfor2020	2,195
	RISE WORLD SERIES 1st Round	4,393
	Vリーグ DIVISION1 MEN ファイナルステージ ファイナル6	6,585
	B-league 2018-19 B2 第29節 アースフレンズ東京Z vs 信州ブレイブウォーリアーズ	3,944
	その他のイベント：	61,398
	総計：	265,691

※ 来館者数にはイベント関係者も含まれている。

(5) 施設予約

本施設の利用については、区内在住・在勤・在学に限定されておらず、誰でも利用することができる。ただし、予約開始時期については、区内の個人・団体の方が区外の個人・団体よりも早く設定されており、利用料金については、区内利用者と区外利用者では利用料金が異なっており、区外利用者の利用料金が高く設定されている（後述する(6)「利用料金」を参照）。「区内」と「区外」の区分は次の通りである。

区内	<u>個人で施設利用する場合（弓道場利用含む）</u> 利用する方が大田区内在住、在勤または在学の方 <u>団体で施設利用する場合（弓道場利用含む）</u> 代表者及び構成員の半数以上が大田区内在住、在勤または在学の団体
区外	上記以外の個人・団体

※ 団体で弓道場を利用する場合は、事前に団体登録申請が必要となっている。

本施設の予約は、大田区公共施設利用システムの「うぐいすネット」（後述する第10項「うぐいすネット」を参照）を利用することはできず、原則、本施設の窓口での受付となる。利用者が入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合以外の一般利用（弓道場を除く）については、利用日の4か月前から予約が可能となる。利用者及び利用目的別の予約開始日は次の通りである。

利用目的	予約開始日（利用日基準）
区内の個人・団体によるスポーツ利用	4か月前
区外の個人・団体によるスポーツ利用 又は、スポーツ以外の利用	1か月前
メインアリーナの半面利用	1か月前の翌日

なお、利用者が入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合のイベント等の予約は、それ以外の一般利用の予約受付の前から利用申請が可能となっている。一般利用する個人又は団体が予約可能な日程は、5か月前に指定管理者のホームページ上で公開されている。

弓道場の利用については、個人利用の場合は、利用日当日に券売機で利用券を購入しての利用となる。ただし、最初の利用時に利用登録が必要である。利用登録においては、1級以上の段位保有が条件となっているが、本施設の弓道場でも弓道連盟が主催する教室が開催されており、そこで段位を取得することが可能となっている。団体利用についても、団体登録申請が必要であり、登録により貸切利用が可能となる。

(6) 利用料金

「大田区総合体育館条例」が定める利用料金の範囲内で定められており、本施設は指定管理者制度における「利用料金制度」を採用している。利用料金は以下の通りである。

<一般利用>

全国レベルの大会や入場料等を徴収する場合等の全館貸切利用以外の個人又は団体による利用に適用される利用料金は次の通りである。

(単位：円)

区内利用者							
施設名		利用区分	午前	午後1	午後2	夜間	全日
		利用時間	9:00-12:00	12:00-15:00	15:00-18:00	18:00-21:00	9:00-21:00
		利用日	利用料金				
メインアリーナ	全面	平日	16,000	16,000	21,000	28,600	81,600
		土・日・休日	28,600	28,600	28,600	28,600	114,400
	半面	平日	8,000	8,000	10,500	14,300	40,800
		土・日・休日	14,300	14,300	14,300	14,300	57,200
サブアリーナ		平日	6,300	6,300	8,200	11,200	32,000
		土・日・休日	11,200	11,200	11,200	11,200	44,800
体育室 1		平日	3,000	3,000	3,900	5,400	15,300
		土・日・休日	5,400	5,400	5,400	5,400	21,600
体育室 2		平日	3,000	3,000	3,900	5,400	15,300
		土・日・休日	5,400	5,400	5,400	5,400	21,600
会議室		平日	2,000	2,000	2,600	3,600	10,200
		土・日・休日	3,600	3,600	3,600	3,600	14,400
控室 1		平日	3,600	3,600	4,100	4,900	16,200
		土・日・休日	4,900	4,900	4,900	4,900	19,600
控室 2		平日	3,600	3,600	4,100	4,900	16,200
		土・日・休日	4,900	4,900	4,900	4,900	19,600

(単位：円)

区外利用者							
施設名		利用区分	午前	午後1	午後2	夜間	全日
		利用時間	9:00-12:00	12:00-15:00	15:00-18:00	18:00-21:00	9:00-21:00
		利用日	利用料金				
メインアリーナ	全面	平日	19,200	19,200	25,200	34,300	97,900
		土・日・休日	34,300	34,300	34,300	34,300	137,300
	半面	平日	9,600	9,600	12,600	17,200	49,000
		土・日・休日	17,200	17,200	17,200	17,200	68,600

サブアリーナ	平日	7,600	7,600	9,800	13,400	38,400
	土・日・休日	13,400	13,400	13,400	13,400	53,800
体育室 1	平日	3,600	3,600	4,700	6,500	18,400
	土・日・休日	6,500	6,500	6,500	6,500	25,900
体育室 2	平日	3,600	3,600	4,700	6,500	18,400
	土・日・休日	6,500	6,500	6,500	6,500	25,900
会議室	平日	2,400	2,400	3,100	4,300	12,200
	土・日・休日	4,300	4,300	4,300	4,300	17,300
控室 1	平日	4,300	4,300	4,900	5,900	19,400
	土・日・休日	5,900	5,900	5,900	5,900	23,500
控室 2	平日	4,300	4,300	4,900	5,900	19,400
	土・日・休日	5,900	5,900	5,900	5,900	23,500

＜全国レベルの大会や入場料等を徴収する場合等の利用＞

弓道場を除く全施設貸切利用に適用される利用料金は次の通りである。なお、「入場料等を徴収する場合」及び「入場料等を徴収しないスポーツ利用以外で営利を目的とする利用の場合」は、区内利用者と区外利用者の区別はない。

(単位：円)

入場料等を徴収する場合					
利用区分	区分	アマチュアスポーツ			アマチュアスポーツ以外
	入場料 (最高額)	1,000 円以下	1,001 円以上 3,000 円以下	3,001 円以上	
	利用時間	利用料金			
平日	9:00-21:00	214,000	271,000	427,000	832,000
土・日・休日	9:00-21:00	299,000	380,000	598,000	1,165,000

(単位：円)

入場料等を徴収しない場合				
利用区分	区分	区内利用者	区外利用者	スポーツ利用以外で営利を目的とする利用
	利用時間	利用料金		
平日	9:00-21:00	186,800	224,100	934,000
土・日・休日	9:00-21:00	256,000	307,200	1,280,000

＜弓道場の利用＞

弓道場の個人利用及び団体による貸切利用に適用される利用料金は次の通りである。

(単位：円)

区内利用者				
時間区分		午前	午後	夜間
利用時間		9:00-12:00	13:00-16:30	17:30-21:00
利用区分		利用料金		
個人利用	一般利用	400	450	500
	高校生以下	200	220	250
貸切利用		4,000	4,500	5,000

(単位：円)

区外利用者				
時間区分		午前	午後	夜間
利用時間		9:00-12:00	13:00-16:30	17:30-21:00
利用区分		利用料金		
個人利用	一般利用	400	450	500
	高校生以下	200	220	250
貸切利用		4,800	5,400	6,000

2. 大田区総合体育館の監査手続及び結果

本施設は、観光・国際都市部スポーツ推進課の所管で指定管理者制度により管理運営がされている。本施設の管理運営に関する事務について、第3項の4「指定管理者制度を採用するスポーツ施設に対する主な監査手続」で記載した監査手続を実施した。

詳細は後述するが、監査の過程において、契約書等の提出を依頼した際に、最終的に締結されたものではなく、古いデータを出力した資料を提出する等、提出書類の不備が多数発生しており、スポーツ推進課の契約書等の管理を含む、組織としての管理体制に不備があるとの疑念を抱かざるを得ない状況があった。以下に監査結果を記載する。

(1) 指定管理者の選定

平成 29 年度～令和元年度の指定管理期間の指定管理者選定に係る書類（募集要項、応募団体からの提出書類、選定委員会議事録、指定議案提出議決、指定告示、指定通知等）を査閲した。

応募してきた団体は、3 団体（いずれも共同事業体）で、大田区総合体育館指定管理者候補者選定委員会の審査の結果、評価点の最も高い団体である住友不動産エスフォルタ・NTT ファシリティーズグループが優先交渉権者として選定され、議会の議決を経て指定管理者に指定されている。

監査手続を実施した結果、以下の検出事項を除き、問題は検出されなかった。

(指摘 No. 11)

指定管理者募集要項等の決定及び公募の開始についての決定において、公募の開始日が平成 28 年 8 月 26 日となっているにもかかわらず、決定日が平成 28 年 8 月 31 日となっており、適切な事務が行われていない。

(指摘 No. 12)

指定管理者の選定に係る書類一式の依頼に対し、当初提出された「指定管理者募集要項」のコピーは、最終版ではないものであった。指定管理期間が基本協定書で締結された期間と異なることから所管課であるスポーツ推進課へ問い合わせたところ最終版ではないことが判明した。

資料の提出依頼時にも資料の分量が多いものは、コピーなしで、オリジナルの書類が綴じ込まれているファイル等の提出で構わないとの依頼をしているが、コピーのみでの提出があったものであった。しかしながら、提出された資料は、オリジナルの書類をコピーしたものではなく、担当者が保存しているデータを改めて出力し提出したものであって、そのデータが最終版ではなかったために、オリジナルの資料との不整合が生じたものである。

本来、コピーを提出するのであれば、スポーツ推進課での事務の執行に使用したオリジナルの資料をコピーしたものを提出すべきである。事情によって、データのコピーを提出するようなことになる場合は、オリジナルの資料との照合の上、上長の確認・承認を取った上で提出するような手続を踏むべきである。

なお、監査手続上は、オリジナルの募集要項を確認するとともに、そのコピーを改めて入手した。

(2) 基本協定書及び年度協定書

本施設の平成 29 年 3 月 31 日締結の「大田区総合体育館の管理に関する基本

協定書」(以下、この項で「基本協定書」という)、「大田区総合体育館の管理に関する仕様書」(以下、この項で「仕様書」という)を含む)、平成30年4月1日締結の「大田区総合体育館の管理に関する年度協定書」(以下、この項で「年度協定書」という)の内容及び締結事務について監査手続を実施した結果、以下の検出事項を除き、問題は検出されなかった。

(指摘 No. 13)

基本協定書において、別紙3として「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」が定められているが、当該条項は平成27年1月27日改正のものである。その後、当該条項は平成31年1月15日に改正されているが、基本協定書の変更協定書の締結や年度協定書又は覚書等においても改正後の条項を締結することはされていない状況であった。個人情報及び機密情報の取扱いは常に新しい法令等に基づいて管理されるべきものであり、改正があった場合には、変更協定書の締結又は改正後の条項の提示等、指定管理者に改正後の条項を遵守させるための措置を講じることが必要である。なお、第8項で後述する公園水泳場3施設のそれぞれの指定管理者との契約も同様の状況であった。

(指摘 No. 14)

指定管理者と締結した基本協定書の提出依頼に対し、基本協定書に添付されて当初提出された仕様書のコピーは、最終版ではなく、前回の指定管理期間に係る仕様書であった。所管課が以前の所管課名となっていたり、平成24年6月の開館イベントに関する記述が複数あったりしたため、所管課であるスポーツ推進課へ問い合わせたところ最終版ではないことが判明した。

上記(1)「指定管理者の選定」の指摘No.12でも指摘したように課内での資料の管理手法を改善する必要があると思われるため、適切な業務フローを構築し、それを明文化する等により課内での運用を徹底する必要があるものとする。

(指摘 No. 15)

平成30年度の年度協定書を査閲したところ、第4条「平成30年度の指定管理料」が引用する基本協定書の条文番号を誤っていた。第31条第2項を引用しているが、正しくは第30条第2項である。

同様に第5条「平成30年度の利益の還元」が引用する基本協定書の条文番号も誤っていた。第32条を引用しているが、正しくは第31条である。

さらに、平成31年度(令和元年度)の年度協定書も入手して確認したところ、同様の誤りがあったため、所管課であるスポーツ推進課へ指摘し、指定管理者にも確認の上、平成31年度の年度協定書は削除・加筆により修正されている。

(3) 事業計画書

平成 30 年度及び平成 31 年度（令和元年度）の指定管理者が提出した事業計画書を査閲した結果、以下の検出事項を除き、問題は検出されなかった。

(指摘 No. 16)

事業計画書は、仕様書において、毎年度自主事業等に関する事業計画書を作成し、区と事前に協議を行った上で前年度の 3 月 25 日までに提出しなければならないとされている。

平成 30 年度の事業計画書は平成 30 年 3 月 26 日で 25 日が日曜日であったため翌営業日での提出となるため問題ないが、平成 31 年度の事業計画書の提出日は 25 日が平日にもかかわらず、平成 31 年 3 月 27 日となっており、提出期日が守られていない。

公の施設の適切な管理運営のためには、指定管理者の業務を適切に監督することが必要であり、その監督のために指定管理者の業務に関して作成及び提出を要求している書類については、提出期日の遵守を徹底させることが必要である。

現状の期日を守ることが厳しい状況であれば、区と指定管理者で協議の上、区側で問題がなければ期日を延ばす等の対応をしてでも、期日を遵守してもらうことの方が、指定管理者への牽制機能等、統制面の効果を考慮すると大切なことだと考えられる。

(指摘 No. 17)

事業計画書に記載すべき項目についても、仕様書で規定されており、次の項目を記載することが指定管理者に求められている。

① 概要

当該年度の特徴、新規事業等

② 収支計画

収入： 利用料金収入、自主事業収入、カフェ収入、自動販売機収入、その他収入の金額を千円単位で記載する。

支出： 本仕様書の「一般管理業務」、「施設運営に関する業務」及び「施設及び設備維持管理業務」に係る経費の金額を千円単位で記載する。

③ 基本事項

開館時間、休館日、利用料金、再委託先

- ④ 運営組織体制
組織体制、人員構成、研修計画
- ⑤ 施設及び設備維持管理業務計画
定期点検整備計画、業務委託計画（第三者への委託）
- ⑥ 運営業務計画
大会及び試合の誘致計画、自主事業計画、カフェ運営計画

上記の項目のうち、⑤「施設及び設備維持管理業務計画」に関する記述の中で、「『別表（維持管理年間スケジュール）』に基づき」との文言があるが、所管課から提出された平成30年度の事業計画書には、この別表が添付されていなかった。なお、平成31年度の事業計画書については、別表を別途入手して内容を確認した。

上記(1)「指定管理者の選定」の指摘 No. 12 でも指摘したように課内での資料の管理手法を改善する必要があると思われるため、適切な業務フローを構築し、それを明文化する等により課内での運用を徹底する必要があるものとする。

（意見 No. 31）

事業計画書に添付されている「維持管理業者一覧」では、維持管理を委託している業者名が記載されているが、本施設については、維持管理業務等を一括して、株式会社オーエンスに再委託している。同社は、区の他のスポーツ施設（大田スタジアム、大森スポーツセンター、青少年交流センター、平和島公園水泳場）の指定管理者にも指定され（大田スタジアムと大森スポーツセンターについては、大田区スポーツ協会との共同事業体での指定）、施設の維持管理業務を実施しているが、すべての業務を自身が実施している訳ではなく、同社も再委託によっている。したがって、本施設においては、区の立場からすると維持管理業務の多くが再々委託に出されていることになる。

他のスポーツ施設の指定管理者としての実績からも、委託先の管理についての能力に問題はないと思われるが、このような契約形態は、外観からは経済性及び効率性の観点で望ましくない効果が生じていることが危惧されてしまう。

同社に一括再委託するにおいては、他3社からも見積を入手して、見積金額、実績、専門知識等を総合的に勘案して、同社に決定したとのコメントが指定管理者からあったが、平成28年度中の指定管理者の選定過程において、選定委員会の議事録等の関連資料の査閲をした限りでは、一括再委託の妥当性又は正当性等について、全く議論された形跡はない。

他のスポーツ施設と同様に同社に指定管理者に就任してもらう方が、経済的・効率的な管理運営ができる可能性もあるため、一括再委託の意義について、所管

課であるスポーツ推進課においても検証することが必要なものとする。また、再委託先の選定に関しては、一定の選定基準を設け、その選定過程について、指定管理者から報告を受ける等の対応が望まれる。

(4) 事業報告書

平成 30 年度の指定管理者が提出した事業報告書（指定管理者が提出している報告書の名称は「平成 30 年度運営報告書」）を査閲した。監査手続を実施した結果、以下の検出事項を除き、問題は検出されなかった。

(指摘 No. 18)

事業報告書は、基本協定書及び仕様書において、指定管理者は毎年度終了後 30 日以内に区に提出しなければならないとされている。事業報告書に記載すべき項目についても、基本協定書及び仕様書で規定されており、次の項目を記載することが指定管理者に求められている。

- ① 業務の実施状況
- ② 施設の利用状況（利用者数、施設の稼働状況、大会及び試合の実施状況、競技種目別利用状況等）
- ③ 利用料金の収入の明細
- ④ 業務に係る経費等の収支の明細
- ⑤ 自主事業の実施状況
- ⑥ 上記項目に関する自己評価（分析及び評価を行い、事業計画に反映すること）
- ⑦ その他管理施設の状況を把握するために必要な事項

しかしながら、最初に提出された事業報告書には、③「利用料金の収入の明細」、④「業務に係る経費等の収支の明細」及び⑥「上記項目に関する自己評価」に関する書類が添付されていなかった。

上記 (1)「指定管理者の選定」の指摘 No. 12 でも指摘したように課内での資料の管理手法を改善する必要があると思われるため、適切な業務フローを構築し、それを明文化する等により課内での運用を徹底する必要があるものとする。

(指摘 No. 19～21)

上記の指摘 No. 18 の続きであるが、所管課であるスポーツ推進課に当該 3 点の書類の有無を確認したところ、別途提出を受けたが、以下の点でそれぞれ問題がある。

利用料金の収入の明細 (指摘 No. 19)

売上件数及び売上金額が記載されたタイトルが「入金実績」となっている資料が提出されたが、平成 30 年度の利益の還元に関する資料を依頼した際に入手できた「平成 30 年度大田区総合体育館収支報告書」に計上されている収入項目の金額と一致しないものであった。

この差異の原因をスポーツ推進課に確認してもらったところ、「入金実績」は次年度の利用料金の振込金額も含む、入金ベースでの金額となっており、利用に基づいた収入となっていないことが分かった。「利用料金の収入の明細」とはなっていないため、改善が必要である。

業務に係る経費等の収支の明細 (指摘 No. 20)

一般管理費の内訳が記載されたタイトルが「維持管理経費」でサブタイトルが「内訳『業務に係る経費等の収支の明細』」となっている資料が提出された。この資料には収入に関する事項が一切記載されておらず、仕様書等で要求されている内容を満たすものではない。

平成 30 年度の利益の還元に関する資料を依頼した際に入手できたものであるが、「平成 30 年度大田区総合体育館収支報告書」の内容と同様のものがこの項目に該当するものと考えられるため、改善が必要である。

上記項目に関する自己評価 (指摘 No. 21)

指定管理者が実施している大田区の施設以外の施設も含む、アンケート調査の結果が提出されたが、分析結果等、所見が述べられている訳ではなく、仕様書等で要求されている内容を満たすものではないため、改善が必要である。

以上の通り、スポーツ推進課において、指定管理者が提出している書類の管理が適切にできていない。また、この事実について、包括外部監査人からの指摘を受けるまで気が付いておらず、指定管理者を監督する体制に不備があるものといわざるを得ない。指定管理者からの提出書類の適正性について、すべての書類を早急に確認し直し、適切な書類の提出を指導することが必要である。

(指摘 No. 22)

事業報告書の記載項目の②「施設の利用状況」において、「主な全館貸切イベント」として、月ごとのイベント内容及び来場者数を記載した資料があるが、「決算特別委員会資料」として作成されている「区民利用施設の利用実績」に記載されている「主なイベントの来館者数」と記載しているイベントに差異がある。来館者数は基本的に一致しているものの、主なイベントとして開示しているイベントに一貫性が全く感じられない。

来場者又は来館者数の多いイベントであっても、一方では開示されているのに、もう一方では開示されていないようなことが起こっている。両資料ともに指定管理者が作成したものとのことであるが、資料間での整合性が図れていないと、資料の信憑性にも疑義が持たれかねないため、開示すべきイベントを決める基準を指定管理者との間で設定することが必要なものと考ええる。

さらに、「決算特別委員会資料」の方では、来館者の総計が開示されているが、この資料が貸切イベントを網羅したものではないため、この「来館者の総計」は意味のない数値となっている。全館貸切イベントの来場者数は、265,691人であるのに対して、その総計は204,293人となっている。資料の利用者に誤解を与える可能性があるため、改善することが必要である。

なお、所管課であるスポーツ推進課では、この事実について、包括外部監査人からの指摘を受けるまで気が付いておらず、指定管理者を監督する体制に不備があるものといわざるを得ない。指定管理者からの提出資料の管理に関する体制を改善することが必要なものと考ええる。

上述した、1「大田区総合体育館の概要」の(4)「利用実績」で記載した「主な全館貸切イベント及び来館者数」は、「決算特別委員会資料」で開示されているイベントを対象として記載し、来館者数の総計との差額を「その他」として一括して記載しているものである。

(5) 月次報告書

月次報告書は、基本協定書及び仕様書において、指定管理者は、事業報告書の記載事項①～③及び⑤～⑦については翌月20日まで、④については翌月末までに、区に提出しなければならないとされている。令和元年度の10月までの月次報告書を査閲した結果、以下の検出事項を除き、問題は検出されなかった。

(指摘 No. 23)

記載事項④「業務に係る経費等の収支の明細」は「2019年〇月大田区総合体育館収支報告書」というタイトルの資料が提出されているが、日付の記載欄はあるものの、日付が記載されていない。提出期限も設定されている資料であるため、

日付を記載する必要がある。

(指摘 No. 24)

記載事項③「利用料金の収入の明細」は、事業報告書の指摘 No. 19 と同様の問題があり、記載事項④の提出書類である「2019 年〇月大田区総合体育館収支報告書」の収入金額と一致しておらず、「利用料金の収入の明細」となっていないため、改善が必要である。

(指摘 No. 25)

10 月の月次報告書に記載事項④の提出書類である「2019 年 10 月大田区総合体育館収支報告書」がファイルされていなかった。所管課であるスポーツ推進課に確認したところ、令和元年 12 月 12 日時点で未入手であることが判明した。提出期限は翌月末となる 11 月 30 日であるため、提出期限を守れていないこととなる。

また、提出期限が守られていないにもかかわらず、包括外部監査人より先に所管課であるスポーツ推進課から催促がされていなかったことは問題であり、指定管理者を監督する体制に不備があるものといわざるを得ない。指定管理者からの提出資料の管理に関する体制を改善することが必要なものと考えている。

(6) 業務日報

業務日報は、基本協定書及び仕様書において、指定管理者は、事業報告書の記載事項①～⑤及び⑦について日報を作成し、保管しなければならないとされている。現地視察時に令和元年度の業務日報を査閲した結果、以下の検出事項を除き、問題は検出されなかった。

(指摘 No. 26)

令和元年 10 月 12 日の台風による臨時休館日の日報が作成されていなかった。警備等も含め、当日は館長が前日から宿直で業務を行っており、その業務内容を日報として保存することが必要なものと考えている。

なお、仕様書の第 2「管理の基準」の【5】「災害等及び緊急時の対応」の 2「台風及び降雪への対応」では、指定管理者が施設管理者として講じるべき対応策が明記されており、その対応をどのように行ったかの記録を残すことも必要である。

(7) 人員配置計画

現地視察時にスタッフ一覧及び11月の勤務予定表を入手し、人員配置計画との整合性について指定管理者から説明を受けた。その結果、検出事項はなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(8) 現金預金の管理

現金預金関係の出納簿を査閲するとともに、金庫内での現金等の管理状況を指定管理者に質問した。その結果、検出事項はなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(9) 備品の管理

現地視察時に備品台帳(備品Ⅰ及び備品Ⅱが記載されているもの)を入手し、台帳に記載のある備品が施設内に適切な保管状況で存在するか、また、施設内に存在する備品が備品台帳に記載されていることを確認するため、無作為に10件以上のテストを実施した。

上記監査手続の結果、以下の検出事項を除き、備品管理シールは適切に貼付されており、備品の管理は適切に行われているものと判断した。

(指摘 No. 27)

備品Ⅱについて、資産管理シールが貼付されていなかった。備品Ⅱも備品Ⅲも管理台帳は作成されているものの、どちらも現物に資産管理シールが貼られていない。このため、備品Ⅱと備品Ⅲの区分が不明確であるとともに、台帳記載のものとの同一物性の確認が容易ではなくなるため、備品Ⅱ及び備品Ⅲともに資産管理シールを貼り付け、区に所有権のあるものと指定管理者に所有権のあるものとを明確に区分して管理することが必要である。

(指摘 No. 28)

備品の基準金額が2万円から5万円以上に変更されたことに伴い、備品に該当しなくなったものがあるが、これらは、備品台帳から削除されるとともに、現物には「消耗品振替」と明記したシールを貼っている。しかしながら、このようなシールが貼られておらず、備品としての資産管理シールが貼られたままのものが存在した。「消耗品振替」のシールが剥がれてしまったことによるとのこと

であるが、備品の適切な管理のためにも資産管理シール等の貼付も徹底することが必要なものとする。

(10) 自主事業等

指定管理者は自主事業も積極的に実施しており、各種スポーツ教室、施設の個人開放等を行っている。平成30年度の自主事業等の収入（指定管理料収入と利用料金収入以外の収入）及び事業概要は次の通りである。

(単位：円)

収入内容	金額
自主事業収入	62,643,475
カフェ収入	3,183,620
物販収入	2,875,251
自動販売機収入	1,487,665
その他経費収入	167,235
合計：	70,357,246

<スポーツ教室の利用状況>

(単位：人)

	第1期 (4～6月)	第2期 (7～9月)	第3期 (10～12月)	第4期 (1～3月)
スポーツ教室登録者数	9,480	9,775	9,950	10,150
延参加人数	14,196	12,580	14,135	14,157
定期コース申込者数	1,778	1,831	1,966	1,850
定期コース稼働率	71%	73%	78%	73%
体験者数	232	151	127	154

<個人開放>

(単位：人)

種目	参加人数
卓球	1,791
バドミントン	1,580
バスケットボール	1,251
合計：	4,622

<フットサル>

参加者数：640人

自主事業に関する事業計画書及び事業報告書等内容を査閲した結果、検出事項はなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(11) 施設の維持及び修繕

本施設の維持及び修繕については、基本協定書において、1件につき50万円以上のものについては、区が自己の責任及び費用において実施するものとし、1件につき50万円未満のものについては、指定管理者の責任において指定管理料により行うものとされている。

平成30年度の年間の指定管理料に含まれる修繕費の金額は、4,800,000円を想定し概算払をしているが、最終的には3,825,219円の実施となり、差額974,781円は精算されて区に返還されている。

現地視察において、施設設備を案内してもらっているが、施設の維持及び修繕の状況は概ね良好であり、特別に早急に対応しなければならないような箇所は検出されなかった。

ただし、令和元年度に実施された平成30年度を対象とした指定管理者モニタリング結果の「指定管理者総合所見」に「今後の課題」として、「アリーナ床面の劣化が激しく全体的な改修修繕の実施が必要となる」旨が記載されている。これに対しては、令和元年度に床面工事を実施した旨が所管課から伝えられている。なお、令和元年度の修繕費の概算払は5,450,000円に増額されている。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(12) 指定管理者モニタリング結果

評価対象年度を平成30年度とする令和元年度に実施された本施設の指定管理者モニタリングの結果を査閲した。令和元年度に実施されたモニタリングは「通常時モニタリング」となっている。

「業務履行状況確認」については、すべての評価項目に「○」（きちんと履行している）が付いており、「施設所管課総合所見」においても問題となる事項は記載されていない。

「財務状況に関する施設所管課所見」についても、公認会計士による審査の結果、財務状況は良好との結論であり、財務面から本施設の管理運営を適正に代行できる状況にあると判断する旨が記載されており、問題となる事項は記載されていない。

「労働環境に関する施設所管課所見」については、平成 29 年度を対象として実施されており、平成 30 年度での実施はなかった。

(意見 No. 32)

「通常モニタリング」の中心となる「業務履行状況確認」の評価に関しては、すべての評価項目について施設所管課評価が「○」（きちんと履行している）となっている一方、包括外部監査の結果においては、書類の管理等、基本的な業務についての指摘や改善提案が多くなされており、この実態を考慮すると、モニタリングの実効性に疑義が持たれかねない。

指定期間中に 1 回実施（原則として 3 年目に実施）される「総合的モニタリング」においては、「通常時モニタリング」よりも詳細な検証・評価手続の実施が予定されているが、実施に当たってはモニタリングの実効性を高めるため、外部の専門家の関与の必要性を検討すべきである。

(13) 指定管理料の精算

平成 30 年度の指定管理料の支払及び精算事務について、関係書類を査閲した。本施設の指定管理料は次の通りである。

(単位：円)

内訳	確定払分	概算払分		合計
		備品購入費	修繕費	
第 1 期 (4～6 月)	38,848,000	328,000	2,400,000	41,576,000
第 2 期 (7～9 月)	38,846,000	-	-	38,846,000
第 3 期 (10～12 月)	38,846,000	-	2,400,000	41,246,000
第 4 期 (1～3 月)	38,846,000	-	-	38,846,000
概算受領額 (小計) ①:	155,386,000	328,000	4,800,000	160,514,000
執行済額②:	155,386,000	83,160	3,825,219	159,294,379
戻入額 (※) (①－②) :	-	244,840	974,781	1,219,621

指定管理料の精算事務の関係書類の査閲した結果、問題は検出されなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(14) 利益の還元

基本協定書において、業務実施の結果として、当初の見込みを上回る利益が生じた場合には、指定管理者が、区にその一部を還元させることができるとされており、その方法等の詳細は年度協定書で定められている。

平成 30 年度の年度協定書では、次のように定められており、利益の 50%が区に還元されることとなっている。

基本協定書第 32 条の規定により、甲は、本年度中の総収入額に指定管理料（ただし、備品購入費及び修繕費を除く。）を加えた額から、平成 30 年度中の総支出額（ただし、備品購入費及び修繕費からの支出額を除く。）を差し引いた残額（以下「利益」という。）について、甲の指定する日までに利益の 50%の金額（1,000 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）を乙に還元させるものとする。

※ (2)「基本協定書及び年度協定書」の指摘 No. 15 で指摘したように、「基本協定書第 32 条の規定」とあるが、正しくは「第 31 条」である。

平成 30 年度の本施設の収支及び利益還元額は次の通りである。なお、平成 30 年度の利益還元額は、平成 31 年度に歳入の 19 款「諸収入」、7 項「雑入」、14 目「雑入」の 2「その他」に「大田区総合体育館利益の還元」として計上されることとなる。

(単位：円)

科目		金額
収入	指定管理料	160,514,000
	利用料金収入	134,693,537
	自主事業収入	62,643,475
	カフェ収入	3,183,620
	物販収入	2,875,251
	自動販売機収入	1,487,665
	その他経費収入	167,235
	収入合計	365,564,783

支 出	人件費	90,640,824	
	一般管理費	78,999,368	
	自主事業経費	37,754,477	
	カフェ運営経費	-	
	一般事務経費	2,792,076	
	水光熱費	41,280,842	
	通信運搬費	585,524	
	印刷製本費	1,724,803	
	保険料	795,210	
	賃借料	45,100	
	租税課金	7,354,436	
	その他経費	10,460,772	
	本社本部費	13,944,000	
	概 算 払 分	備品購入費	83,160
		修繕費	3,825,219
精算額		1,219,621	
支出合計		291,505,432	
利益還元前年度収支①		74,059,351	
利益還元額 (①×50%)		37,030,000	
年度収支		37,029,351	

上記の算定過程及び歳入調定事務に関する書類を査閲した結果、検出事項はなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(15) 利用料金

区の利用料金と近隣の区立総合体育館等の利用料金(原則、区内利用者の利用料金)を比較すると次の通りである。なお、比較に当たっては夜間(2.0~3.5時間)の利用料金を対象としている。品川区は品川区立総合体育館、世田谷区は世田谷区立総合運動場、港区は港区スポーツセンター、江東区は有明スポーツセンターの体育館の利用料金である。

体育館	利用区分	大田区 (3.0時 間)	品川区 (3.5時 間)	世田谷区 (3.0時 間)	港区 (2.0時 間)	江東区 (3.5時 間)
全面	平日	28,600	25,000	15,120	17,400	35,400
	土・日・休日	28,600	27,500	18,120	17,400	42,450
半面	平日	14,300	12,500	7,560	8,700	17,700
	土・日・休日	14,300	13,800	9,060	8,700	21,225

比較したその他の施設は観覧席のないところもあり、大田区のメインアリーナとは状況が異なるため、一概に比較できないところはあるが、他の施設と比較して、著しく高かったり低かったりするものではないものと判断した。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(16) 利用者区分の判定

利用者が区内在住・在勤・在学であるか否か等の区内・区外の判定において、個人利用の場合は利用申請書の住所等で確認するのみであり、身分証明書等の提示を要求するようなことはしていない。また、団体利用の場合には、代表者が提出する同意書によって確認している。

(意見 No. 33)

区内と区外の区分の違いにより、予約の優先順位及び利用料金が異なるため、現状の区内・区外利用の判定は緩すぎるように思われる。また、本施設の利用割合は非常に高いものとなっており、利用したくても利用できない潜在的な区内利用者及び区内利用団体が多く存在していることも想定されるため、確認手続をより厳格に実施することが必要なものとする。

個人利用であれば利用者の身分証明書の確認、団体利用であれば代表者の身分証明書の確認及び団体の構成員の在住・在勤・在学等の事実が分かるリストの入手・確認のような手続は、最低限実施すべきである。

なお、個人については、「うぐいすネット」の登録カードと身分証明書の確認、団体については、「うぐいすネット」の登録カードと代表者の身分証明書の確認をする方法等、既存の制度を利用することも検討することが望まれる。

(17) 弓道場の利用

旧弓道場があった場所が、道路の拡幅工事によって、閉鎖しなければならなかったため、その向かいに建設される総合体育館内に弓道場を移築している。その利用に関しては、全館貸し切りであっても弓道場は利用可能とし、駐車場は全館貸し切り中でも弓道場利用者のために別途台数を確保する対応が採られている。

(意見 No. 34)

利用料金については、他の公の施設が運営する弓道場と比較しても目立った乖離はないものの、上記のような取扱いは、外観的には、他の種目と比較して特別な取扱いがされているように思われかねない状況にあるものと考えられる。

以下は弓道場の利用状況の内訳であるが、1コマ当たりの利用者数は全体平均で11.1人の利用となっている。

	利用者数 (人)	コマ数	1コマ当たりの利用者数 (人)
一般利用	6,610	890	10.0
弓道教室	2,314		
団体利用 (区内)	2,448	140	17.5
団体利用 (区外)	221	17	13.0
合計 :	11,593	1,047	11.1

※ 1コマの時間は午前の部が3時間、午後及び夜間の部が3時間30分である。

上表の利用状況を考慮すると、利用人数は限定的であって、有効的な活用が十分にはできていないようにも思えてしまう。公の施設である以上、公平性や公正性が担保される運営がされなければならないため、弓道を通じた国際交流の場として、又は、弓道場以外としての利用も含め、より効果的な施設の活用を検討しなければならないものとする。

第5項 大田スタジアム

1. 大田スタジアムの概要

大田スタジアムは、平成7年7月に開設された人工芝の野球場であり、様々な世代の野球の試合や大会に利用される等、区民の余暇活動の充実及び健康増進に寄与してきた。

その後、平成30年4月より老朽化対策や機能更新を目的とした施設全体の改修に加え、ユニバーサルデザインや多目的利用を考慮した改修工事が行われ、令和元年7月にリニューアルオープンしている。

施設の主な概要は次の通りである。

所在地	大田区東海一丁目2番10号	
建物	構造	鉄筋コンクリート造、 一部鉄骨造
	階数	地下1階、地上3階
	敷地面積	約24,525,92㎡
収容人数	メインスタンド [※] （屋根付）	751人（内最大32人車いす 席）
	内野スタンド [※]	2,472人
	収容人数計	3,223人
グラウンド面積	13,711,93㎡	
グラウンド	距離：本塁～中堅フェンス	122.00m
	距離：本塁～両翼フェンス	97.60m
	距離：本塁～バックネット	19.90m
	舗装（内野、外野）	透水性人工芝
駐車台数	普通使用	191台（地下102台/屋外89台）
	特別使用	大型バス5台
交通	東京モノレール 流通センター駅または大井競馬場駅から徒歩約15分 京急バス 「平和島循環」行で倉庫センター下車 徒歩約10分又は「大田スタジアム」行で大田スタジアム下車徒歩約5分	
利用時間	午前7時から午後9時	
休業日	12月29日から1月3日及び臨時休館日	

2. 大田スタジアムの監査手続及び結果

大田スタジアムは、観光・国際都市部スポーツ推進課の所管で指定管理者制度により管理運営がされている。大田スタジアムの管理運営に関する事務について、第3項の4「指定管理者制度を採用するスポーツ施設に対する主な監査手続」で記載した監査手続を実施した。また、大田スタジアムは平成30年度から施設改修工事が行われており、令和元年7月にリニューアルオープンとなっているため、その改修工事に関する事務の執行についても、併せて監査手続を実施した。以下に監査結果を記載する。

(1) 大田スタジアム施設改修工事

1) 概要

大田スタジアムの施設改修工事は、大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年(後期)」に掲げるスポーツ施設の整備・充実を目指し、平成30年1月31日付で決定した「大田スタジアム施設改修工事について」の方針に基づき、現在の高い利用率を維持しつつ、さらに幅広い多くの人に利用されるよう老朽化対策を含めた施設全体の改修工事に加えて、ユニバーサルデザインや多目的利用も見据えた改修工事を実施したものである。

2) 改修の基本方針

改修の基本方針は次の3点である。

- ① 既存施設の基本機能を確保したスタジアム：劣化補修や機能確保等による修繕改善
- ② 誰にでも使いやすいスタジアム：バリアフリー・ユニバーサルデザイン改修
- ③ 新たな価値を付加したスタジアム：バリューアップ改修

3) 改修の主な概要

- ・ 改修時期
平成30年5月から令和1年6月(約13ヶ月間)
- ・ 改修費用
改修費用としては当初次の金額を予定していた。

工事費総額	3,518,640,000円
建築	2,510,784,000円

電気 613,008,000 円

機械 354,164,400 円

(上記工事費に昇降機設備工事は含んでいない)

- ・ 工事工期

工事工期は次の通りである。

平成 30 年

6 月 仮設工事、人工芝等撤去工事

7 月 既存解体工事、昇降式マウンド及びクールヒートチューブ山留掘削工事

8 月 既存解体工事、昇降式マウンド躯体工事

既設防球フェンス及び照明塔等塗装工事

9 月 既存及び躯体解体工事、昇降式マウンド躯体工事、クールヒートチューブ新設工事、既設防球フェンス及び照明塔等塗装工事

10 月 既存解体工事、グラウンド下地撤去工事、既設防球フェンス及び照明塔等塗装工事

11 月 既存解体工事、フェンス用支柱基礎工事、グラウンド用排水柵及び散水管新設工事、エレベーター用昇降路設置工事、既設防球フェンス及び照明塔等塗装工事

12 月 内装工事、外壁改修工事、グラウンド路床工事、フェンス用支柱基礎工事、既設防球フェンス及び照明塔等基礎工事

平成 31 年

1 月 内装工事、外壁工事、グラウンド路盤工事、既設防球フェンス及び照明塔等塗装工事

2 月 内装工事、外壁工事、グラウンド塗装工事、エレベーター用昇降路設置工事、フェンス新設工事

3 月 内装工事、外壁工事、外構工事、人工芝新設工事、エレベーター新設工事、フェンス新設工事

4 月 内装工事、外壁工事、外構工事、人工芝新設工事、エレベーター新設工事、フェンス新設工事

5 月 備品等取付工事、外構工事、人工芝・昇降式マウンド新設工事

6 月 検査等

- ・ 主な改修内容

グラウンドの全面更新

昇降式マウンドの設置

車いす駐車場の増設
 バス駐車場の整備
 照明灯のLED化
 エレベーターの設置
 壁面の緑化
 壁保護パッド、サッシュ防護フェンスの更新
 授乳室の設置（コンコース）
 大型車両用出入口の新設
 避難用・搬入用出入口の新設

4) 請負契約

・ 監査の結果

① 大田スタジアム施設改修工事

a) 契約金額等

契約締結年月日	工事件名	業者名	契約金額
平成 30 年 5 月 25 日	大田スタジアム施設改修工事	北信・鎬谷・拓栄建設工事 共同企業体	2,509,920,000 円

b) 内容等

起工書（29 都建発第 11505 号）によれば、当該工事は次のような内容のものである。

<p>1 工事番号 平成 30 年度 建設工事課 工事第 1 号</p> <p>2 起工理由 本工事は、老朽化対策とユニバーサルデザイン改修及び多目的利用を図るため、平成 30 年度事業計画に基づき施行する。</p> <p>3 工事概要 (1) 修繕改善（グラウンド・スタンド・外壁塗装等） (2) バリアフリー・ユニバーサルデザイン改修（車いす観覧席増設・サイン等） (3) バリューアップ改修（昇降式マウンド・壁面緑化）</p> <p>4 工事場所 大田区東海一丁目 2 番 10 号</p> <p>5 施行方法 請負工事</p>
--

6 工期

- (1) 始期 請負契約締結の有効の日から
- (2) 期限 平成 31 年 6 月 14 日限り

工事請負契約書では、工期は請負契約締結有効の日から平成 31 年 6 月 14 日までである。その後、平成 30 年 3 月から適用される公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置が定められたことから、契約金額が増額変更されている。工事変更の起工書(30 都建発第 10570 号)によれば、変更理由及び変更後の金額は次の通りである。

平成 30 年 2 月 22 日付け 29 都建発第 11505 号の大田スタジアム施設改修工事について、『平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価』及び特例措置に対する大田区対応方針について(平成 30 年 3 月 15 日付け 29 総経発第 11505 号)により、下記のとおり契約金額を変更する。

1 変更内容

(1) 金額 (消費税込み)

変更前の契約額 ¥2,509,920,000-

変更予定額 (増) ¥4,492,800-

変更後の契約予定額 ¥2,514,412,800-

※内訳書などは別紙のとおり

(2) 工期 平成 31 年 6 月 14 日 (変更なし)

※平成 30 年度は前払金のみ支払い

公共工事設計労務単価の変更により結果、契約金額は 4,492,800 円増額されている。

c) 契約の方法及び経緯等

本件についての契約の方法は、一般競争入札によっている。

入札指名者、入札者は次の表の通り 2 社であり、予定価格 (税込 2,510,784,000 円) 超過のため、最低入札者と協議した結果、平成 30 年 4 月 13 日に北信・鎗谷・拓栄建設工事共同企業体と随意契約を締結している。

商号又は名称	第 1 回
小川・神薮・蔵王建設工事共同企業体	2,450,000,000 円
北信・鎗谷・拓栄建設工事共同企業体	2,345,000,000 円

商号又は名称	第2回
小川・神蘭・蔵王建設工事共同企業体	辞退
北信・鎗谷・拓栄建設工事共同企業体	2,330,000,000円

d) 監査の結果及び意見

(意見 No. 35)

本施設改修工事は北信・鎗谷・拓栄建設工事共同企業体と契約を締結しているが、入札する前の段階で入手している当該企業体の「特定建設工事共同企業体協定書」の3社の代表者の署名がすべて同一人と思われる筆跡となっていた。

3社の代表者の印は押印されているものの、当該協定書の文言には「各通には構成員が記名押印し」と記載されている。記名とあることから、各自の代表者の署名までは求める必要性は低いですが、同一人の筆跡であることは望ましいものであるとは考えられない。

また、当該協定書の原本と見誤るような様式のものが入札申請書に添付されていた。添付されていた協定書は、入札参加申請及び契約時に確認のため提出を求めたものに事業者が押印したもので、控えではあったものの、このままでは原本と見分けることができない。そのため写しの印を押印する等の措置を行うことが必要であると考えられる。

② 大田スタジアム施設電気設備工事

a) 契約金額等

契約締結年月日	工事件名	業者名	契約金額
平成30年5月25日	大田スタジアム施設電気設備工事	永岡・城南・アイユー建設工事共同企業体	563,760,000円

b) 内容等

起工書(29都建発第11506号)によれば、当該工事は次のような内容のものである。

<p>1 工事番号 平成30年度 建設工事課 工事第2号</p> <p>2 起工理由 本工事は、老朽化対策とユニバーサルデザイン改修及び多目的利用を図るため、平</p>
--

成 30 年度事業計画に基づき施工するために必要となる電気設備工事である。

3 工事概要

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 受変電設備及び幹線設備工事 | 一式 |
| (2) グランド照明設備及び照明コンセント設備 | 一式 |
| (3) 自動火災報知機及び中央監視設備工事 | 一式 |

4 工事場所 大田区東海一丁目 2 番 10 号

5 施行方法 請負工事

6 工期

- (1) 始期 請負契約締結の有効の日から
(2) 期限 平成 31 年 6 月 14 日限り

工事請負契約書では、工期は請負契約締結有効の日から平成 31 年 6 月 14 日までである。その後、①の大田スタジアム施設改修工事と同様に平成 30 年 3 月から適用される公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置が定められたことから、平成 30 年 7 月 27 日に契約金額が増額変更されている。工事変更の起工書（30 都建発第 10571 号）によれば、変更理由及び変更後の金額は次の通りである。

平成 30 年 2 月 22 日付け 29 都建発第 11506 号の大田スタジアム施設改修電気設備工事について、『平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価』及び特例措置に対する大田区対応方針について」（平成 30 年 3 月 15 日付け 29 総経発第 11505 号）により、下記のとおり契約金額変更する。

1 変更内容

(1) 金額（消費税込み）

変更前の契約額	¥563,760,000-
変更予定額（増）	¥2,624,400-
変更後の契約予定額	¥566,384,400-

※内訳書などは別紙のとおり

(2) 工期 平成 31 年 6 月 14 日（変更なし）

※平成 30 年度は前払金のみ支払い

公共工事設計労務単価の変更により結果、契約金額は 2,624,400 円増額されている。その後、工事の設計変更の必要性が生じたことから平成 31 年 4 月 15 日に契約金額が増額変更されている。工事の設計変更の理由については「工事の設計変更について（31 都建発第 10109 号）」では次の内容であった。

主な変更理由

1 受電設備の高調波対策

高調波に対して設計時にも東京電力と協議を行い対策を練ってきたが、詳細な協議を行った結果、更なる対策が必要となったため受電設備の見直しを行った。(約 195 万円の増額)

2 幹線ラックの変更及びケーブルダクトの再使用

幹線ラックについて本体工事や機械設備工事との干渉により、ルートやサイズの変更が必要となった。また、ケーブルダクトの状態が良かったため、更新から再使用に変更を行う。(約 274 万円の減額)

3 スコアボード棟脇配管工事

スコアボード脇の打込み配管は再使用する設計だったが、建築工事の影響で撤去、新設する必要性が生じた。(約 173 万円の増額)

4 照明設備等の調整

設計時には照明器具数と部屋の広さで照度計算をし、台数を決めていたが、総合図を作成するに当たり、他工事の影響で照明器具等の調整を行った。(約 115 万円の増額)

5 地中配管清掃

外構の既設配管を確認したところ内部に付着物が溜まっており、通線作業に支障をきたすため高圧洗浄による清掃が必要となった。(約 35 万円の増額)

その後の工事変更の起工書 (31 都建発第 10120 号) によれば、変更後の金額は次の通りである。

平成 30 年 2 月 22 日付け 29 都建発第 11506 号の大田スタジアム施設改修電気設備工事について、平成 30 年 7 月 27 日付け 30 都建発第 10571 号の「大田スタジアム施設改修電気設備工事の労務単価の運用に係る特例措置に関する契約金額変更」に続き、下記のとおり契約金額変更する。

1 変更内容

(1) 金額 (消費税込み)

変更前の契約額	¥566,384,400-
変更予定額 (増)	¥2,440,800-

変更後の契約予定額 ¥568,825,200- ※内訳書などは別紙のとおり (2) 工期 平成 31 年 6 月 14 日 (変更なし) ※平成 30 年度は前払金のみ支払い

工事の設計の変更により結果、契約金額は 2,440,800 円増額されている。

c) 契約の方法及び経緯等

本件についての契約の方法は、制限付一般競争入札によっている。

次の表の通り、平成 30 年 4 月 16 日に第 1 回目の入札で、最低入札者である、永岡・城南・アイユー建設工事共同企業体に落札が決定している。

商号又は名称	第 1 回
永岡・城南・アイユー建設工事共同企業体	522,000,000 円
内外・三ツ芳・新栄建設工事共同企業体	634,000,000 円
新星・高田・榊建設工事共同企業体	760,000,000 円

d) 監査の結果及び意見

(指摘事項なし)

契約書、入札内容、支出命令書等の書類を閲覧したが、特に問題となる事項はない。

③ 大田スタジアム施設改修機械設備工事

a) 契約金額等

契約締結年月日	工事件名	業者名	契約金額
平成 30 年 6 月 25 日	大田スタジアム施設改修機械設備工事	日本装芸株式会社	345,600,000 円

b) 内容等

起工書 (30 都建発第 10107 号) によれば、当該工事は次のような内容のものである。

1	工事番号	平成 30 年度 建設工事課 工事第 3 号
2	起工理由	本工事は、大田スタジアムの老朽化対策とユニバーサルデザイン改修及び多目的利用を図るため、平成 30 年度事業計画に基づき施工するために必要となる機械設備工事である。
3	工事概要	(1) 大規模改修に伴う給排水衛生設備工事 一式 (2) 大規模改修に伴う空調換気設備工事 一式 (3) 大規模改修に伴う外構設備工事 一式
4	工事場所	大田区東海一丁目 2 番 10 号
5	施行方法	請負工事
6	工期	(1) 始期 請負契約締結の有効の日から (2) 期限 平成 31 年 6 月 14 日限り

c) 契約の方法及び経緯等

本件についての契約の方法は、一般競争入札によっている。

次の表の通り、平成 30 年 5 月 25 日に第 1 回目の入札で、最低入札者である、日本装芸株式会社に落札が決定している。

商号又は名称	第 1 回
日本装芸株式会社	320,000,000 円
株式会社塩谷商会	345,000,000 円
日産温調株式会社	350,000,000 円

d) 監査の結果及び意見

(指摘事項なし)

契約書、入札内容、支出命令書等の書類を閲覧したが、特に問題となる事項はない。

④ 大田スタジアム施設改修昇降機設備工事

a) 契約金額等

契約締結年月日	工事件名	業者名	契約金額
平成 30 年 5 月 28 日	大田スタジアム施設改修昇降機設備工事	中央エレベーター工業株式会社	23,598,000 円

b) 内容等

起工書（30 都建発第 10121 号）によれば、当該工事は次のような内容のものである。

1 工事番号 平成 30 年度 建設工事課 工事第 13 号
2 起工理由 本工事は、大田スタジアムの老朽化対策とユニバーサルデザイン改修及び多目的利用を図るため、平成 30 年度事業計画に基づき施工するために必要となる昇降機の設置工事である。
3 工事概要 大田スタジアム施設改修工事に伴う昇降機設備工事 一式
4 工事場所 大田区東海一丁目 2 番 10 号
5 施行方法 請負工事
6 工期 (1) 始期 請負契約締結日の翌日から (2) 期限 平成 31 年 6 月 14 日限り

c) 契約の方法及び経緯等

本件についての契約の方法は、一般競争入札によっている。

次の表の通り、平成 30 年 5 月 28 日に第 1 回目の入札で、最低入札者である、中央エレベーター工業株式会社に落札が決定している。

商号又は名称	第 1 回
中央エレベーター工業株式会社	21,850,000 円
日本オーチス・エレベーター株式会社東日本支社	最低制限未滿

日本エレベーター製造株式会社	最低制限未満
フジテック株式会社 首都圏統括本部	最低制限未満
三精テクノロジー株式会社 東京支店	辞退
三菱電機ビルテクノサービス株式会社	辞退
日東エレベーター株式会社	辞退

d) 監査の結果及び意見

(指摘事項なし)

契約書、入札内容、支出命令書等の書類を閲覧したが、特に問題となる事項はない。

(2) 旧大田スタジアムの運営業務委託

1) 運営業務委託者

大田スタジアムは、平成 30 年 4 月 1 日から令和元年 6 月 30 日まで、施設の大規模改修工事が実施され、供用停止が長期間に及ぶことから、設置条例が平成 30 年 3 月 31 日に廃止された。

大田スタジアムは指定管理者として公益財団法人大田区体育協会グループ（大田区体育協会と株式会社オーエンスの共同企業体）が平成 26 年より管理運営を担い平成 31 年 3 月 31 日まで指定期間があったが、設置条例が廃止されたことにより、指定の効力も消滅し、設置条例が廃止される平成 30 年 3 月 31 日に終了することとなった。

しかしながら、設置条例廃止後も利用者からの問合せ対応、予算・決算業務、平成 31 年度の優先利用への対応、改修工事進捗確認、閉設、開設に関する業務等が発生し、これらの業務は前年度からの継続的な業務であることから、旧大田スタジアムの管理運営業務は現指定管理者として大田スタジアムに係る業務についてノウハウを有している公益財団法人大田区体育協会グループが推薦され、旧大田スタジアム運営業務委託契約を平成 30 年 4 月 1 日付で締結している。

2) 運営委託契約内容

新たに締結された契約の期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間であり、契約金額は 11,853,817 円である。その契約金額の内容は次の通りである。

内容	回数	単位	金額 (円)	適用
受付・管理業務	12	月	6,803,957	

機械設備点検	2	月	149,800	4、5月
備品整備			4,022,000	
・仮事務所の電話・インターネット（メール） の環境整備	2	月	392,037	4、5月
・駐車場管制装置機器撤去	1	月	92,763	4月
・ファクシミリ、パソコン仮事務所への移設費	1	月	55,000	4月
・備品什器移動	2	月	2,870,200	4、5月
・機械警備撤去	1	月	358,800	6月
・ファクシミリ機能付複写機賃借及びパソコン 賃借	12	月	253,200	
計			10,975,757	
消費税			878,060	
合計			11,853,817	

機械設備点検、備品整備に関する費用が4、5月にだけ発生しているのは、大規模改修工事が6月から開始され、それ以降の発生はないためである。また、受付・管理業務の業務内容は仕様書によれば、次の通りである。

(1) 受付・管理業務
ア 予約に関する事務
イ 苦情対応
ウ 各種報告書等の作成
エ 新年度に係る事務（契約・予算等）
オ 旧年度に関する書類作成事務（年間累計・収納関係・月報）
カ 旧大田スタジアムの巡回（工事着手前まで）

上記の業務内容の費用の発生を月別にしたものが、次の「旧大田スタジアム運営業務委託月別内訳書」である。

(単位：円)

	受付・管理業務	機械設備点検	備品整備
4月	568,057	74,900	1,746,000
5月	566,900	74,900	1,706,200
6月	566,900		379,900
7月	566,900		21,100
8月	566,900		21,100

9月	566,900		21,100
10月	566,900		21,100
11月	566,900		21,100
12月	566,900		21,100
1月	566,900		21,100
2月	566,900		21,100
3月	566,900		21,100
合計	6,803,957	149,800	4,022,000

(意見 No. 36)

受付・管理業務の業務内容は上記の通りであるが、カの旧大田スタジアムの巡回は工事着手前までであれば遅くとも6月までの業務である。しかしながら、月別内訳書では受付・管理業務は4月を除き毎月同額である。

これは、工事着手後に開催される工事業者と区との月4回の定例会議への参加を依頼しており、その参加に係る報酬が「旧大田スタジアムの巡回」と同額で含まれているためとのことである。

現状の仕様書の記載内容では、旧大田スタジアムの巡回がなくなったはずの7月以降も566,900円とそれ以前の月と同額と捉えられてしまうため、工事着手後に依頼する業務を別途明確に記載すべきであったものとする。

3) 共同事業体協定書兼委任状

旧大田スタジアムの運營業務委託は大田区体育協会と株式会社オーエンスが公益財団法人大田区体育協会グループとして共同事業体を結成して行うことから、大田区に共同事業体協定書と委任状を提出している。

共同事業体の名称	公益財団法人大田区体育協会グループ	
共同事業体の代表者 (受任者)	所在地 東京都大田区大森北四丁目16番5号 大田区子ども家庭支援センター大森内 商号又は名称 商号等 公益財団法人大田区体育協会 職・氏名 理事長 野川春夫	責任割合 55/100
共同事業体の事務所所在地	東京都大田区大森北四丁目16番5号 大田区子ども家庭支援センター大森内	
共同事業体の構成団体	所在地 東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー20階	責任割合 45/100

(委任者)	商号又は名称 商号等 株式会社オーエンス 職・氏名 代表取締役 大木 一雄
共同事業体の成立、解散の時期及び委任期間	平成30年4月1日から当該委託契約の契約終了後3か月を経過する日まで。ただし、当共同事業体が上記件名の受託者とならなかった場合はただちに解散します。 当共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に大田区の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1. 協定締結に関する件 2. 見積もりに関する件 3. 契約に関する件 4. 経費の請求受領に関する件
その他	・本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 ・この協定書に定めのない事項については、全構成団体により協議することとします。

上記のように委任状においては共同事業体の責任割合は、大田区体育協会が55/100、株式会社オーエンスが45/100と定められている。

一方、協定書の第8条では次のような記載がある。

第8条 各構成員の出資の割合は、次の通りである。ただし、当該業務の委託について発注者と契約内容の変更増減があつて、構成員の出資の割合は変わらないものとする。		
会社名	公益財団法人大田区体育協会	45%
会社名	株式会社オーエンス	55%

(意見 No. 37)

委任状には責任割合は大田区体育協会が55%、株式会社オーエンスが45%であるのに対し、出資割合は大田区体育協会が45%、株式会社オーエンスが55%となっており、責任割合と出資割合が整合していない。

出資割合の低い大田区体育協会の方が責任割合が大きいとすることには何らかの合理的意図が必要であり、そうでないのであれば責任割合と出資割合は整合している必要があると考える。

(3) 事業計画書

1) 大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンターの管理に関する基本協定書

公益財団法人大田区体育協会グループは、次節で詳細に述べるように指定管理者として平成31年4月1日から平成36年3月31日の期間、指定を受けており、「大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンターの管理に関する基本協定書（以下、この項において「基本協定書」という）」を平成31年4月1日に締結している。

基本協定書の主な内容は業務の範囲から業務の実施、報告等で第1条から第65条までに及び多岐に渡っている。

なお、以下における基本協定書の文言上の甲及び乙については、「甲」は大田区、「乙」は公益財団法人大田区体育協会グループ（大田区体育協会（代表団体）及び株式会社オーエンス（構成団体））のことである。

(指摘 No. 29)

指定管理者となって新たな協定書が締結されているが、運營業務委託時には記載されていた構成団体の責任割合及び出資割合が記載されていない。

共同事業体であることから、その責任割合及び出資割合は取り決めがあるはずであり、また、その割合が決まっていなければ費用負担の面からもどのように構成員に按分するべきか決定することができないはずである。

そのため構成団体の責任割合及び出資割合の記載が必要であると考えます。

2) 事業計画書の記載内容

基本協定書第27条には次のように定められている。

(事業計画書)

第27条 乙は、毎年度末までに事業計画書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、事業計画書提出後、計画の内容を変更しようとするときは、変更の内容を記載した書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

上記の定めにより、公益財団法人大田区体育協会グループは事業計画書を区に提出している。

平成 31 年度の事業計画書の主な内容は次の通りである。

1	管理運営方針
2	管理運営方針に対する主な方策
3	人材確保・人材育成・職員の定着
4	スタッフの配置及び勤務体制
5	2 施設の効率的な運営
6	新スポーツ健康ゾーンの活性化につながる施設利用と連携
7	オープニングイベント
8	施設の維持・管理・修繕（ハード面）
9	事故防止・安全対策・危機管理
10	その他提案（自主事業を含む）
11	施設及び設備維持管理業務計画（業務委託計画）

3) 設備維持管理業務計画

上記事業計画における「11 施設及び設備維持管理業務計画」において設備維持管理に必要な再委託を次のような基準で選定している。

<ul style="list-style-type: none"> ■ 区内雇用創出及び区内事業者活用を通じた地域活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区内で実績のある企業に協力を求め、意欲あふれる区民の雇用機会を積極的に創出します。 ■ 選定基準により区内企業への再委託を優先 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先事業者選定基準により、候補企業の運営状況や業務内容、安定性等の比較検討を行い、運営の効率化、弾力化の立場から、最もコストの縮減が可能な委託先を選択します。 ・ 選定基準を満たした区内企業への発注を優先的に行います。

上記の基準で委託先を選定し、業務委託計画においては次のように業者を再委託する計画である。

再委託する 業務名又は内容	再委託先（予定）の 法人名・所在地	再委託する理由
消防設備 保守点検委託	競争入札	

花壇管理委託	競争入札	
外野スタンド芝生地 作業委託		
外構等植栽地 管理作業委託		
アンツーカ処理委託	競争入札	
スコアボード保守 点検委託	株式会社東芝府中事業所内 東芝イーアイコントロール システム 株式会社 府中市東芝町1	設置機器の製造（専門）メー カーであり、保守点検にお ける信頼度が高いため。
スタンド用放送設備 保守点検委託	見積合わせ	
非常用放送設備 保守点検委託		
監視カメラ設備 保守点検委託		
雨水利用設備の点検委託	パナソニック環境エンジニ アリング株式会社 東京支 店 港区港南2丁目12番26号	設置機器の製造（専門）メー カーであり、保守点検にお ける信頼度が高いため。
シャッター 保守点検委託	区内企業 文化シャッター株式会社 城南営業所 大田区北千束1-6-4	設置機器の製造（専門）メー カーであり、保守点検にお ける信頼度が高いため。
パッケージエアコンの 保守点検委託	見積合わせ	
自家用電気工作物の保守管 理業務及び変電設備清掃業 務委託	一般財団法人 関東電気保安協会 港区港南5-5-3	保守点検に必要な専門技 術・有資格者を有する専門 企業のため。
非常用自家発電設備 消防6ヶ月点検業務 及び1カ年点検業務委託		
機械警備委託	見積合わせ	設置機器の製造（専門）メー カーであり、保守点検にお ける信頼度が高いため

ファン・ポンプ 保守点検委託	区内企業 株式会社 荏原製作所 東京支社 大田区羽田旭町 1 1 番 1 号	設置機器の製造（専門）メーカーであり、保守点検における信頼度が高いため
ナイター照明灯整備点検 清掃・照度測定委託	区内企業 長岡電設株式会社 大田区本羽田 3-1-9	照明灯改修工事業者であり、保守点検における信頼度が高いため。
館内殺虫剤消毒委託	見積合わせ	
防火対象物 定期点検委託	見積合わせ	
建築基準法に 基づく定期点検委託	見積合わせ	
エレベーター 保守点検委託	中央エレベーター工業 株式会社 台東区 3-4-9	設置機器の製造（専門）メーカーであり、保守点検における信頼度が高いため
昇降式マウンド 保守点検委託	区内企業 ウヌマ株式会社 大田区北糀谷 1-2-7	設置機器の製造（専門）メーカーであり、保守点検における信頼度が高いため
備品什器再移動委託	競争入札	
不要物処分委託	見積合わせ	

上記の表における再委託する理由が記載されている箇所は、随意契約により再委託先の企業が決定している業務である。

（意見 No. 38）

地方自治法施行令第 167 条の 2 において随意契約によることができる場合が第 1 号から第 9 号まで定められているが、当該表における随意契約の締結理由は第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）によるものと考えられる。

この第 2 号の規定により随意契約する例としては、当該保守点検業務について保守技術の熟練度・経験及び障害発生時の対応、保守機材の確保等が当該会社でしか行い得ないような場合である。

しかしながら、再委託する理由として掲げられているのは「信頼度が高いため」というものであり、これでは競争入札に適しないとする理由としては乏しいものと考えられる。このため、再委託理由については、保守点検業務を確認し、現在の再委託先でしかできない業務であるのかを再考し、事業計画書に明確にその理由を記載する必要があるものとする。

(4) 事業報告書

1) 概要

指定管理者としての公益財団法人大田区体育協会グループは基本協定書第 28 条の通り、事業報告書を提出しなければならない。

第 28 条に定められている事項は次の通りである。

(事業報告書)

第 28 条 乙は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況に関する事項
- (2) 施設等の使用状況に関する事項
- (3) 利用料金の収入の明細（利用年度を基準とする。）
- (4) 業務に係る経費等の収支の明細
- (5) 自主事業の実施状況に関する事項
- (6) 自己評価に関する事項
- (7) その他管理物件の状況を把握するために必要な事項

2 乙は、毎月当該月の翌月 9 日までに、前項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号に示した事項を記載した月報を提出しなければならない。

3 乙は、第 1 項各号に示した事項を記載した日報を作成し、保管しなければならない。

4 乙は、甲が本協定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合は、指定が取り消された日の翌日から起算して 30 日以内に指定が取り消された日までの事業報告書を提出しなければならない。

5 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告及び口頭による説明を求めることができる。

公益財団法人大田区体育協会グループは上記規定より、月次報告書を翌月 9 日までに、年次報告書を毎年度終了後 30 日以内に提出する必要がある。

2) 月次報告書

基本協定書第 28 条によれば上記の通り、翌月 9 日までに月報を提出しなければならない。

ただし、過去に平成 26 年 4 月 1 日に締結された基本協定書の第 28 条第 2 項によれば、月次報告書は「翌月 10 日までに」提出しなければならないことになっている。

(指摘 No. 30)

平成 29 年度から令和元年度直近までの月次報告書の提出日を確認したところ、提出期日の翌月 10 日に間に合っていない提出日はなかった。

しかしながら、平成 30 年度 2 月の月次報告書の提出日は平成 31 年 2 月 8 日となっており、2 月はまだ締め切られていないことから、明らかに誤った日付での提出である。そのため、こうした誤りについても正して月次報告書を提出するよう指導する必要がある。

(意見 No. 39)

大田スタジアムの月次報告書を過去 3 年間に遡って確認しても、月次報告書にいつ大田区が受領したか確認することができる收受印が押印された月次報告書はなかった。

受け取ったことを確認する係員、係長、課長の印はあることから、收受の事実を責任者まで確認していることは分かるものの、印だけではいつ收受したか確認できない。また、そもそも月次報告書の日付が誤っていることもあるため、月次報告書の受領時には受領日が特定できるよう收受印を押印することが必要であると考えられる。

3) 年次報告書

年次報告書も基本協定書第 28 条により、毎年度終了後 30 日以内までに報告書を提出しなければならない。

(指摘事項なし)

平成 29 年度の大田スタジアムの年次報告書を確認したが、平成 30 年 4 月 27 日に提出され、同日の收受印が押印されており、また、基本協定書第 28 条第 1 項に規定されている報告すべき事項も次のように目次が付され、すべて報告されており、特に問題はなかった。

1	業務の実施状況に関する事項	(資料1)
2	施設の利用状況に関する事項	(資料2)
3	利用料金の収入明細書	(資料3)
4	業務に係わる経費等の収支明細書	(資料4)
5	自主事業の実施状況に関する事項	(資料5)
6	自己評価に関する事項	(資料6)
7	その他管理物件の状況把握に必要な事項	(資料7)

また、平成30年度は設置条例が廃止されたことから、指定の効力は消滅し、運營業務委託に変更されていることから、基本協定書における年次報告書は作成されていない。

(5) スタジアムの利用状況

1) 改装前の利用状況

過去3年間のグラウンドの利用実績は次の通りである。

(単位：時間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間時間数	4,320	4,308	4,308
雨天中止時間数	496	430	486
整備時間数	454	448	282
利用可能時間数	3,370	3,430	3,540
利用時間数	3,132	3,194	3,242
空き時間数	238	236	298
利用率	92.9%	93.1%	91.6%

過去3年間のスタンドの各大会入場者は次の通りである

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
4月	4,475	6,685	7,600
5月	8,490	27,930	23,950
6月	12,210	620	1,695
7月	29,670	32,600	33,540
8月	11,995	8,515	9,110
9月	6,055	8,025	8,160
10月	5,840	6,943	6,490

11月	5,875	7,120	5,805
12月	3,720	4,280	4,750
1月	0	0	15
2月	5,220	3,810	6,235
3月	13,495	10,560	14,420
合計	107,045	117,088	121,770

過去3年間のグラウンドの年間利用者の月次推移は次の通りである。

平成27年度

(単位：人)

月	一般利用 (時間帯・コマ)	各種大会・催し				計
		本部	大会参加者	催し参加者	小計	
4月	1,370	130	1,405	360	1,895	3,265
5月	2,415	345	1,500	950	2,795	5,210
6月	2,145	195	980	0	1,175	3,320
7月	1,180	325	1,750	1,600	3,675	4,855
8月	1,125	445	2,560	3,355	6,360	7,485
9月	1,365	185	1,080	1,380	2,645	4,010
10月	1,855	400	980	1,750	3,130	4,985
11月	1,918	198	960	1,500	2,658	4,576
12月	2,050	94	25	2,440	2,559	4,609
1月	637	10	0	42	52	689
2月	1,455	125	850	550	1,525	2,980
3月	1,315	323	2,000	3,060	5,383	6,698
合計	18,830	2,775	14,090	16,987	33,852	52,682

平成28年度

(単位：人)

月	一般利用 (時間帯・コマ)	各種大会・催し				計
		本部	大会参加者	催し参加者	小計	
4月	1,875	185	1,400	340	1,925	3,800
5月	1,718	263	2,200	200	2,663	4,381
6月	2,110	215	420	650	1,285	3,395
7月	1,260	280	1,350	1,500	3,130	4,390

8月	835	330	1,960	4,430	6,720	7,555
9月	1,170	183	1,740	600	2,523	3,693
10月	1,238	493	1,610	2,200	4,303	5,541
11月	1,780	240	1,180	2,810	4,230	6,010
12月	1,830	122	160	1,594	1,876	3,706
1月	415	10	0	80	90	505
2月	2,140	165	1,000	350	1,515	3,655
3月	1,390	210	1,760	2,750	4,720	6,110
合計	17,761	2,696	14,780	17,504	34,980	52,741

平成 29 年度

(単位：人)

月	一般利用 (時間帯・コマ)	各種大会・催し				計
		本部	大会参加者	催し参加者	小計	
4月	1,635	131	1,860	690	2,681	4,316
5月	1,165	375	2,090	420	2,885	4,050
6月	1,900	195	370	800	1,365	3,265
7月	1,725	420	1,630	3,100	5,150	6,875
8月	1,070	320	2,090	2,700	5,110	6,180
9月	1,115	223	1,930	800	2,953	4,068
10月	785	351	1,200	1,250	2,801	3,586
11月	2,049	275	970	2,920	4,165	6,214
12月	2,130	140	265	1,230	1,635	3,765
1月	1,100	25	0	60	85	1,185
2月	1,925	173	920	800	1,893	3,818
3月	1,380	310	2,020	3,480	5,810	7,190
合計	17,979	2,938	15,345	18,250	36,533	54,512

2) 月次報告書による利用者数報告と利用率向上施策

リニューアルオープン後の令和元年度の7月から9月のグラウンド利用者は月次報告書によれば次の通りである。

7月 5,410人

8月 6,595人

9月 3,757人

9月は雨で中止の影響もあり、利用者数は少なくなったものの、リニューアル前の過去3年間の平成27年度から29年度も同様に少ない傾向もあり、また7、8月もほぼ同じ水準の利用者であった。

また、利用率でも平成27年度から平成29年度まで90%を超えていたが、リニューアルオープン後も7月92.4%、8月97.9%、9月93.9%と90%を超えている。

令和元年7月から9月までの各月のグラウンド及びスタンドの利用者数は次のようなものである。

令和元年7月

日	曜日	大会名	一般利用	各種大会等	入場者	入場料	計	備考
1	月	東京都専門学校軟式野球大会	125	45	40	無料	210	
2	火		160	0	0		160	
3	水		75	0	0		75	
4	木		0	0	0		0	雨天中止
5	金		125	0	0		125	
6	土	東京都少年軟式野球大会 アンダー-アーマーナメント	50	1,665	1,200	無料	2,915	
7	日	全国高等学校野球選手権大会 東東京大会	0	90	1,550	有料	1,640	
8	月	全国高等学校野球選手権大会 東東京大会	30	0	0	有料	30	
9	火	全国高等学校野球選手権大会 東東京大会	20	130	950	有料	1,100	
10	水	全国高等学校野球選手権大会 東東京大会	20	130	3,300	有料	3,450	
11	木	全国高等学校野球選手権大会 東東京大会	0	90	1,400	有料	1,490	
12	金	全国高等学校野球選手権大会 東東京大会	0	130	1,250	有料	1,380	
13	土	全国高等学校野球選手権大会 東東京大会	25	130	3,450	有料	3,605	
14	日	全国高等学校野球選手権大会 東東京大会	0	0	0	有料	0	雨天中止
15	月	全国高等学校野球選手権大会 東東京大会	20	130	4,300	有料	4,450	
16	火	全国高等学校野球選手権大会 東東京大会	0	50	450	有料	500	
17	水	全国高等学校野球選手権大会 東東京大会	0	130	2,100	有料	2,230	
18	木	全国高等学校野球選手権大会 東東京大会	20	130	1,800	有料	1,950	
19	金	全国高等学校野球選手権大会 東東京大会	30	90	1,450	有料	1,570	
20	土	全国高等学校野球選手権大会 東東京大会	25	90	5,300	有料	5,415	
21	日		190	0	0		190	
22	月		105	0	0		105	

23	火		170	0	0		170	
24	水		245	0	0		245	
25	木		185	0	0		185	
26	金		130	0	0		130	
27	土		100	0	0		100	
28	日	大田スタジアムリニール記念ソフトボールフェスタ	0	250	200	無料	450	
29	月		70	0	0		70	
30	火		110	0	0		110	
31	水		110	0	0		110	
合 計			2,140	3,280	28,740		34,160	

令和元年 8 月

日	曜日	大会名	一般利 用	各種大 会等	入場者	入場 料	計	備考
1	木	東日本医科学生硬式野球	40	95	80	無料	215	
2	金	東日本医科学生硬式野球	40	65	80	無料	185	
3	土		145	0	0		145	
4	日		135	0	0		135	
5	月	東日本医科学生硬式野球	60	0	0	無料	60	
6	火	東日本医科学生硬式野球	45	0	0	無料	45	
7	水		0	0	0		0	整備
8	木		15	0	0		15	芝清掃
9	金	雪谷高校交流戦	0	125	90	無料	215	
10	土	大田区野球まつり	0	270	290	無料	560	
11	日	大田区野球まつり	0	340	430	無料	770	
12	月	大田区野球まつり	0	300	190	無料	490	
13	火	全日本中学ジャイアンツカップ	0	50	80	無料	130	
14	水	全国高校定時制通信制軟式野球大会	0	140	130	無料	270	
15	木	全日本中学ジャイアンツカップ	0	0	0	無料	0	予備日
16	金	全日本中学ジャイアンツカップ	0	0	0	無料	0	予備日
17	土	東都少年軟式野球大会	25	1,650	1,450	無料	3,125	
18	日	全国官公庁野球連盟中央大会	75	1,620	450	無料	2,145	
19	月	全国官公庁野球連盟中央大会	0	130	70	無料	200	
20	火	全国官公庁野球連盟中央大会	0	100	75	無料	175	
21	水	全国官公庁野球連盟中央大会	0	70	40	無料	110	

22	木	全国官公庁野球連盟中央大会	0	110	85	無料	195	
23	金	全国官公庁野球連盟中央大会	0	0	0	無料	0	予備日
24	土		165	0	0		165	
25	日		185	0	0		185	
26	月		155	0	0		155	
27	火		135	0	0		135	
28	水		60	0	0		60	
29	木		120	0	0		120	
30	金	日本選手権大会関東代表決定戦	0	0	0	無料	0	雨天中止
31	土	日本選手権大会関東代表決定戦	0	130	1,900	無料	2,030	
合 計			1,400	5,195	5,440		12,035	

令和元年9月

日	曜日	大会名	一般利用	各種大会等	入場者	入場料	計	備考
1	日	区民スポーツ大会	40	95	60	無料	195	
2	月	社会人野球日本選手権関東代表決定戦	0	130	1,400	無料	1,530	
3	火	社会人野球日本選手権関東代表決定戦	0	90	1,300	無料	1,390	
4	水	東京新大学野球秋季リーグ戦	40	400	950	無料	1,390	
5	木	東京新大学野球秋季リーグ戦	60	100	580	無料	740	
6	金	東京新大学野球秋季リーグ戦	40	0	0	無料	40	予備日
7	土	首都大学野球秋季リーグ戦	0	140	2,150	有料	2,290	
8	日	首都大学野球秋季リーグ戦	0	60	500	有料	560	
9	月	都企業秋季大会	0	0	0	無料	0	雨天中止
10	火	都企業秋季大会	0	170	205	無料	375	
11	水	都企業秋季大会	0	90	80	無料	170	
12	木	都企業秋季大会	0	130	120	無料	250	
13	金	都企業秋季大会	0	90	150	無料	240	
14	土	日野原重明カップ	0	340	50	無料	390	
15	日	区民スポーツ大会	65	125	40	無料	230	
16	月	全国歯科医師会野球大会	0	42	10	無料	52	
17	火		85	0	0		85	
18	水		0	0	0		0	整備他
19	木		0	0	0		0	芝清掃
20	金	秋季専門学校野球大会	50	265	80	無料	395	

21	土	東都大学野球秋季リーグ戦（Ⅱ部）	0	140	1,750	有料	1,890	
22	日	東都大学野球秋季リーグ戦（Ⅱ部）	0	140	1,920	有料	2,060	
23	月	東都大学野球秋季リーグ戦（Ⅱ部）	0	60	200	有料	260	
24	火		60	0	0		60	
25	水		70	0	0		70	
26	木		60	0	0		60	
27	金		120	0	0		120	
28	土	中学校秋季大会	70	45	300	無料	415	
29	日	関東早起き大会	100	165	45	無料	310	
30	月		80	0	0		80	
合 計			940	2,817	11,890		15,647	

7月には全国高等学校野球選手権大会があることから、グラウンド利用者、スタンド入場者が月に3万人を超えている。

（意見 No. 40）

月次報告書に記載されているグラウンド利用者数及びスタンド入場者数は、9月16日を除きすべて一の位の数字が切りの良いゼロか五で集計されている。そのため集計数値は概算である可能性が高い。

利用者と入場者の正確な集計は、今後の人員配置や警備計画、後述する乗用車等の来場者の交通予測等に必要なものであり、できるだけ正確な集計値を公表するように、集計の方法を見直していくことが必要であると考えられる。

特にグラウンド利用者の集計は人数が少人数の場合もあることから集計が容易な日も多いと思われる。また、スタンド入場者の正確な集計は、無料のイベントの場合、専門スタッフやスタッフの増員等が必要になるが、有料のイベントであればチケット数等から従来のスタッフ数でも正確な集計が可能であると考えられる。

サッカーのJリーグは入場者を実数で公表しているように、近年は正確な入場者数を公表する傾向にあることから、正確な利用者の数値を公表する必要があると考えられる。

(意見 No. 41)

大田スタジアムは1.「大田スタジアムの概要」にもあるように交通アクセスは東京モノレール 流通センター駅又は大井競馬場駅から徒歩で約15分か、京急バスで大森駅から「平和島循環」行(森33系統)乗車で倉庫センター下車(乗車時間約12分)し徒歩約10分又は大森駅から「大田スタジアム」行(森34系統)乗車で大田スタジアム下車し徒歩約5分という位置にある。「大田スタジアム」行は乗車時間約10分ほどであるが、最大でも1時間に2本であり、12時35分発から17時15分(日祝日は17時20分)発まで昼間の時間の運行はない。

「平和島循環」行は朝夕のバスは便数が多いものの、昼の時間は1時間に3本であり、また、日祝日は1時間に1本程度の運行状況であり、大田スタジアムは必ずしも交通アクセスが良い場所に立地されている訳ではない。

そのため利用者及び利用率の向上には、さらに交通アクセスを高めていく施策が必要であると考えられる。

リニューアルオープン時の令和元年6月29日(土)には当日だけであるが、JR蒲田駅東口及びJR大森駅東口と大田スタジアムの間を次のような時刻表で無料のシャトルバスが運行していた。

JR蒲田駅東口⇄大田スタジアム

発	JR蒲田駅	大田スタジアム
行先	大田スタジアム	JR蒲田駅
9	00 20 40	40
10	00 20 40	00 20 40
11	00 20 40	00 20 40
12	00 20 40	00 20 40
13	00 20 40	00 20 40
14	00 20 40	00 20 40
15	00 20 40	00 20 40
16	00 20 40	00 20 40
17	00	00 20 40

JR 大森駅東口⇄大田スタジアム

発	JR 大森駅	大田スタジアム
行先	大田スタジアム	JR 大森駅
9	00 20 40	30 50
10	00 20 40	00 30 50
11	00 20 40	00 30 50
12	00 20 40	00 30 50
13	00 20 40	00 30 50
14	00 20 40	00 30 50
15	00 20 40	00 30 50
16	00 20 40	00 30 50
17	00 20	00 30 50

無料での運行はこうした大規模なイベント以外ではその実施が困難であると考えられるが、何らかのイベント時には有料でも臨時のバスの運行を検討することも必要であると考えます。

大田スタジアムの令和元年度の7月から9月までの3ヶ月間の月次報告書のグラウンド利用者及びスタンド入場者からすると、1日が多い時では5千人を超えるイベントもあることから、現状の駐車場台数では不足すると予想される。

そのため、区主催のイベント等、公的交通機関を使う参加者が多く見込まれる場合には、臨時のバスを運行する、既存のバス路線に増便を要請する等の措置を講じることも含めての対応を検討することが望まれる。

(意見 No. 42)

大田スタジアムの駐車場は駐車場料金が普通車30分100円、大型バス等で30分300円であるが、駐車時間は短時間(1時間程度)の利用より2、3時間以上の利用者が多いものと推定される。

しかしながら、駐車場の料金機は小銭のほかは千円札が使用できるのみであった。すべての利用者が対応できる小銭、紙幣を用意できるとは考えられず、また、スタジアム受付窓口で両替対応しているが、利用者の更なる利便性を考慮すれば、料金機の取換えになる可能性もあるものの、高額紙幣の使用や時節柄、クレジットカード等のキャッシュレス対応を可能にすることも考えられる。

(6) 備品

1) 備品管理

備品等の取扱いについては基本協定書の「第4章 備品等の取扱い」で次のように定められている。

(備品等の使用及び購入等)

第25条 乙は、指定期間中、備品及び消耗品を常に良好な状態に保たなければならない。

2 甲は、甲が示す備品台帳一覧に記載されている備品（以下「備品Ⅰ」という。）を無償で乙に貸与する。

3 乙が業務実施の用に供するため、甲と協議の上、指定管理料により購入又は調達した備品（以下「備品Ⅱ」という。）は、甲に帰属するものとする。

4 備品Ⅰ及び備品Ⅱが経年劣化等により業務実施の用に供することができなくなった場合は、甲は、乙との協議により対応を決定するものとする。

5 乙が故意又は過失により、備品Ⅰ、備品Ⅱ又は消耗品を毀損又は滅失したときは、乙の負担で当該物品と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達しなければならない。

(乙による備品の購入等)

第26条 乙は、自主事業等のため、甲と協議の上、いつの責任及び負担により購入し、又は調達した備品（以下「備品Ⅲ」という。）をスタジアム及びスポーツセンター内で使用することができる。この場合において、備品Ⅲは乙の帰属とし、備品Ⅰ及び備品Ⅱと明確に区別がつくように適正に管理しなければならない。

上記基本協定書第25、26条における備品ⅠからⅢの内容については「大田スタジアム管理業務仕様書」によれば次のように定義されている。

6 備品及び消耗品

施設における活動に支障をきたさないよう、備品Ⅰ～備品Ⅲの管理を適切に行うこと。

なお、備品とは購入価格が単価5万円以上（消費税込み）で、大田区の物品名鑑に記載されている物品をいう。

(1) 備品の分類

スタジアムの備品は以下に分類する。

① 備品Ⅰ

区が費用負担し用意したもので、所有権が区に帰属するもの。

② 備品Ⅱ

指定管理者の責任により、指定管理料の備品購入費で、購入した備品で所有権が区に帰属するもの。

③ 備品Ⅲ

指定管理者が自らの費用負担と責任で購入したもので、所有権は指定管理者とする。なお、指定期間終了時又は指定取消し時には、原則として原状回復のため撤去する。ただし、区と指定管理者が協議のうえ、区又は区が指定するものに引継ぐことができるものとする。

大田スタジアムの現状においては備品Ⅰ及び備品Ⅱがあるものの、備品Ⅲは備品として備えていない。

2) 備品台帳

備品台帳を確認したところ、基本協定書締結時（平成31年4月）と大田スタジアムが独自で管理している備品台帳はすべて整合していた。また、大田スタジアムの7月からのリニューアルオープンに伴い購入した備品についても6月までに購入していた備品については備品台帳に適切に反映されていた。

(意見 No. 43)

令和元年度7月の月次報告書には同月に購入した備品として次のものが報告されていた。

購入した備品の報告 令和元年度7月

1 入浴車いすの購入について

大田スタジアム改修工事に伴い、車いす用シャワーブースが2か所新設されたが、これに対応する入浴用車いすが無いため、新たに購入した。

製品名	入浴用車いす	シャワーラク4輪自在
品番	SWR-132	
金額	108,000円	(@54,000×2 福祉用具のため非課税)
数量	2台	
納入業者	株式会社	フロンティア
		(大田区平和島1-2-30 センコー平和島PDセンター3F)
費用負担	指定管理料による購入	

2 貴重品保管庫の購入について

利用者の利便性向上のため、選手ロッカー内に貴重品保管庫を設置する。

製品名 小物保管庫 12人用
品番 YBKK-12D
金額 税込286,135円 (@132,470×2)
数量 2台
納入業者 株式会社 リブライト (大田区多摩川1-28-3)
費用負担 指定管理料による購入

製品名 小物保管庫 18人用
品番 YBKK-18
金額 税込372,060円 (@172,250×2)
数量 2台
納入業者 株式会社 リブライト (大田区多摩川1-28-3)
費用負担 指定管理料による購入

3 コンクリートミキサーの購入について

経年劣化による動作不良のため、起動しなくなったアンツーカー配合用のミキサーを購入する。

製品名 コンクリートミキサー
品番 NGM2.5BC
金額 220,320円 (税込)
数量 1台
納入業者 東京トラヤ株式会社 (大田区西蒲田7-49-9)
費用負担 指定管理料による購入

上記の7月購入の備品について、令和元年11月5日現在では備品台帳に反映されていなかった。

購入した備品はできるだけ速やかに備品台帳の反映することが必要であると考えられる。

3) 備品の購入

リニューアルオープンに備えて購入した備品は次のものである。

備品番号	品名	品質規格	取得日付	相手方名称	区分
4070856	リサイクル回収箱	山崎産業 YW-297L・ID	R01/6/27	(有)愛東商会	備品 I
4070857	リサイクル回収箱	山崎産業 YW-297L・ID	R01/6/27	(有)愛東商会	備品 I
4070858	リサイクル回収箱	山崎産業 YW-298L・ID	R01/6/27	(有)愛東商会	備品 I
4070859	リサイクル回収箱	山崎産業 YW-298L・ID	R01/6/27	(有)愛東商会	備品 I
4070860	リサイクル回収箱	山崎産業 YW-299L・ID	R01/6/27	(有)愛東商会	備品 I
4070861	リサイクル回収箱	山崎産業 YW-299L・ID	R01/6/27	(有)愛東商会	備品 I
4070862	リサイクル回収箱	山崎産業 YW-301L・ID	R01/6/27	(有)愛東商会	備品 I
4070863	リサイクル回収箱	山崎産業 YW-301L・ID	R01/6/27	(有)愛東商会	備品 I
4070864	リサイクル回収箱	山崎産業 YD-165L・ID	R01/6/27	(有)愛東商会	備品 I
4070865	リサイクル回収箱	山崎産業 YD-165L・ID	R01/6/27	(有)愛東商会	備品 I
4070866	リサイクル回収箱	山崎産業 YD-96L・ID	R01/6/27	(有)愛東商会	備品 I
4070867	ポリッシャー	1516206 蔵王ナノエッジ	R01/6/27	(有)愛東商会	備品 I
4070868	ローラー(工事・工作機器類)	プレートコンパクター・明和製作所 HP60	R01/6/27	(有)愛東商会	備品 I
4070894	競技用ゴール	RT-F012950 (ネット込)	R01/6/26	日勝スポーツ工業	備品 I
4070895	競技用ゴール	RT-F011960 (ネット付)	R01/6/26	日勝スポーツ工業	備品 I
4070896	競技用ゴール	RT-F011960 (ネット付)	R01/6/26	日勝スポーツ工業	備品 I
4070897	競技用ゴール	RT-F011960 (ネット付)	R01/6/26	日勝スポーツ工業	備品 I
4070898	巻取器	RT-F311323	R01/6/26	日勝スポーツ工業	備品 I
4070899	ライン引き	ラインテープ用圧着機・RT-F311324	R01/6/26	日勝スポーツ工業	備品 I
4070900	防球フェンス	バッティング練習用平ネット	R01/6/26	日勝スポーツ工業	備品 I
4070901	防球フェンス	大型スクリーンネット・KB-3622	R01/6/26	日勝スポーツ工業	備品 I
4070902	防球フェンス	大型スクリーンネット・KB-3622	R01/6/26	日勝スポーツ工業	備品 I
4070903	バッティングゲージ	RT-B056010 リバウンド防止マット付	R01/6/26	日勝スポーツ工業	備品 I
4070938	その他のコンピュータ機器類	UPS 型名 BN150XR	R01/6/26	東芝 EI コントロールシステム(株)	備品 I
4070939	その他のコンピュータ機器類	UPS 型名 BN100T	R01/6/26	東芝 EI コントロールシステム(株)	備品 I

(指摘 No. 31)

リサイクル回収箱のうち備品番号 4070866 については現物の確認を行ったところ、倉庫に保管され使用されていなかった。

もともとおむつ用のリサイクル回収箱であるが、施設改修工事の中で別の回収箱が授乳室に備え付けられたことにより、使用する必要がなくなってしまったものであり、使用見込みはないとのことであった。

備品の購入時の計画と異なってしまったことがこうした使用されない備品の購入につながってしまったものであるが、まずは今後の有効な活用を検討し、その結果、使用しないことが明らかであれば、売却又は処分等の処理を検討する必

要がある。

(指摘 No. 32)

上記の授乳室に備えられたおむつの回収箱は、授乳室と一体となっているということで備品台帳に記載されていない。しかしながら、実際には回収箱は備え付けタイプではなく、単体で取り外し可能なものであったため、当該回収箱については備品Ⅰとして備品台帳への記載が必要であると考えられる。

4) 備品の棚卸

備品の棚卸について「大田スタジアム管理業務仕様書」では次のように定められている。

(2) 備品台帳による管理

- ① 指定管理者は、備品Ⅰから備品Ⅲの分類ごとに備品台帳を作成し備品の管理を行うこと。
- ② 品名、規格、数量、金額、購入年月日、使用場所、使用状況を把握し、年1回以上台帳と備品の突合を行うこと。
- ③ 区から備品台帳の提出を求められたときは、速やかに応じること。
- ④ 指定管理者が、自主事業等を行うために調達した備品Ⅲは、区の備品Ⅰ～Ⅱと明確に区別し、管理及び保管を行うこと。

(意見 No. 44)

上記の通り「大田スタジアム管理業務仕様書」では「年1回以上台帳と備品の突合を行うこと」とされている。実地調査の結果、年1回は台帳と備品の突合を行っているとのことであるが、特に書面が残されていなかった。

突合を行っていることを証する書面がなければ、「大田スタジアム管理業務仕様書」の通り、行っていることを区に証することができないことから、何らかの書面を残しておくことが必要なものとする。

第4項 大森スポーツセンター

1. 大森スポーツセンターの概要

大森スポーツセンターは区民の体育・スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、区民の心身の健全な発達に寄与することを目的に平成9年4月1日に開設された(大田区立大森スポーツセンター条例(以下、この項において「スポーツセンター条例」という)第1条)。

施設の主な概要は次の表の通りである。

- | | |
|-------|-----------------------|
| ・所在地 | ：大田区大森本町二丁目2番5号 |
| ・建物 | ：①構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 |
| | ・ ②階数 地上2階、地下2階 |
| | ③延床面積 約6,393㎡(駐車場を除く) |
| ・交通 | ：京浜急行本線 平和島駅下車 徒歩約6分 |
| ・開館時間 | ：午前9時～午後10時 |
| ・休館日 | ：12月29日～1月3日 |

また、施設内容は次の表の通りである。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 競技場(1階(観客席は2階)) | |
| ① 競技面床面積 | 1,620㎡(36m×45m) |
| ② 舞台 | 22m×7m |
| ③ 観客席 | 固定席 376席(車いす席8席を含む) |
| 2. ミーティングルーム(地下2階) | |
| ① A室 | 床面積25㎡ |
| ② B室 | 床面積20㎡ |
| 3. 小ホール(地下2階) | |
| ① 観客席床面積 | 180㎡ |
| ② 舞台 | 10m×5m |
| ③ 観客席 | 固定席 88席 |
| 4. トレーニングルーム(地下2階) | 床面積375㎡ |
| 5. 健康体育室(地下2階) | |
| ① B室 | 床面積225㎡ |
| ② C室 | 床面積150㎡ |

6. 更衣室（ロッカー・シャワー）	
① 1階	男性用 ロッカー102台、シャワー4台 女性用 ロッカー102台、シャワー5台
② 地下2階	男性用 ロッカー12台、シャワー2台 女性用 ロッカー10台、シャワー2台
7. 駐車場	100台、うち身障者用2台（地下1階、地下2階）、大型車用（地上）、バイク10台（地上）
8. 駐輪場	自転車 195台（地上）
9. その他	事務室（1階）、だれでもトイレ3ヶ所、控室、放送室、救護室等

大森スポーツセンターは大森本町複合施設を構成する一部であり、大森本町複合施設は次の施設を含む集合施設である。

(1) 東京都施設
ア 大森本町二丁目アパート（都営住宅）
イ 大森老人ホーム
(2) 大田区施設
ア 大森スポーツセンター
イ シルバーピア大森本町（区営住宅）
ウ 大森本町高齢者在宅サービスセンター
エ 大森本町児童館
オ 地域集会室（大森本町二丁目新地町会・大森本町北町会）

2. 大森スポーツセンターの監査手続及び結果

大森スポーツセンターは、観光・国際都市部スポーツ推進課の所管で指定管理者制度により管理運営がされている。大森スポーツセンターの管理運営に関する事務について、第3項の4「指定管理者制度を採用するスポーツ施設に対する主な監査手続」で記載した監査手続を実施した。以下に監査結果を記載する。

(1) 施設の利用実績

過去3年間（平成28年度から平成30年度）の施設の利用状況は所管課であるスポーツ推進課が所属する観光・国際都市部が公表しているCompassによれば次の通りである。

【平成 28 年度実績】

<施設利用状況>

項目 施設	利用可能コマ数 (回)	利用コマ数 (回)	利用率 (%)	利用者数 (人)
アリーナ	1,038	978	94.2	118,681
トレーニングルーム (注1)	346	346	100.0	82,760
健康体育室 B	1,038	1,022	98.5	21,212
健康体育室 C	1,038	980	94.4	16,850
ミーティングルーム A	1,038	283	27.3	2,296
ミーティングルーム B	1,038	277	26.7	1,078
小ホール	1,038	320	30.8	13,075
合 計	6,574	4,206	62.0	255,952

(注1) 教室参加者数含む。 他施設のトレーニングルーム利用券枚数 181 枚

<アリーナ利用状況 スポーツ種目別利用状況>

	アリーナ		健康体育室 B		健康体育室 C	
	利用回数 (回)	利用割合 (%)	利用回数 (回)	利用割合 (%)	利用回数 (回)	利用割合 (%)
バレーボール	121	12.5	—	—	—	—
バスケットボール	207	21.4	—	—	—	—
バドミントン	75	7.7	—	—	—	—
卓球	217	22.4	795	79.0	331	35.6
テニス	125	12.9	—	—	—	—
ハンドボール	25	2.6	—	—	—	—
ダンス、舞踏	2	0.2	15	1.5	39	4.2
武道	24	2.5	97	9.6	221	23.8
体操	54	5.6	66	6.6	111	11.9
バトン、カラーガード	70	7.2	3	0.3	2	0.2
その他のスポーツ	49	5.0	30	3.0	225	24.3
合 計	969	—	1,006	—	929	—

<スポーツ・その他（スポーツ以外）の割合>

	アリーナ		健康体育室 B		健康体育室 C	
	回数	割合	回数	割合	回数	割合
スポーツ	969 回	99.1%	1,006 回	98.4%	929 回	94.8%
その他	9 回	0.9%	16 回	1.6%	51 回	5.2%

【平成 29 年度実績】

<施設利用状況>

項目 施設	利用可能コマ数 (回)	利用コマ数 (回)	利用率 (%)	利用者数 (人)
アリーナ	1,041	997	95.8	124,386
トレーニングルーム (注1)	348	348	100.0	84,587
健康体育室 B	1,041	1,007	96.7	22,261
健康体育室 C	1,041	967	92.9	16,554
ミーティングルーム A	1,041	225	21.6	1,957
ミーティングルーム B	1,041	243	23.3	1,021
小ホール	1,041	339	32.6	12,565
合 計	6,246	3,778	60.5	263,331

(注1) 教室参加者数含む。 他施設のトレーニングルーム利用券枚数 232 枚

<アリーナ利用状況 スポーツ種目別利用状況>

	アリーナ		健康体育室 B		健康体育室 C	
	利用回数 (回)	利用割合 (%)	利用回数 (回)	利用割合 (%)	利用回数 (回)	利用割合 (%)
バレーボール	110	11.27	—	—	—	—
バスケットボール	187	19.16	—	—	—	—
バドミントン	72	7.38	—	—	—	—
卓球	242	24.80	767	78.75	298	32.18
テニス	144	14.75	—	—	—	—
ハンドボール	18	1.84	—	—	—	—
ダンス、舞踏	3	0.31	18	1.85	30	3.24
武道	33	3.38	82	8.42	195	21.06
体操	42	4.30	61	6.26	119	12.85
バトン、カラーガード	64	6.56	3	0.31	2	0.22
その他のスポーツ	61	6.25	43	4.41	282	30.45
合 計	976	—	974	—	926	—

<スポーツ・その他（スポーツ以外）の割合>

	アリーナ		健康体育室 B		健康体育室 C	
	回数	割合	回数	割合	回数	割合
スポーツ	976 回	97.9%	974 回	96.7%	926 回	95.8%
その他	21 回	2.1%	33 回	3.3%	41 回	4.2%
合 計	997 回		1,007 回		967 回	

【平成 30 年度実績】

<施設利用状況>

項目 施設	利用可能コマ数 (回)	利用コマ数 (回)	利用率 (%)	利用者数 (人)
アリーナ	1,023	1,000	97.8	129,910
トレーニングルーム (注 1)	341	341	100.0	79,559
健康体育室 B	1,023	1,000	97.8	22,428
健康体育室 C	1,023	976	95.4	15,339
ミーティングルーム A	1,023	259	25.3	2,154
ミーティングルーム B	1,023	232	22.7	1,348
小ホール	1,023	371	36.3	13,183
合 計	6,138	3,838	62.5	263,921

(注 1) 教室参加者数含む。 他施設のトレーニングルーム利用券枚数 166 枚

＜アリーナ利用状況 スポーツ種目別利用状況＞

	アリーナ		健康体育室 B		健康体育室 C	
	利用回数 (回)	利用割合 (%)	利用回数 (回)	利用割合 (%)	利用回数 (回)	利用割合 (%)
バレーボール	102	10.29	—	—	—	—
バスケットボール	228	23.01	—	—	—	—
バドミントン	82	8.27	—	—	—	—
卓球	199	20.08	717	74.45	262	27.96
テニス	153	15.44	—	—	—	—
ハンドボール	26	2.62	—	—	—	—
ダンス、舞踏	0	0.00	35	3.63	46	4.91
武道	31	3.13	91	9.45	201	21.45
体操	33	3.33	66	6.85	133	14.19
バトン、カラーガード	66	6.66	5	0.52	5	0.53
その他のスポーツ	71	7.16	49	5.09	290	30.95
合 計	991	—	963	—	937	—

＜スポーツ・その他（スポーツ以外）の割合＞

	アリーナ		健康体育室 B		健康体育室 C	
	利用回数	割合	利用回数	割合	利用回数	割合
スポーツ	991 回	99.1%	963 回	96.3%	937 回	96.1%
その他	9 回	0.9%	37 回	3.7%	38 回	3.9%
合 計	1,000 回		1,000 回		975 回	

（意見 No. 45）

ミーティングルーム、小ホールの利用率が低くなっている。令和元年度は小ホールにおいて冬の工作教室として「クリスマスライトをつくろう」（12月7日（土））「かわいいボトルフラワーをつくろう」（12月14日（土））や「みんなで歌おう！歌声ひろば」（11月5日（火））等のイベントを実施しているが、いずれも単発のイベントであり利用率を大きく向上させるまでには至らない。

利用率の向上のためには例えば囲碁や将棋教室の実施等、継続的な利用ができるイベントの自主開催や誘致等を行っていくことが必要であると考えられる。

(2) 指定管理者の選定

大森スポーツセンターは平成31年3月31日をもって指定管理期間が終了するため、また、大田スタジアムは運営委託業務が終了するため、新たな指定管理者を選定する必要が生じた。

そこで区は、大田スタジアムと大森スポーツセンターの両施設について、共に平成 31（2019）年 4 月 1 日から平成 36（2024）年 3 月 31 日までの期間について指定管理者として公益財団法人大田区体育協会グループを指定管理者として選定している。当該指定管理者の選定過程は次の通りである。

1) 選定委員会設置要綱の制定

まず、平成 30 年 9 月 26 日に「大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会設置要綱の制定について」の起案（平成 30 年 9 月 21 日）が決定され、また、同日に「大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会委員について」の起案（平成 30 年 9 月 26 日起案）も決定された。

2) 大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会設置要綱

1) の起案に基づき、「大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会設置要綱」が決定された。

平成 30 年 9 月 26 日に決定された当該設置要綱の内容は、第 3 項「指定管理者制度の概要」の 2「大田区の指定管理者の選定の概要」に記載した通りである。

(意見 No. 46)

大田区においては指定管理者を選定する都度、選定委員会設置要綱を制定しているが、他区においては例えば中野区では「中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する事務処理要綱」を定め、指定管理者を選定する場合は、当該要綱を持って指定手続を行っている。

指定管理者の数も増えてきている現状からすれば、その都度要綱を制定することは煩雑であると考えられることから、中野区のような手続を行うようにすることも検討の余地があると考えられる。

また、大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会設置要綱（以下「選定委員会設置要綱」）の第 10 条では、委員会の会議は非公開とすることとされている。第 3 項「指定管理者制度の概要」の 2「大田区の指定管理者の選定の概要」でも意見 No. 30 として記載しているが、指定管理者の選定委員会の会議を非公開とする必要性は低く、当該条文についても再考の余地があると考えられる。

3) 選定委員会専門委員等の推薦

選定委員会設置要綱の制定の起案と同日（平成 30 年 9 月 26 日）に「大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会専門委員等の推薦について」が起案され、翌日（平成 30 年 9 月 27 日）に決定、施行された。

選定委員会設置要綱第 5 条に基づき、専門調査員としての公認会計士の選任を行うためのものであり、大田区公認会計士監査団にその推薦を依頼している。

「大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会専門委員等の推薦について（依頼）」による依頼内容は次の通りである。

記

1 推薦人数 1 名

2 依頼内容

①財務審査

応募団体の経理内容を審査していただき、経営内容を評価していただきます。

②大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会 専門委員

専門委員会に専門委員としてご出席いただき、事前の財務審査に基づく応募団体の経営状況の評価結果をご報告いただきます。

※選定作業には参加いただくことはありません。

3 応募予定団体数 4 団体

上記依頼により、大田区公認会計士監査団より公認会計士 1 名の推薦があり、この推薦に基づき「大田スタジアム・大田区立スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会専門調査員について」が平成 30 年 10 月 31 日に起案され、同日決定、翌日（平成 30 年 11 月 1 日）に施行された。

4) 指定管理者募集要項等の公表

選定委員会専門委員等の推薦及び選定委員会設置要綱の制定の起案と同日（平成 30 年 9 月 26 日）に「大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンター指定管理者募集要項等の公表について」が起案され、平成 30 年 9 月 28 日に決定された。

その内容は次の通りである。

大田スタジアム及び大森スポーツセンターの平成31年以降の指定管理者の公募に当たり、下記のとおり募集要項等を公表する。

記

- 1 公表予定日 平成30年10月5日（金）
- 2 公表の方法 公表予定日より大田区ホームページに募集要項等を掲載する。
- 3 募集要項（案）
 - （1）募集要項
 - （2）様式集
 - （3）大田スタジアム管理運営基準
 - （4）大田区立大森スポーツセンター管理運営基準

4 今後のスケジュール

10月5日（金）	現地見学会
10月5日（金）～11日（木）	募集要項等に関する質問事項受付
10月18日（木）頃	質問に対する回答をHPに掲載
10月22日（月）～29日（月）	応募受付期間
11月中旬から12月中旬	選定審査
12月中旬	審査結果の通知
12月下旬	指定管理者候補者の決定
3月上旬	区議会における議決（第1回定例会）
3月	協定の締結
4月1日（月）	業務開始

5 その他

大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱については、スポーツ・文化担当部長決定とする。

また、現地見学会の開催については、平成30年10月1日に、区報及び区ホームページにて周知する。

5) 指定管理者候補者選定委員会

指定管理者募集要項等の公表を受けて、応募団体として、公益財団法人大田区体育協会グループ（代表団体 大田区体育協会、構成団体 株式会社オーエンス）の1社から応募があり、応募団体の公認会計士による財務審査が行われ、指定管理者候補者選定委員会が平成30年12月12日に行われた。

選定委員会の主な次第は次のものである。

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1 | 開会
挨拶 委員自己紹介 資料確認 審査方法説明 |
| 2 | 財務評価
財務評価報告 質疑応答 |
| 3 | 第一次審査
運営実績審査 提案価格審査 企画提案内容審査 |
| 4 | 休憩 |
| 5 | 第二次審査
プレゼンテーション 質疑応答 採点 |
| 6 | 休憩・集計 |
| 7 | 審査結果発表 |
| 8 | 閉会 |

選定委員会開催日に指定管理者が選定されるものである。

当該選定委員会の出席者は6名で、その構成は第3項「指定管理者制度の概要」の2「大田区の指定管理者の選定の概要」に記載した通りである。

なお、専門調査員は、事前の財務審査に基づく応募団体の経営状況の評価結果の報告（財務評価）のみであり、その後の審査には出席していない。

（意見 No. 47）

選定委員会の出席者は6名であるが、うち1名は専門調査員であり審査には出席しない。また、そうであれば審査への出席者は5名であるが、うち3名は区職員であるため、特定の候補者に対して外部者がもし低評価していたとしても、内部者の区職員全員が高評価すれば、審査結果は内部者の推す候補者で決まってしまう。

そのため、少なくとも区外部からもう1名を委員会の構成員に含める等、選定過程における公正性及び公平性を高められるような委員の構成を検討し、より開けた意見を汲み取る仕組みを構築することを検討することが望まれる。

6) 指定管理者候補者の決定

指定管理者候補者選定委員会を開催し、書類審査及び面接審査を実施した結果、全選定委員の承諾を得て、平成31年1月17日に公益財団法人大田区体育協会グループが指定管理者候補者として決定した。

当該者が指定管理者として選考された理由は平成31年1月28日付、「大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンター指定管理者の指定について」によれば次の通りである。

- ・ 専門調査員（公認会計士）の調査結果は、事業者グループを構成する2つの法人とも指定管理者として施設を安全に運営できる良好な経営状況であるとの評価であった。
- ・ 2施設の施設長の兼務や消耗品、備品等の一括購入など、サービスを維持し管理運営経費のコストダウンを積極的に図った提案となっていた。
- ・ 2施設の職員に対して集合研修やOJTを実施し、職員の相互利用について提案しており、人員の効率的な配置ができるとともに、施設への問合せ等にワンストップで対応でき、利便性の向上につながるものとして評価された。
- ・ 引きこもりがちな高齢者に対してアウトリーチ的にスポーツ教室を実施するなど、スポーツへの取組が不足している世代への対応を地域の課題としてとらえ、解決策として様々な事業の提案（※1）があった。
- ・ さらに、その各事業や教室への参加者の新規拡大についても具体的な提案（※2）がなされるとともに、地域スポーツクラブや各スポーツ団体はもとより民間事業者まで対象を広げた連携を行い、区民が「スポーツに取り組むきっかけづくり」や「新スポーツ健康ゾーンへ訪れたい仕掛け」を検討するとの考えが示された。これらの提案や考えは、「大田区スポーツ推進計画（改定版）」に合致し、スポーツ実施率の向上やスポーツをきっかけとした産業、観光など他分野への波及の可能性も期待できるとの評価がなされた。
- ・ 新スポーツ健康ゾーンの各施設で実施されてきた事業・イベント等を有機的に結び付け、さらに新設される青少年交流センターとの連携も視野にいたした事業提案（※3）がなされた。
- ・ これらを実行した結果、総合評価点が審査基準に定めた最低評価点を超えており、選定委員の合議を踏まえ指定管理候補者として選定した。

※1 提案例

- ・ 地域の福祉施設等に指導者を派遣して開催する出張体操教室
- ・ 産後の体型変化に悩む「ママさん世代」に向けたスタイルアッププログラム
- ・ 忙しくてスポーツする時間が取れない「働き世代」に向けた朝活スポーツ

※2 提案例

- ・ コンディショニングセンターの開設
- ・ 様々なスポーツを体験できる「スポーツバイキング」の拡充

※3 提案例

- ・ ゾーン全体を活用した「ウォーク&ラン」イベント
- ・ ゾーン内の各施設の利用を促進するスタンプカード制度
- ・ 青少年交流センターと連携した「合宿プラン（仮称）」

(意見 No. 48)

大田スタジアム、大森スポーツセンター両施設の指定管理者の選定過程に特に大きな問題はないが、両施設ともそれなりの規模を持った施設であり、また施設相互の互換性も低いことから、両施設を同じ指定管理者として公募する意義は乏しいものと考えられる。

選考理由にもあるが 2 施設の施設長の兼務によるコストダウンの提案や職員の相互利用による効率的な人員配置の提案等が当該法人を指定管理者として選定した理由となっているが、実際には施設長の兼務は行われておらず、また、職員の相互利用等もなされていないことから、指定管理期間の 1 年目で見るとは施設相互の互換性は低いものと考えられる。

また、1 施設ごとの指定管理者の公募であれば今回のように 1 事業者のみの応募だけではなく、複数社の応募も想定されるため、引き続き同一の指定管理者での管理運営における効果を評価し、その結果によっては、当該 2 施設の次回以降の指定管理者の選定において、2 施設の公募をそれぞれで行うことも検討することが必要であると考えられる。

(3) 事業計画書

1) 事業計画書の記載内容

事業計画書についても大田スタジアムと同様に基本協定書第 27 条の定めにより、公益財団法人大田区体育協会グループは事業計画書を区に提出している。

「大田区立大森スポーツセンター管理業務仕様書」によれば事業計画書に記載すべき事項は次の通りである。

1 事業計画書

指定管理者は、応募の際に提出した書類をもとに、毎年度自主事業等に関する事項を含めた事業計画書を作成し、毎年度末までに区へ提出すること。なお、変更等が生じた場合には速やかに区に報告すること。

(1) 記載項目

事業計画書に必ず記載する項目は、次のとおりとする。

① 概要

当該年度の特徴、新規事業等

② 収支計画

自主事業収入を含めて、指定管理業務に係る収支金額を千円単位で記載する。

③ 運営組織体制

組織体制、人員構成、研修計画等

④ 施設及び設備維持管理業務計画

定期点検整備計画、業務委託計画（第三者への委託）等

⑤ 自主事業計画

(2) その他資料等

指定管理者は、区が事業計画書の内容又はそれに関連する事項について必要があると認めるときは、資料の提出又は口頭による説明を行うものとする。

平成 31 年度の大森スポーツセンターの事業計画書の主な内容は次の通りである。

- 1 管理運営方針
- 2 管理運営方針に対する主な方策
- 3 人材確保・人材育成・職員の定着
- 4 スタッフの配置及び勤務体制
- 5 2施設の効率的な運営
- 6 新スポーツ健康ゾーンの活性化につながる施設利用と連携
- 7 地域との連携・交流
- 8 施設の維持・管理・修繕（ハード面）
- 9 事故防止・安全対策・危機管理
- 10 その他提案
- 11 自主事業
- 12 再委託計画

基本的に大田スタジアムと同様であるが、大田スタジアムではあった「7 オープニングイベント」が、その立地から「7 地域との連携・交流」に変更されている。

(指摘 No. 33)

平成 30、31 年度の大森スポーツセンターの事業計画書には管理業務仕様書に定める「② 収支計画」の記載が欠けている。

収支計画は指定管理料を決定する上でも重要な事項であり、事業計画書には欠くことができない事項であると考えられることから、収支計画を記載した事業計画書の提出を区は求めることが必要である。

提出された事業計画書には収支計画として次のものが記載されていたが、求められている収支計画はすべての指定管理業務に係るものであり、管理業務仕様書に求められている収支計画とは異なるものである。なお、下記のは平成

31年度の事業計画書に記載されていた事項である。

■ 収支計画

- ・自主事業及び各事業の収支については、下表の計画としております。

公募型「がっつりコース」		
収 入	支 出	差 引
参加費 ¥1,728,000	講師謝礼 ¥1,120,000	¥228,000
※参加率 90%想定	傷害保険料 ¥380,000	

公募型「いきいきコース」		
収 入	支 出	差 引
参加費 ¥2,160,000	講師謝礼 ¥1,240,000	¥389,340
※参加率 90%想定	トレーニング用具 ¥335,880	
	消費税 ¥530,652	

公募型「ゆったりコース」		
収 入	支 出	差 引
参加費 ¥1,728,000	講師謝礼及び会場費 ¥1,089,280	¥692,720
※参加率 90%想定		

公募型「ベビーコース」		
収 入	支 出	差 引
参加費 ¥691,200	講師謝礼、会場費 ¥531,200	¥160,000
※参加率 60%想定		

当日参加型「自由参加コース」		
収 入	支 出	差 引
参加費 ¥4,468,500	講師謝礼 ¥2,151,500	¥2,317,000
※参加率 90%想定		

世代・地域間交流を促進する事業の実施		
収 入	支 出	差 引
—	雑費 30,000 (文房具、雑貨、菓子等)	▲30,000

「工作教室」		
収 入	支 出	差 引
参加費 ¥28,800 ※参加率 90%想定	講師謝礼、会場費及び材料費等 ¥68,084	▲39,284

「コピーサービス」		
収 入	支 出	差 引
¥75,000 ※H29 実績参考	紙代 ¥4,860	¥70,140

「アリーナ一般開放事業」		
収 入	支 出	差 引
¥0	¥0	¥0

また、事業計画書の「10 その他提案」において継続事業として次の2つの事業が提案されている。

事業名	内 容
自動販売機の設置	<ul style="list-style-type: none"> 飲料系の自動販売機を設置して、市価より安い価格設定で販売します。 他の設置団体である福祉団体との関係や設置場所等を検討して、設置台数は現状と同じ3台とします。
各種スポーツ教室等の実施	<ul style="list-style-type: none"> トレーニングルーム、健康体育室等を利用して実施します。 スポーツ系（24種目/合計915回）、文科系（2種目/合計8回）を予定します。 自主事業の最大利用可能コマ数を上限として、一般利用に配慮します。

（意見 No. 49）

当施設は駅からそう遠い場所ではないにも関わらず、施設の近隣にはコンビニエンスストア等、軽食等が購入できる店舗が少ない状態であるため、近隣の食事等ができる場所の地図の配布や案内版の設置等のサービスの提供を検討することが望まれる。

また、若い世代の利用も多いことからパン等の軽食の利用ニーズも高いと思

われる。現状では自動販売機は設置されているが、すべて飲料系であることから、軽食を購入できる自動販売機の設置も考えられる。台数が他の設置団体との関係で現状の3台から増やせない場合には、飲料と食品を1台で併用できる自動販売機もあることから、こうした自動販売機の設置を検討することも区民のニーズに応えることができるものとする。

2) 再委託計画

再委託する場合は、上記の事業計画における「1.1 再委託計画」において、次のような場合と定められている。

- ・外部への再委託業務については、専門的な知識や技術を要する設備・機器点検業務等を予定しています。
- ・機器の点検については、専門性・信頼性の観点から、製造（専門）メーカーに再委託を行います。

上記の観点から委託先を選定し、再委託計画においては次のように業者を再委託する計画である。

再委託する 業務名又は内容	再委託先（予定）の 法人名・所在地	再委託する理由
アリーナ等作業 業務委託	区内企業 株式会社 三協ビルメン 大田支店 大田区西糞谷 2-31-15	業務に必要な技術や経験を有し、大田区との同種業務の契約実績もあることから、業務の適正な履行が見込まれるため。
ピアノ調律等保守点検	区内企業 スター楽器 株式会社 大田区池上 3-41-12	保守点検に必要な専門技術・有資格者を有する専門企業のため。
手洗所・更衣室 衛生管理委託	日本カルミック株式会社 千代田区九段南 1-5-10	設置機器の製造（専門）メーカーであり、保守点検における信頼度が高いため。
通信カラオケ 保守点検委託	株式会社 湘南第一興商 京浜支店 川崎市川崎区鋼管通 4-14-11	設置機器の製造（専門）メーカーであり、保守点検における信頼度が高いため。
夜間機械警備委託	総合警備保障 株式会社 城南支社 港区三田 3-11-36	設置機器の製造（専門）メーカーであり、保守点検における信頼度が高いため。

バスケットゴール 保守点検委託	株式会社 三美建設 大田区池上 5-20-3	業務に必要な技術や経験を有し、大田区との同種業務の契約実績もあることから、業務の適正な履行が見込まれるため。
印刷機保守点検委託	理想科学工業 株式会社 理想三田支店 港区芝浦 2-12-16	設置機器の製造（専門）メーカーであり、保守点検における信頼度が高いため
自動券売機保守点検	株式会社 オーテーケー 北区田端 1-14-7	設置機器の製造（専門）メーカーであり、保守点検における信頼度が高いため

上記の表における再委託する理由が記載されている箇所は、随意契約により再委託先の企業が決定している業務である。

これらの随意契約についても大田スタジアムと同様に次の問題がある。

（意見 No. 50）

地方自治法施行令第 167 条の 2 において随意契約によることができる場合が第 1 号から第 9 号まで定められているが、当該表における随意契約の締結理由は第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）によるものと考えられる。

この第 2 号の規定により随意契約する例としては、当該保守点検業務について保守技術の熟練度・経験及び障害発生時の対応、保守機材の確保等が当該会社でしか行い得ないような場合である。

しかしながら、再委託する理由として掲げられているのは「信頼度が高いため」というものであり、これでは競争入札に適しないとする理由としては乏しいものと考えられるため、再委託理由について、保守点検業務を確認し、現在の再委託先でしかできない業務であるのかを再考し、再委託先の選定方法を再検討する必要があるものとする。

（4）事業報告書

1）概要

指定管理者としての公益財団法人大田区体育協会グループは基本協定書第 28 条の通り、事業報告書を提出しなければならないことは大田スタジアムのところと同様である。

基本協定書は大田スタジアム、大森スポーツセンター共通であることから、提出しなければならない事業報告書は月次報告書と年次報告書と同じであり、記載すべき事項も同じである。

公益財団法人大田区体育協会グループは上記規定より、月次報告書を翌月 9 日までに、年次報告書を毎年度終了後 30 日以内に提出する必要がある。

2) 月次報告書

基本協定書第 28 条によれば上記の通り、翌月 9 日までに月報を提出しなければならない。

ただし、過去に平成 26 年 3 月 31 日に締結された基本協定書の第 27 条第 2 項によれば、月次報告書は「翌月 10 日までに」提出しなければならないことになっている。

(指摘 No. 34)

平成 29 年度～平成 31 年度において大森スポーツセンターからの月次報告書の日付はすべて 5 日となっている。しかしながら、收受印が押されている月次報告書の日付を確認すると平成 29 年度では 4 月分から 7 月分が、提出期日の翌月 10 日に間に合っていない。

基本協定書の提出期日までに月次報告書を提出するよう大田区は指導する必要がある。

(意見 No. 51)

大森スポーツセンターの月次報告書、過去 3 年間に遡って確認すると月次報告書にいつ大田区が受領したか確認することができる收受印が押印された月次報告書は直近年度になるほど少なくなっている。

平成 29 年度では收受印のない月は 12、1 月分の 2 回であるが、平成 30 年度は 6、10～3 月分の 7 回であり、令和元年度は 11 月分以外の 7 回は收受印が押されていない。

受け取ったことを確認する係員、係長、課長の印はあることから、收受の事実を責任者まで確認していることは分かるものの、印だけではいつ收受したか確認できない。また、そもそも月次報告書の日付が誤っていることもあるため、月次報告書の受領時には受領日が特定できるよう收受印を押印することが必要であると考える。

(指摘 No. 35)

月次報告書には大田スタジアムのところでも述べているが、次の事項の記載を基本協定書第 28 条第 2 項により求められている。

- (1) 業務の実施状況に関する事項
- (2) 施設等の使用状況に関する事項
- (3) 利用料金の収入の明細 (利用年度を基準とする。)
- (5) 自主事業の実施状況に関する事項
- (6) 自己評価に関する事項

大森スポーツセンターの過去 3 年間の月次報告書を確認したが、第 28 条第 1 項第 6 号の「自己評価に関する事項」を記載した月次報告書はなかった。記載を求められている事項に関してはすべて記載するように大田区は指導することが必要である。

(指摘 No. 36)

基本協定書第 28 条第 2 項と「大田区立大森スポーツセンター管理業務仕様書」(以下、この項において「管理業務仕様書」という)に定められている月次報告書の記載事項が一致していない。管理業務仕様書では月次報告書の記載事項を次のように定めている。

(1) 事業報告書

指定管理者は、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項及び基本協定書第 26 条の規定により、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、区に提出すること。

- ① 業務の実施状況に関する事項
- ② 施設等の使用状況に関する事項 (使用者数、使用率、競技種目別使用状況等)
- ③ 使用料収入の実績 (収納日を基準とする。)
- ④ 業務に係る経費等の収支の明細
- ⑤ 自主事業の実施状況に関する事項
- ⑥ その他管理施設の状況を把握するために必要な事項

(2) 精算報告書

指定管理者は、指定管理料のうち、精算項目について精算報告書を作成し、毎年度終了後 30 日以内に区に提出すること。

(3) 月報

指定管理者は、毎月当該月の翌月 9 日までに月報を作成し区へ提出すること。月報に記載する事項は「(1) 事業報告書」の①から③まで、⑤及び⑥とする。

基本協定書に規定されている第 28 条第 1 項第 6 号「自己評価に関する事項」の規定が管理業務仕様書には規定されていない。

現状の月次報告書は管理業務仕様書の規定を用いて報告が行われているが、基本協定書は管理業務仕様書の上位規定と考えられることから「自己評価に関する事項」の報告が必要であると考えられ、併せて管理業務仕様書の基本協定書に合わせた改定が必要である。

(指摘 No. 37)

また、上記の管理業務仕様書の事業報告書に関する規定は、上述の通り「地方自治法第 244 条の 2 第 7 項及び基本協定書第 26 条」の規定により記載されているが、基本協定書第 26 条は備品等の取扱いに関する規定である。

事業報告書に関する基本協定書の記載は第 28 条であることから、管理業務仕様書の文言を訂正する必要がある。

3) 年次報告書

年次報告書に記載しなければならない事項は基本協定書第 28 条第 1 項に記載されている事項であり、その内容は 1) 概要に記載の通りである。

(指摘 No. 38)

大森スポーツセンターの平成 29 年度及び平成 30 年度の年次報告書を確認したが、両年度とも基本協定書第 28 条第 1 項第 6 号に定める「自己評価に関する事項」が月次報告書と同様に記載されていなかった。

両年度の年次報告書の目次には次のように記載されていた。

- | | |
|---|--|
| 1 | 業務の実施状況に関する報告（資料 1） |
| 2 | 施設等の利用状況に関する事項（資料 2） |
| 3 | 使用料収入の実績（使用料額報告書）（資料 3） |
| 4 | 業務に係る経費等の収支の明細（大森スポーツセンター管理運営経費等の収支）（資料 4） |
| 5 | 自主事業の実施状況に関する事項（トレーニング教室年間実績表、工作教室等）（資料 5） |
| 6 | その他の管理物件の状況と把握するために必要な事項（その他提出資料）（資料 6） |

目次からも「自己評価に関する事項」の記載はなく、年次報告書の受領時に内容を確認せずとも、記載すべき事項が欠けていることが判明できる。

そのため大田区としては、記載すべき事項をすべて記載して月次報告書を記載するよう指導することが必要である。

(意見 No. 52)

平成 30 年度の年次報告書の写しを申請したところ、「4 業務に係る経費等の収支の明細」の添付がなかった。

後日、添付がない旨を連絡したところ、写し漏れということで写しの提出があったが、実際には年次報告書を受領した際には添付がなかった可能性も考えられるため、資料の提出時は、書類をチェックした上で提出することが必要であると考ええる。

(意見 No. 53)

平成 29 年度の年次報告書の記載日は平成 30 年 4 月 1 日であり、收受印は平成 30 年 4 月 27 日であった。

記載日と收受印の日付とがかなり離れており、推測するに 4 月 1 日付の記載が提出日の意味をなしていないものと考えられるため、年次報告書の記載日は提出日とするようにすることが必要であると考ええる。

また、平成 30 年度の年次報告書はこの点、記載日は平成 30 年 4 月 25 日であるが、收受印が押印されていない。收受印を月次報告書と同様に受領日を特定できるように押印することが必要であると考ええる。

4) 日報

管理業務仕様書によれば、日報については次のように定められている。

(4) 日報

指定管理者は、日報を作成し保管すること。日報に記載する事項は事業報告書と同様とする。

なお、区は、必要に応じて記録の提出を求めることができる。

(指摘 No. 39)

令和元年度の日報を調査したところ、次の日にちの日報が欠けていた。

5 月 5 日、7 月 13 日、7 月 30、31 日、10 月 14～17 日、10 月 30 日

また、10 月 29 日の日報については、11 月 29 日と日付が誤って記載されていた。

日報はその作成が定められていることから日報の作成を欠くことはできないと考えられることからその作成が必要である。また日報を作成するに当たっては正確な日付の記載が必要である。

(5) 備品

1) 備品管理

大森スポーツセンターも、備品等の取扱いについて基本協定書の「第4章 備品等の取扱い」で第5項の大田スタジアムと同様のことが定められている。

また、同様に基本協定書第25、26条における備品ⅠからⅢの内容については管理業務仕様書によれば次のように定義されている。

4 備品及び消耗品の管理		
(1) 備品の分類		
スポーツセンターで用いる備品を次表のとおり備品Ⅰから備品Ⅲに分類する。		
<備品分類表>		
分類	内 容	所有権
備品Ⅰ	区が用意し、無償で指定管理者に貸与する備品	区
備品Ⅱ	指定管理者が指定管理料により購入又は調達した備品	区
備品Ⅲ	指定管理者が自主事業等のため、自己の責任及び負担で購入又は調達した備品	指定管理者
<p>① 備品Ⅰとは、区が示す備品台帳一覧に記載されている備品である。区はこれを無償で指定管理者に貸与するものとする。</p> <p>② 備品Ⅱとは、指定管理者が施設の運営上必要と判断し、区と協議の上、指定管理料により購入した備品である。その費用負担は指定管理料として区が追っているため、所有権は備品Ⅰとともに区に帰属する。</p> <p>③ 備品Ⅲとは、指定管理者が自主事業等を行う上で必要と判断し、指定管理者の負担で購入した備品である。そのため、所有権は指定管理者にあり、指定期間満了時または指定取消し時には、原則として原状回復のため撤去するものとする。ただし、区と指定管理者で協議のうえ、区又は時期指定管理者に引き継ぐことができる。</p>		

文言は異なるが内容は大田スタジアムの管理業務仕様書と同じである。また大森スポーツセンターも大田スタジアムと同様に備品Ⅰ及び備品Ⅱがあるものの、備品Ⅲは備品として備えていない。

2) 備品台帳

大森スポーツセンターに実地調査に行った際、備品台帳を入手し、平成30年10月の「大田区立大森スポーツセンター管理運営基準」に記載されている備品一覧と突合したほか、ランダムで実際の備品と突合した

(指摘 No. 40)

トレーニング場の前に設置されていた備品番号90065579のロッカーについて備品台帳に記載されていなかった。備品に該当するものはすべて備品台帳に記載することが必要である。

(意見 No. 54)

備品一覧に記載されている備品Ⅱについて備品台帳上に記載はあるものの、備品Ⅰと備品Ⅱの区分が明確にされていなかった。スポーツ推進課において備品Ⅰと備品Ⅱを区分した備品台帳を管理しているものの、実際に備品を管理する大森スポーツセンターには備品Ⅰと備品Ⅱを区分している備品台帳がなかったことから、当該備品台帳は備品を管理する現場に備えおくことが必要であると考えらる。

(指摘 No. 41)

備品台帳上に記載されている下記の備品について、備品一覧には記載がされていなかった。

備品番号	品名	規格	取得日	取得金額
4033772	電光表示装置	スタンダード表示盤 W900×D143×H340	H24. 5. 24	75,075
4033775	電光表示装置	スタンダード表示盤 W900×D143×H340	H24. 5. 24	75,075
4033776	電光表示装置	スタンダード表示盤 W900×D143×H340	H24. 5. 24	75,075
4033777	電光表示装置	スタンダード表示盤 W900×D143×H340	H24. 5. 24	75,075
4033780	電光表示装置	チーム名表示盤 W900×D143×H340	H24. 5. 24	105,000
4033782	電光表示装置	チーム名表示盤 W900×D143×H340	H24. 5. 24	105,000
4033783	電光表示装置	チーム名表示盤 W900×D143×H340	H24. 5. 24	105,000
4033784	電光表示装置	チーム名表示盤 W900×D143×H340	H24. 5. 24	105,000
4033788	電光表示装置	デラックス表示盤 W900×D143×H340	H24. 5. 24	90,195
4033791	電光表示装置	デラックス表示盤 W900×D143×H340	H24. 5. 24	90,195
4033792	電光表示装置	デラックス表示盤 W900×D143×H340	H24. 5. 24	90,195
4033793	電光表示装置	デラックス表示盤 W900×D143×H340	H24. 5. 24	90,195

4033796	その他の標示器具機器類	操作盤 W290×D182×H78	H24. 5. 24	52, 500
4033797	その他の標示器具機器類	操作盤 W290×D182×H78	H24. 5. 24	52, 500
4033811	その他の音響映像機器類	大音量ホーン DX W290×D260×H150	H24. 5. 24	108, 150
4033819	電光表示装置	ショットロック W420×D55×H290	H24. 5. 24	76, 230
4033821	電光表示装置	ショットロック W420×D55×H290	H24. 5. 24	76, 230
4033828	電光表示装置	ファウル表示盤 W295×D258×H620	H24. 5. 24	168, 000
4033829	電光表示装置	ファウル表示盤 W295×D258×H620	H24. 5. 24	168, 000
4033831	電光表示装置	ファウル表示盤 W295×D258×H620	H24. 5. 24	168, 000
4033833	電光表示装置	ファウル表示盤 W295×D258×H620	H24. 5. 24	168, 000
4033835	その他の標示器具機器類	ファウル表示操作盤 W320×D200×H83	H24. 5. 24	108, 150
4033836	その他の標示器具機器類	ファウル表示操作盤 W320×D200×H83	H24. 5. 24	108, 150

大森スポーツセンター所有の備品台帳と区が所有する備品一覧は整合している必要がある。

(指摘 No. 42)

備品の現物確認作業を行ったところ、備品番号を記載した備品シールが経年劣化で見えなくなっているものが点在していた。購入時からすると20年以上経過する備品も多いことから備品シールが摩耗しているものも多くなっているため、備品番号が見えにくくなっている備品については、備品シールを新しく貼りなおしていくことが必要であると考えます。

第5項 大田区青少年交流センター

1. 大田区青少年交流センターの概要

大田区青少年交流センター（以下、この項において「本施設」という）は、宿泊研修、団体生活等を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、スポーツ、地域交流及び国際交流を推進する拠点とすることを目的として設置されている。平成30年4月1日付けで設置条例が廃止された平和島ユースセンターの機能拡充を目指して増改築工事が行われ、令和元年10月21日に開設されている。

本施設の管理運営については、平成30年第三回大田区議会定例会において、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に本施設の管理を行わせることができる旨を規定した「大田区青少年交流センター条例」が議決されている。

本施設は地域力推進部地域力推進課が所管している。施設の設置目的を実現するためには、青少年の宿泊研修、国内外のアスリート、公園利用者等様々な利用形態・ニーズに対して、多様な業務シフトによる柔軟な対応が不可欠であるとの所管課における判断の下、民間事業者の持つ専門的知識やノウハウを活用することによって、柔軟かつ効率的な施設運営を行い、区民サービスの向上を図るため、本施設に指定管理者制度を導入している。

指定管理者の業務の範囲は、「大田区青少年交流センター条例」に基づき基本協定書で定められており、次の通りである。

- ① 本施設の使用に関する業務
- ② 本施設の維持管理に関する業務
- ③ 本施設の利用促進に関する業務
- ④ 上記に掲げるもののほか、区が必要と認める業務
- ⑤ 使用料等の収納に関する業務

本施設は、新スポーツ健康ゾーン内に存在する施設であり、宿泊設備も完備しているため、他の新スポーツ健康ゾーン内の施設との組み合わせによるスポーツ団体の利用等の相乗効果が期待されている。ただし、令和2年度については、東京2020大会の開催に伴い、本施設の海外代表チームの事前合宿等での行政使用が決まっており、最盛期である夏季の使用はできないこととなる。

(1) 所在地及びアクセス等

住所	大田区平和島 4-2-15
アクセス	JR 大森駅から 京急バス 平和島循環 「レジャーランド平和島」バス停下車 徒歩約 5 分 京急バス 京浜島循環 「平和島入口」バス停下車 徒歩約 10 分 京急バス 城南島循環 「平和島入口」バス停下車 徒歩約 10 分 ほか 京急平和島駅から徒歩約 15 分 羽田空港から 京急バス 大森駅行き 「平和島入口」バス停下車 徒歩約 10 分
駐車場	本施設内に駐車場はない。 平和島公園内の駐車場（100 円／30 分）を利用。 本施設入口前のスペースには、荷物の積み下ろし等、一時的な駐車は可能。

(2) 施設の概要

本施設の指定管理者は、株式会社オーエンスであり、指定管理期間は令和元年 5 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までとなっている。なお、同社は、新スポーツ健康ゾーン内に存在する 3 つの施設（大田スタジアム、大森スポーツセンター、平和島公園水泳場）の指定管理者に指定されている（大田スタジアムと大森スポーツセンターについては、大田区スポーツ協会との共同事業体による）。

増築部分の宿泊施設等については、江東区の夢の島にある BumB 東京スポーツ文化館及び蒲田にあるビジネスホテル 2 軒の視察結果を参考にして決定されている。

大田区青少年交流センター内の施設は次の通りである。

<施設の概要>

施設規模	鉄筋コンクリート造 地上 3 階
敷地面積	3,071 m ² （当施設管理範囲）
延床面積	3,597.79 m ²
建物用途	ホテル・旅館、体育館、飲食店（建築基準法上の分類）
宿泊定員	134 人
竣工	令和元年 8 月 29 日
開館	令和元年 10 月 21 日

<施設の内容>

施設名	詳細
<u>洋室（1～3F）</u> 1F：23 m ² ×4 37 m ² （バリアフリー室） 2F：23 m ² ×10 3F：23 m ² ×10	<u>定員</u> 51名 定員2名：24室 定員3名：1室（バリアフリー室、ソファーベッド 配備により3名まで宿泊可） <u>設備</u> ユニットバス、ベッド、テレビ、冷蔵庫、金庫、湯 沸かしポット <u>アメニティ</u> シャンプー、コンディショナー、ボディーソープ、 ドライヤー ※ 個人利用の場合、歯ブラシ、綿棒、ヘアブラシ、ボディタオル、 バスタオル、フェイスタオル、ナイトウェア、使い捨てスリッ パ、お茶セットも付く。
<u>和室（2F）</u> 85 m ² ×2 53 m ² ×1 41 m ² ×2 33 m ² ×2	<u>定員</u> 81名 定員20名：2室 定員13名：1室 定員8名：2室 定員6名：2室 <u>設備</u> 洗面所、座卓 ※ 日帰り利用可。
<u>指導者室（2F）</u> 20 m ²	<u>定員</u> 2名（1室） <u>設備</u> 洗面所、ベッド、金庫
<u>第1研修室（1F）</u> 133 m ²	<u>定員</u> 80名 <u>設備・備品等</u> 机、椅子、グランドピアノ、譜面台、スクリーン、 プロジェクタ、BDプレーヤー、マイク、演台 ※ パーテーションで2部屋に仕切ることができる。
<u>第2研修室（1F）</u> 66 m ²	<u>定員</u> 40名 <u>設備・備品等</u> 机、椅子、アップライトピアノ、スクリーン、プロ ジェクタ、BDプレーヤー、マイク
<u>調理室（1F）</u> 50 m ²	<u>設備・備品等</u> 冷凍冷蔵庫2台、ガスコンロ12口、ガス炊飯器4 台、IH炊飯ジャー2台、電子レンジ3台、各種食器 類等 ※ 自炊・調理実習等で利用できる。
<u>食堂（1F）</u> 90 m ²	<u>座数</u> 96席 ※ 飲食スペースとして利用できる。
<u>浴室（2F）</u>	<u>浴室数</u> 男女各1つ

	<p><u>利用時間</u> 午後 5 時 00 分～午後 10 時 00 分</p> <p>※ 団体宿泊者が利用できる。個人利用の場合は、各洋室のユニットバスを利用する。</p>
<u>シャワー室 (1F)</u>	<p><u>個室</u> 男女各 5 つ</p> <p><u>料金</u> 1 回 (5 分以内) 100 円</p> <p><u>利用時間</u> 午前 8 時 30 分～午後 10 時 00 分</p> <p>※ 宿泊者、体育室利用者以外の誰でも利用できる。</p>
<p><u>体育室 (3F)</u></p> <p>596 m²</p>	<p><u>広さ</u> 596 m²</p> <p><u>用途</u> バスケットボール 1 面 バレーボール 1 面 バドミントン 3 面 卓球 10 台 ハンドボール 1 面 その他</p> <p><u>備品</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バスケットボール関係 ゴール、ボール、システムカウンター ・ バレーボール関係 ネット、支柱、支柱カバー、アンテナ、ボール、テンションゲージ ・ バドミントン関係 ネット、支柱、ラケット、シャトル ・ 卓球関係 卓球台、ネット、防球フェンス、ラケット、ボール ・ その他 インディアカ、綱引きロープ、大縄、マット、審判台、得点板 <p>※ バスケットボールコートは公式のサイズではない。</p>
<p><u>休憩スペース (1F)</u></p> <p>65 m²</p>	<p><u>利用時間</u> 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分</p> <p><u>喫茶営業時間</u> 午前 11 時 00 分～午後 3 時 00 分 (ラストオーダーは午後 2 時 30 分)</p> <p>※ 宿泊者、体育室利用者以外の誰でも利用できる。</p> <p>※ 店休日は本施設の休みに準ずる (貸し切りの場合あり)。</p>
<u>談話コーナー (1F)</u>	<p><u>設備</u> テーブル、椅子、テレビ</p> <p>※ 待合せ、談話等に利用できる。</p>
<u>ランドリー</u>	<p><u>設備</u> 洗濯機、乾燥機 各 4 台</p> <p><u>料金</u> 洗濯機 : 300 円 / 1 回</p>

	乾燥機：100円／30分 ※ 宿泊者、体育室利用者以外の誰でも利用できる。
その他	各階に多目的便所が設置されている。

<増改築工事関係>

増改築費用	約19億円
設計者	株式会社桂設計
施工者	
建築	醍醐・湯建・横山建設工事共同企業体
電気	福島・ミツル建設工事共同企業体
機械	日産・エバジツ建設工事共同企業体
昇降機	日本エレベーター製造株式会社

(3) 施設予約

本施設の利用は、基本的に団体を対象としているが、団体の使用に特に支障がないと認められる場合には、個人での洋室の宿泊が可能とされている。個人を含めた団体は、次の6つの区分に応じて予約方法が設定されている。

区分	活動内容
区分1：区内団体 (第2条第1項第1号)	青少年健全育成の活動を行う団体
区分2：区内団体 (第2条第1項第2号)	スポーツに関する活動を行う団体
区分3：区内団体 (第2条第1項第3号)	地域交流または国際交流の活動を行う団体
区分4：区内団体 (第2条第1項第4号)	生涯学習活動、地域課題に関する活動を行う団体
区分5：区外団体 (第2条第2項)	区分1～4の活動を行う、区内居住者等が半数未満の団体
区分6：個人使用 (第2条第2項)	団体活動に支障がないときに洋室の宿泊が可能

※ 「区内団体」は、構成員が5名以上であり、その半数以上が大田区内の在住者・在勤者・在学者（区内居住者等）である必要がある。

※ 上記の「区分」の括弧書きの条文番号は「大田区青少年交流センター条例」のものである。第2条の抜粋は次の通りである。

(使用者の範囲)

第2条 青少年センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用できる者は、次に掲げる団体であって、その構成員の半数以上が区に在住し、在勤し、又は在学する者（以下「区内居住者等」という。）である5名以上の団体とする。

- (1) 青少年健全育成の活動を行う団体
- (2) スポーツに関する活動を行う団体
- (3) 地域交流又は国際交流の活動を行う団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則に定める団体

2 区長は、前項の規定による使用に特に支障がないと認めるときは、施設等を前項各号に掲げるもの以外の者に使用させることができる。

本施設の予約は、大田区公共施設利用システムの「うぐいすネット」（後述する第10項「うぐいすネット」を参照）を利用することはできず、原則、本施設の窓口での受付となる（郵送での予約申込書の提出も可）。

宿泊を伴う予約については、区分1～3の団体は使用開始日の属する月の4か月前、区分4～6の団体等は使用開始日の属する月の2か月前からの受付となる。また、日帰り予約については、区分1～3の団体は使用開始日の属する月の3か月前、区分4～6の団体等は使用開始日の属する月の2か月前からの受付となる。

このように、区分1～3の団体が優先的に使用できるように措置されており、本施設の設置目的に沿った予約方法が設定されている。

なお、本施設の使用申請に当たっては、使用申請書、宿泊者名簿、研修計画表の提出が必要である。また、社会教育関係団体の場合は団体登録証、社会教育団体登録をしていない場合は団体届、構成員名簿も提出が必要となっている。

(4) 使用料

使用料については、「大田区青少年交流センター条例」で定められており、本施設は指定管理者制度における「利用料金制度」は採用していない。使用料の決定においては、他自治体のスポーツ関連施設等を参考に決定している。使用料は、(3)「施設予約」で記載した6つの区分に応じて、以下の通り決められている。

< 宿泊室 >

(単位：円)

		区分 1 区内団体	区分 2~4 区内団体	区分 5 区外団体	区分 6 個人使用
和室	中学生以下	480	660	1,400	-
	高校生	500	720	1,600	-
	成人	580	860	2,000	-
指導者室 (成人)		920	1,500	2,100	-
洋室	中学生以下	980	1,700	2,400	4,400
	高校生	1,100	1,900	2,600	5,000
	成人	1,300	2,400	3,400	6,600

※ 「中学生以下」は 5 歳から中学生に相当する年齢の者、「高校生」は高校生に相当する年齢の者、「成人」は高校生を除く 19 歳以上の者である。

※ 区分 6 の個人使用の上記料金は、洋室に 2 名で宿泊する場合の 1 名当たりの金額である。1 名 1 室で使用する場合は 5 割増相当額となる。

< 第 1 和室・第 2 和室 (各 20 名まで) 日帰り >

(単位：円)

使用時間帯		区分 1 区内団体	区分 2~4 区内団体	区分 5 区外団体
午前	9:00~12:00	980	2,000	2,900
午後	13:00~17:00	1,300	2,600	3,900
夜間	18:00~22:00	1,300	2,600	3,900

※ 上記は 1 室の使用料である。

< 第 3 和室 (13 名まで) 日帰り >

(単位：円)

使用時間帯		区分 1 区内団体	区分 2~4 区内団体	区分 5 区外団体
午前	9:00~12:00	600	1,200	1,800
午後	13:00~17:00	820	1,600	2,400
夜間	18:00~22:00	820	1,600	2,400

※ 上記は 1 室の使用料である。

<第4和室・第5和室（各8名まで）日帰り>

(単位：円)

使用時間帯		区分1 区内団体	区分2～4 区内団体	区分5 区外団体
午前	9:00～12:00	480	940	1,400
午後	13:00～17:00	620	1,300	1,900
夜間	18:00～22:00	620	1,300	1,900

※ 上記は1室の使用料である。

<第6和室・第7和室（各6名まで）日帰り>

(単位：円)

使用時間帯		区分1 区内団体	区分2～4 区内団体	区分5 区外団体
午前	9:00～12:00	380	760	1,100
午後	13:00～17:00	500	1,000	1,500
夜間	18:00～22:00	500	1,000	1,500

※ 上記は1室の使用料である。

<第1研修室（80名まで）>

(単位：円)

使用時間帯		区分1 区内団体	区分2～4 区内団体	区分5 区外団体
午前	9:00～12:00	1,600	3,100	4,700
午後	13:00～17:00	2,100	4,200	6,300
夜間	18:00～22:00	2,100	4,200	6,300

※ 片面使用は半額となる。

<第2研修室（40名まで）>

(単位：円)

使用時間帯		区分1 区内団体	区分2～4 区内団体	区分5 区外団体
午前	9:00～12:00	780	1,600	2,300
午後	13:00～17:00	1,000	2,100	3,100
夜間	18:00～22:00	1,000	2,100	3,100

<調理室>

(単位：円)

使用時間帯		区分1 区内団体	区分2～4 区内団体	区分5 区外団体
朝	5:00～9:00	1,000	2,100	3,100
昼	10:00～14:00	1,000	2,100	3,100
夜	16:00～20:00	1,000	2,100	3,100

<体育室>

(単位：円)

使用時間帯		区分1 区内団体	区分2～4 区内団体	区分5 区外団体
午前	9:00～12:00	1,600	3,200	4,800
午後A	13:00～15:30	1,300	2,700	4,000
午後B	16:00～18:30	1,300	2,700	4,000
夜間	19:00～22:00	1,600	3,200	4,800

2. 大田区青少年交流センターの監査手続及び結果

本施設は、地域力推進部地域力推進課の所管で指定管理者制度により管理運営がされている。本施設の管理運営に関する事務について、第3項の4「指定管理者制度を採用するスポーツ施設に対する主な監査手続」で記載した監査手続を実施した。また、本施設は旧平和島ユースセンターとして使用されていた施設を増改築して完成した施設であり、令和元年度の竣工となっているため、その増改築工事費用に関する事務の執行についても、併せて監査手続を実施した。以下に監査結果を記載する。

(1) 改修工事及び増築工事費用

昭和60年に開設された平和島ユースセンターの機能を拡充し、主な利用者である青少年団体による活動に加え、国内外のアスリートや平和島公園利用者等、多様な人々が集い交流を促進する施設として整備するため、平和島ユースセンターの躯体は残し(建物の耐久性の検査の結果、躯体に問題はないことが確認されている)、改修工事を行うとともに、宿泊棟及び浴室等の増築工事を行い、令和元年8月29日に竣工している。

海外のスポーツ団体を招致するには、和室の大部屋のみの対応では難しいとの判断及び国内スポーツ団体の合宿等においても昔の大部屋での宿泊から個室

への需要が高まっていることもあり、2人部屋の洋室を備えた宿泊棟を増築している。

工事費用の内訳及び契約内容は次の通りである。

年度	工事件名	工事種別 名称	最終契約額 (円)	請負業者名	契約日	工期
平成29年度	大田区平和島ユースセンター地盤調査委託	地盤調査 委託	4,425,840	東邦地水株式会社 関東支社	2017/5/16	2017/7/31
平成28～ 29年度	大田区平和島ユースセンター増築及び大規模改修工事基本設計及び実施設計委託	実施設計 委託	65,340,000	株式会社桂設計	2017/3/24	2018/1/31
平成30～ 令和元年度	仮称大田区平和島ユースセンター増築及び大規模改修工事監理業務委託	工事監理 委託	29,314,440	株式会社桂設計	2018/5/28	2019/9/17
平成30～ 令和元年度	仮称大田区平和島ユースセンター増築及び大規模改修工事	建築工事	1,258,956,000	醍醐・湯建・横山 建設工事共同企業体	2018/5/25	2019/8/30
平成30～ 令和元年度	仮称大田区平和島ユースセンター増築及び大規模改修電気設備工事	電気設備 工事	211,960,800	福島・ミツル 建設工事共同事業体	2018/5/25	2019/8/30
平成30～ 令和元年度	仮称大田区平和島ユースセンター増築及び大規模改修機械設備工事	機械設備 工事	322,077,600	日産・エバジツ 建設工事共同事業体	2018/5/25	2019/8/30
平成30～ 令和元年度	仮称大田区平和島ユースセンター増築及び大規模改修昇降機設備工事	昇降機 設備工事	25,247,160	日本エレベーター製 造株式会社	2018/5/28	2019/8/30
平成30年度	仮称大田区平和島ユースセンター増築及び大規模改修工事用途変更実施設計委託	実施設計 委託	469,800	株式会社桂設計	2019/2/4	2019/3/29
合計：			1,917,791,640			

上表のうち、建設工事の「仮称大田区平和島ユースセンター増築及び大規模改修工事」（最終契約額：1,258,956,000円）については、請負業者選定（2団体による一般競争入札）、工事契約締結及び支払に関する書類の査閲を行った結果、

検出事項はなかった。建築工事に関する契約額及び支払は次の通りである。

< 契約額 >

(単位：円)

契約内容	契約日	金額
当初契約	平成 30 年 5 月 25 日	1, 242, 000, 000
変更契約 (増額)	平成 30 年 7 月 30 日	5, 853, 600
変更契約 (増額・延長)	平成 31 年 4 月 9 日	11, 102, 400
最終契約額		1, 258, 956, 000

< 支払 >

(単位：円)

支払内容	支払日	金額
前払金	平成 30 年 6 月 26 日	200, 000, 000
部分払	平成 31 年 4 月 5 日	317, 160, 000
完了払	令和元年 9 月 13 日	741, 796, 000
最終契約額		1, 258, 956, 000

上表のその他の工事については、工事契約締結に関する書類を査閲した。その結果、以下の検出事項を除き、問題は検出されなかった。

(意見 No. 55)

上表の通り、工事契約については、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事と工事の種目ごとに分離発注している。工事全体の進捗管理については、工事監理委託先及び企画経営部施設保全課が調整役となって管理を進めていたとのことであるが、分離発注の下では、工事全体の管理責任が不明確になり、工程での非効率が生じていることも予想される。

現状、区の契約形態としては分離発注が原則となっているが、このような非効率が発生することを防止するためには、発注前に工事内容を検討して、工事全体の一括発注と分離発注のそれぞれの経済性及び効率性等のメリットとデメリットを比較衡量した上で、契約形態を決定する体制が整備されることが望まれる。

(2) 備品の購入

本施設の開設に当たり、施設内のほとんどの備品を新規に購入している。備品台帳において、取得金額が比較的高価と思われる 30 万円を超える備品を以下に記載する。

(単位：円)

種別	商品名	設置場所	取得金額
グランドピアノ	グランドピアノ(*1)	第1研修室	2,490,000
調理機器	冷凍冷蔵庫	調理室	362,664
	冷凍冷蔵庫	調理室	362,664
	リーチイン冷蔵ショーケース	休憩スペース	371,520
	テーブル型冷蔵庫	休憩スペース	334,800
	冷凍冷蔵庫	休憩スペース	485,784
	キューブアイスメーカー	休憩スペース	315,360
体育館用具	審判台	体育室	388,800
	ハンドボール用ゴール 折畳式	体育室	420,228
映像音響機器	マルチスイッチャー	第1研修室	663,552
	プロジェクタ WUXGA 60001m	第1研修室	1,071,036
	プロジェクタ WUXGA 45001m	第2研修室	736,236
	デジタルマルチスイッチャー	休憩スペース	380,000
	液晶プロジェクタ	休憩スペース	587,163
ピアノ	アップライトピアノ	第2研修室	619,920
カードシステム	カード発行制御部 (PC 本体・ソフト)	管理室	1,392,120
	データ入力機 DTU	管理室	324,000

(*1)： グランドピアノは、アプリコからの移設であり、本施設開設に当たって購入したものではない。

調理器具、什器、家具類、寝具用品の購入の一部について、契約締結から支払までの関連書類を査閲した。原則、3社からの見積を取得して最も安い価額を提示してきた業者と物品売買契約書を締結しており、特別に問題となる検出事項はなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(3) 指定管理者の選定

令和元年度～令和4年度の指定管理期間の指定管理者選定に係る書類を査閲した。

応募してきた団体は、3団体（うち、1団体は共同事業体）で、「大田区青少年

交流センター指定管理者候補者選定委員会」の審査の結果、評価点の最も高い団体である株式会社オーエンスが優先交渉権者として選定され、議会の議決を経て指定管理者に指定されている。

監査手続を実施した結果、検出事項はなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(4) 基本協定書及び年度協定書

本施設の令和元年 5 月 1 日締結の「大田区青少年交流センターの管理代行に関する基本協定書」(以下、この項で「基本協定書」という) (「大田区青少年交流センター管理運営業務仕様書」(以下、この項で「仕様書」という)を含む)、令和元年 5 月 1 日締結の「大田区青少年交流センターの管理代行に関する年度協定書」(以下、この項で「年度協定書」という)の内容及び締結事務について監査手続を実施した結果、検出事項はなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(5) 事業計画書

令和元年度の指定管理者が提出した事業計画書を査閲した結果、記載が必要となる事項は網羅されており、また、提出期限も遵守されており、検出事項はなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(6) 月次報告書

月次報告書は、基本協定書及び仕様書において、記載すべき事項が定められており、指定管理者は翌月 10 日までに区へ提出しなければならない。令和元年 5 月から令和元年 10 月までの月次報告書を査閲した結果、検出事項はなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(7) 業務日報

業務日報については、基本協定書及び仕様書において、記載すべき事項が定められており、それらの事項を記載した日報を作成し、保管しなければならないとされている。現地視察日前後に作成された業務日報を査閲した結果、検出事項はなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(8) 人員配置計画

現地視察時に職員一覧を入手し、人員配置計画との整合性について指定管理者から説明を受けた。その結果、検出事項はなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(9) 現金預金の管理

現地視察時に収納金関係の管理簿を査閲したが、特に問題となる事項は検出されなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(10) 備品の管理

現地視察時に備品台帳（備品Ⅰ及び備品Ⅱが記載されているもの。ただし、視察日時点では備品Ⅱは存在していない）を入手し、台帳に記載のある備品が施設内に適切な保管状況で存在するか、また、施設内に存在する備品が備品台帳に記載されていることを確認するため、無作為に10件以上のテストを実施した。

上記監査手続の結果、備品管理シールは適切に貼付されており、備品の管理は適切に行われているものと判断した。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(11) 自主事業等

令和元年度の事業計画書によると自主事業について、以下の 8 事業の実施が予定されている。

(単位：円)

事業名	見積収入	見積支出	差引
コピーサービス	10,900	4,159	6,741
FAX サービス	500	211	289
自動販売機の設置	108,000	13,000	95,000
喫茶コーナーの営業	852,000	676,350	175,650
グリーティングカードをつくろう	6,400	4,000	2,400
かるた取り体験	9,600	5,760	3,840
健康ウォーキング	65,000	33,225	31,775
いきいき教室（生活習慣病予防）	19,500	18,185	1,315
合計：	1,071,900	754,890	317,010

※ 「いきいき教室(生活習慣病予防)」の見積支出及び差引の金額が事業計画書では、それぞれ、33,225 円及び 31,775 円となっており、「健康ウォーキング」の金額がそのまま記載されているものと思われる。見積支出については計算過程の記載があるため、上表ではその計算過程に基づいて算定した金額を記載している。

自主事業に関する事業計画書の内容を査閲した結果、以下の検出事項を除き、問題は検出されなかった。

(意見 No. 56)

上表の脚注で記載した通り、事業収支の見積の収支の金額に誤りがあるものがあつた。提出書類の計算チェック及び書類内の記載事項との整合性を確認した上で提出することを指定管理者に指導するとともに、区側でも確認することが必要である。

(12) 施設の維持保全

本施設の維持保全については、基本協定書において、1 件につき 50 万円以上のものについては、区が自己の責任及び費用において実施するものとし、1 件につき 50 万円未満のものについては、指定管理者の責任において指定管理料により行うものとされている。

令和元年度の年間の指定管理料に含まれる修繕費の金額は、657,000 円を想定し概算払をしている。増改築工事の竣工から間もなく、開設してからもまだ時間

があまり経過していないため、修繕費も多くは見込んでいない。

現地視察において、施設設備を案内してもらっているが、施設の状況は良好であり、特別に早急に対応しなければならないような箇所は検出されなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(13) 指定管理料の支払

令和元年度の指定管理料（自主事業に係る費用は含まない）の支払事務について、関係書類を査閲した。本施設の指定管理料は次の通りである。

＜指定管理料内訳書＞

(単位：円)

科目		金額
確定分	人件費	77,945,387
	清掃業務費	
	植栽管理費	
	設備保守費	
	管理運営費（概算分とした経費を除く）	
	リース費	
	その他経費（概算分とした経費を除く）	
	諸経費	
概算分	警備費	19,165,578
	管理運営費のうち 郵送費、電信電話費、移転費、食器等消耗品費、 客室用消耗品費、備品費、修繕費、光熱水費、手 数料、雑費、租税公課、広報宣伝費	
	その他経費のうち リネンサプライ費	
合計		97,110,965

上表の確定分及び概算分の内訳は次の通りである。

<確定分内訳>

(単位：円)

科目		金額
人件費		34,996,356
清掃業務費		17,925,150
植栽管理費		2,090,000
設備保守費		9,407,420
管理運営費	NHK受信料	268,275
	インターネット接続費	34,908
	Wi-Fiランニング費	311,808
	事務用消耗品費	174,540
	維持管理用消耗品費	547,500
	図書新聞費	186,998
	被服費	273,750
	印刷製本費	1,419,000
	保険料	130,900
		小計：
リース費	事務用リース品	48,000
	電話設備	241,718
	AED・収納BOX	62,208
	内部貸し植木	78,840
	情報系リース品	981,816
	寝具リース	1,155,000
		小計：
その他経費	ピアノ調律	26,400
	オープニングイベント	3,410,000
	研修費	198,000
	電話ネットワーク工事(開設準備室及び移転費用)	200,448
	電話ネットワーク工事(火災通報用)	11,988
	消火器検査・設置・申請	232,740
		小計：
諸経費	旅費交通費	43,632
	一般管理費	3,487,992
		小計：
確定分合計		77,945,387

<概算分内訳>

(単位：円)

科目		金額
警備費		876,000
管理運営費	郵送費	13,080
	電信電話費	228,000
	移転費	216,000
	食器等消耗品費	1,296,000
	客室用消耗品費	438,000
	備品費	2,160,000
	修繕費	657,000
	光熱水費	7,599,300
	手数料	21,998
	雑費	175,200
	租税公課	40,000
	広報宣伝費	4,125,000
		小計：
その他経費	リネンサプライ費	1,320,000
概算分合計		19,165,578

<指定管理料期別支払内訳>

(単位：円)

区分	第1期 (5～6月)	第2期 (7～9月)	第3期 (10～12月)	第4期 (1～3月)	合計
確定分	8,819,267	16,116,608	28,112,965	24,896,547	77,945,387
概算分	7,902,393	2,468,091	4,397,547	4,397,547	19,165,578
合計	16,721,660	18,584,699	32,510,512	29,294,094	97,110,965
支払期限	令和元年 5月20日	令和元年 7月10日	令和元年 10月10日	令和2年 1月10日	

なお、基本協定書において、指定管理者が積極的な努力により本施設の利用促進を図り使用料収入を得られたときは、区はその実績により業務奨励金を支払うことができるとされている。この業務奨励金については、年度協定書において、458,333円を上限として支払うものとされ、その計算方法も定められている。この業務奨励金は、団体活動による使用に支障がないときに空き施設となってい

る洋室の宿泊使用を促進するために、指定管理者にインセンティブを支払うというものである。

指定管理料の精算事務の関係書類の査閲した結果、以下の検出事項を除き、問題は検出されなかった。

(指摘 No. 43)

年度協定に基づく指定管理料（確定分及び概算分）の支払について、年度協定書では、指定管理者は「4期に分け、各期の支払期限の10日前までに甲に請求するものとする」とされている。年度協定書のファイルを査閲したところ、査閲時には支払期限が到来していない第4期（支払期限：令和2年1月10日）分の指定管理者の押印済みで日付ブランクの請求書が保管されていた。万が一、支払期限までの支払を失念し、指定管理者の資金繰りに問題が生じるようなことがあれば責任問題が生じかねないため、このような取扱いは止めるべきものと考ええる。

(14) 利用料金

宿泊料金について、区が使用料決定の際に参考にしたという江東区が管理運営するBumB東京スポーツ文化館（以下、この項で「BumB」という）の利用料金を調べた。ツインルームの2名利用時の一人当たり一泊の利用料金が、区が設定した洋室の宿泊使用料に相当するものと考えられるため、以下で両者を比較する。

(単位：円)

BumB 東京スポーツ文化館			大田区				
年齢 区分	利用① (*1)	利用② (*2)	年齢 区分	区分 1 (区内)	区分 2~4 (区内)	区分 5 (区外)	区分 6 (個人)
少年 (*3)	3,850	5,500	中学生 以下	980	1,700	2,400	4,400
青年 (*4)	4,950	6,600	高校生	1,100	1,900	2,600	5,000
一般 (*5)	6,050	7,700	成人	1,300	2,400	3,400	6,600

(*1)： 特別支援学校・学校行事利用及び施設併用利用料金

(*2)： 観光・出張・営利利用等料金

(*3)： 学齢1年前の者、小学校の児童及び中学校生徒

(*4)： 中学校卒業以上で 22 歳以下の者及び大学生

(*5)： 青年以外の成人

年齢区分が大田区と一致してはいないが、大きな乖離はなく、比較して問題ないものとする。大田区の区分 6 の個人使用以外は、BumB の利用料金よりも大幅に安いものといえる。

しかしながら、BumB は施設自体に宿泊施設以外の複数の文化・スポーツ施設を有しており、また、東京メトロ有楽町線、JR 京葉線、りんかい線の新木場駅から徒歩 13 分と立地も良く、個人利用者も前提にしていることから、大田区の区分 1～5 の団体の使用料とを比較することに意義はないものとも考えられる。

大田区の区分 6 の個人使用料とは、大きな乖離はないため、使用料の設定に問題があるとはいえないものと判断した。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(15) 個人使用

「大田区青少年交流センター条例」の第 2 条第 2 項において、個人使用が認められている。これは、本施設のうち、洋室の不稼働時間をなるべく減らし収入を確保するのが目的である。

個人使用で問題となるのは、青少年の健全な育成を図るための施設に不特定多数の人が出入りし、宿泊することである。この点に関しての対応としては、宿泊料を高く（近隣の宿泊施設の宿泊料の水準と同等レベルに）設定することや家族以外の男女での宿泊を禁止する等で公序良俗に反する利用を防止している。

(指摘 No. 44)

本施設の令和元年度から令和 3 年度までの使用料収入の見積では、洋室の宿泊について、その稼働率は、令和元年度 20%、令和 2 年度以降 40%となっており、対応する見積収入は、令和元年度が 2.7 百万円（うち、個人使用は 2.2 百万円。施設全体では 5.1 百万円）、令和 2 年度が 3.3 百万円（うち、個人使用は 1.9 百万円。施設全体では 8.9 百万円）、令和 3 年度が 3.9 百万円（うち、個人使用は 1.9 百万円。施設全体では 10.7 百万円）であった。

旧平和島ユースセンターの建物の躯体工事費用及び今後の運営及び維持管理費用を考慮せず、増改築工事費用約 19 億円を使用料収入で何年掛かって回収できるかという、非常に粗い単純な計算ではあるが、施設全体の令和 3 年度収入見込額約 10 百万円で増改築工事費用の 19 億円を除くと 190 年も掛かるこ

とになる。

年間約 2 百万円の個人使用による収入を得るために、青少年の健全な育成を図るための施設に不特定多数の人が出入りすることにより、公序良俗に反する行為が行われ、青少年の健全な育成に支障を来すようなリスクを取ることは、本施設の設置目的を鑑みるに、本末転倒なことにも思えてしまう。上述したように、洋室の個人使用促進のため、指定管理者に対して業務奨励金を支払うことが「年度協定書」で定められているが、実際の個人使用の実態把握の調査も進め、個人使用の是非について引き続き検討する必要があるものと考えている。

また、洋室の増築は、海外からの訪問者の受入や国内でも個室志向が高まっていることへの対応と思われるが、そもそも、洋室の稼働率を 40%としか見込んでいないにもかかわらず、約 19 億円を掛けて増改築工事を行って洋室を設置する必要性が十分検討されたのかも検証する必要があるように思われる。この問題については、今後「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に沿って検証し、今後の本施設及び新たに開設するような施設の利用計画策定に反映して欲しいものと考えている。

(16) 駐車場

本施設の駐車場については、附置義務のある 7 台分を公園内駐車場と兼ねる扱いになっており、宿泊者も含めて、本施設内に駐車することはできない。本施設は、平和島公園の中にあつて公園施設の一部となっていることから、「大田区立公園条例」による規制を受けることとなり、公園の一般利用者と本施設利用者との間での公平性を保つため、このような措置が講じられているとのことである。

(指摘 No. 45)

この取扱いに対しては、利用希望者からの問い合わせが非常に多く、また、改善要望が多いとのことである。問い合わせに対しては、平和島公園内の駐車場を利用するよう案内をしているが、その料金は 100 円/30 分となっており、また、駐車台数にも限りがあつて、駐車できない可能性もあるため、利用者にとっては利便性が良くない。

そもそも、本施設の設置目的からしても青少年の団体及びスポーツ団体が主な利用者となることが想定されており、団体の移動手段として、また、スポーツ用具等の運搬手段として等、車の利用を伴った宿泊や利用が前提となるにもかかわらず、このような対応を取っているのは、設置目的に沿っていないことにならないのではないかと考える。

また、「大田区スポーツ推進計画（改定版）」では、新スポーツ健康ゾーン内の

回遊性向上を謳っており、本施設を宿泊の拠点として、新スポーツ健康ゾーン内の他のスポーツ施設の利用促進も図ろうとしているはずであるが、その手段となる車の利用に障壁がある状況となっており、「大田区スポーツ推進計画（改定版）」の推進にも反する対応になっているのではないかと考える。

このままでは、本施設内に駐車できないことにより、約19億円を掛けてリニューアルオープンした本施設が非常に中途半端な位置付けとなってしまう可能性が危惧される。本施設内での駐車を可能にすることが一番であるが、その他にも本施設利用者への公園駐車場の駐車料金の割引制度の導入、新スポーツ健康ゾーン内の循環バスの運行や同ゾーン内施設への送迎バスの運行等、早急な対応が必要なものとする。

第6項 水泳場（4施設）

1. 大田区の水泳場の概要

大田区には一般の区民が利用できる水泳場が4施設あり、そのうちの3施設は都市基盤整備部道路公園課の所管する公園水泳場（平和島公園水泳場、東調布公園水泳場、萩中公園水泳場）であり、残りの1施設は地域力推進部矢口特別出張所が所管する矢口区民センターに併設された温水プールである。

(1) 公園水泳場の概要

都市基盤整備部道路公園課が所管となり、3施設とも指定管理者制度を採用して運営されている。3施設の概要は以下の通りである。

1) 平和島公園水泳場

営業時間等	夏季：フリータイム制9:30～20:00 温水期：9:30～21:00
所在地	大田区平和島4-2-2
交通 アクセス	京急本線平和島駅下車徒歩約15分 JR大森駅東口、京急大森海岸駅から京急バス「レジャーランド平和島行き」又は「平和島循環」に乗り、「レジャーランド平和島」バス停下車徒歩約5分
開設年月	屋外：昭和45年7月 屋内：平成元年7月
施設概要	屋外：50mプール（1.2～1.6m） 子供用プール（0.4～0.8m） 屋内：25mプール（1.0～1.1m） 幼児用プール（0.4m）

2) 東調布公園水泳場

営業時間等	夏季：フリータイム制9:30～20:00 温水期：9:30～21:00
所在地	大田区南雪谷5-13-1
交通 アクセス	東急池上線御嶽山駅下車徒歩約8分
開設年月	屋外：昭和45年8月 屋内：平成4年4月
施設概要	屋外：50mプール（1.1～1.3m） 幼児用プール（0.4m） ウォータースライダー（34m） 屋内：25mプール（1.0～1.1m） 幼児用プール（0.6～0.7m）

3) 萩中公園水泳場

営業時間等	夏季：3時間完全入替制9:30～12:30、13:15～16:15、17:00～20:00 温水期：9:30～21:00
所在地	大田区萩中3-26-46
交通 アクセス	京急羽田空港線大鳥居駅下車徒歩6分 JR蒲田駅から京急バス「萩中経由羽田空港行き」に乗車し、「萩中公園前」バス停下車徒歩1分
開設年月	屋外：昭和37年8月 屋内：平成7年4月
施設概要	屋外：50mプール（1.3～1.5m） 幼児用プール（0～0.4m） ウォータースライダー（63m） 渚プール（0～0.5m） 屋内：25mプール（1.0～1.1m） 流れるプール（円周95m、1.0m） 幼児用プール（0～0.4m） ウォータースライダー（56m）

4) 指定管理者の推移

年度	平和島公園水泳場	東調布公園水泳場	萩中公園水泳場
平成21～23年 (3年間)	(株)オーエンス	(株)ティップネス	(株)協栄
平成24～28年 (5年間)	(株)オーエンス	フクシ・ハリマJV	(株)協栄
平成29～令和3年 (5年間)	(株)オーエンス	フクシ・ハリマJV	(株)協栄

5) 利用者数

公園水泳場の利用は区内在住、在学、在勤者に限定されることはなく、直近3年度の利用者数（団体利用での利用者を含み、自主事業での利用者は除いている）は次の通りとなっている。

(単位:人)

年度	合計	平和島公園水泳場			東調布公園水泳場			萩中公園水泳場		
		大人	子供	計	大人	子供	計	大人	子供	計
平成28年	343,466	36,119	25,816	61,935	76,277	44,235	120,512	92,269	68,750	161,019
平成29年	336,362	42,293	24,805	67,098	76,317	41,720	118,037	87,343	63,884	151,227
平成30年	355,156	45,330	28,861	74,191	78,287	45,123	123,410	91,385	66,170	157,555

6) 利用料金（個人利用の場合）

「大田区立公園条例」が定める使用料の範囲内で定められており、3施設ともに指定管理者制度における「利用料金制度」を採用しているが、利用料金は3施設とも次の通り同じ金額となっている。

時期	高校生以上	中学生以下
夏季（7～8月）	360円	100円
温水期（9～6月）	480円	200円

なお、高齢者及び障がい者に対する割引制度が次の通り設けられている。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 区内在住の65歳以上の高齢者 区内在住の障害者手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保険福祉手帳）保有者及びその介護人（*1）
内容	9月から6月までの温水期において、2時間までの公園水泳場利用料金が2回に1回無料

（*1）：「介護人」は、プールの利用に当たって介護が必要な場合に限り、障がい者1人について最大2人まで割引の対象となる。単なる「同行者」は「介護人」には該当しない。

(2) 矢口区民センター温水プールの概要

地域力推進部矢口特別出張所が所管となり、業務委託の方法を採用して運営されている。施設の概要は以下の通りである。

1) 温水プールの概要

営業時間等	フリータイム制9:30～21:15
所在地	大田区矢口2-21-14
交通アクセス	東急多摩川線武蔵新田駅下車徒歩約10分
開設年月	昭和47年1月
施設概要	25mプール（1.15～1.35m）

2) 利用者数

区民センターの温水プールの利用は上述の公園水泳場とは異なり、区内在住、在学、在勤者に限定されており、直近3年度の利用者数（団体利用での利用者を含む）は次の通りとなっている。

(単位:人)

年度	大人	子供	合計
平成28年	53,735	19,641	73,376
平成29年(*1)	38,370	14,692	53,062
平成30年	49,498	19,204	68,702

(*1)：平成29年度は4か月間の設備工事による休場があったため、他の年度よりも利用者数が少なくなっている。

3) 利用料金（個人使用の場合）

「大田区立区民センター条例」が定める使用料の範囲内で以下の通り定められている。

利用時間	高校生以上	中学生以下
2時間以内	360円	100円
超過時間30分ごと	90円	20円

なお、高齢者及び障がい者に対する割引制度は公園水泳場と同様の内容で設けられている（ただし、公園水泳場は温水期に限定されているが、こちらは通年で割引制度が適用されている）。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内在住の65歳以上の高齢者 ・ 区内在住の障害者手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保険福祉手帳）保有者及びその介護人(*1)
内容	2時間までの利用料金が2回に1回無料

(*1)：「介護人」は、プールの利用に当たって介護が必要な場合に限り、障がい者1人について最大2人まで割引の対象となる。単なる「同行者」は「介護人」には該当しない。

2. 公園水泳場の監査手続及び結果

上述の通り公園水泳場 3 施設はすべて指定管理者制度により管理運営がされており、第3項の4「指定管理者制度を採用するスポーツ施設に対する主な監査手続」で記載した監査手続を実施した。3施設は同じ部局が所管しており、指定管理者の選定も同時期に同一の募集要項により実施されており、基本協定書の内容もほぼ同一の内容となっているため、3施設の監査結果を以下にまとめて記載する。

(1) 指定管理者の選定

直近の指定管理期間（平成29年度～令和3年度）の指定管理者選定に係る書類（募集要項、応募団体からの提出書類、選定委員会議事録、指定議案提出議決、指定告示、指定通知等）を査閲した。

応募してきた団体は、平和島公園水泳場と萩中公園水泳場は1団体のみで、東調布公園水泳場が3団体であった。東調布公園水泳場の応募団体はいずれも株式会社2社で構成された共同事業体での応募であり、全部で8社の財務審査が実施され、5団体の審査が実施されている。

指定管理者に指定された団体は、1「大田区の水泳場の概要」の4)「指定管理者の推移」に記載した通りである。

監査手続の結果、検出事項はなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(2) 基本協定書及び年度協定書

3施設の平成29年3月31日締結の基本協定書、平成30年4月1日締結の基本協定書の変更協定書（備品の基準金額の改定に基づく改正）及び平成30年4月1日締結の年度協定書の内容及び締結事務について監査手続を実施した結果、以下の検出事項を除き、問題は検出されなかった。

(意見 No. 57)

平成30年4月1日締結の基本協定書の変更協定書及び年度協定書の庁内決定について、起案が平成30年4月3日で決定が4月4日、施行が4月5日となっており、契約締結日後に行われていた。契約内容の当事者間での内容の確認は事前に完了している状況は想像できるが、契約締結事務として適切ではないものとする。

なお、平成 31 年度の契約締結事務については、新年度扱いとして事前に起案及び決定がされており、問題はなかったため、今後も同様の取扱いを継続し、適切な契約事務の執行に努めることが望まれる。

(指摘 No. 46)

基本協定書において、別紙 3 として「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」が定められているが、当該条項は平成 27 年 1 月 27 日改正のものである。その後、当該条項は平成 31 年 1 月 15 日に改正されているが、基本協定書の変更協定書の締結や年度協定書又は覚書等においても改正後の条項を締結することはされていない状況であった。個人情報及び機密情報の取扱いは常に新しい法令等に基づいて管理されるべきものであり、改正があった場合には、変更協定書の締結又は改正後の条項の提示等、指定管理者に改正後の条項を遵守させるための措置を講じることが必要である。なお、公園水泳場 3 施設のそれぞれの指定管理者との協定書と同様であり、第 4 項で前述した大田区総合体育館の指定管理者との協定書でも同様であった。

(3) 事業計画書

平成 30 年度の 3 施設の指定管理者が提出した事業計画書を査閲した結果、以下の検出事項を除き、問題は検出されなかった。

(意見 No. 58)

事業計画書に記載すべき項目については、基本協定書では、「乙は、翌年度の事業計画書を、甲が指定する期日までに甲に提出し、甲の承認を受けなければならない」と規定されているのみで、記載すべき項目が明らかとなっていない。指定管理者の公募の際の提出書類の中に「事業計画関係書類」が様式として明示されているため、それが参考にはなるが、「大田区立公園水泳場管理運営基準書」等においても自主事業の年間計画書や人員計画書の提出を規定しているのみで不明確である。

このような背景もあってか、3 施設の指定管理者から提出されている事業計画書に記載されている項目に統一性がなく、記載が必要と思われる項目は全体としては計画書に包含されていることは分かるが、非常に読みづらい形式のものとなっている。

指定管理者を管理する側としては、形式を統一していた方が効率的・効果的な管理を実施することができるはずであり、各指定管理者の事業計画書の良いところを他の指定管理者の事業計画書にも取り入れてもらう等、3 施設の比較可能性の向上の観点からも、記載項目及び形式を整理統一して、改めて指定管理者に

明示することが必要なものとする。

(意見 No. 59)

萩中公園水泳場の指定管理者から提出された事業計画書の「再委託先一覧」に業者選定理由が記載されていなかった。指定管理者選定時の応募書類(様式 17)には選定理由の記載はあるが、指定管理期間内での委託先変更もあるため、事業計画書において毎年度、選定理由を記載することを指定管理者に指導すべきものとする。

(4) 事業報告書

平成 30 年度の 3 施設の指定管理者が提出した事業報告書を査閲した。基本協定書で要求している記載項目はすべて網羅されており、以下の検出事項を除き、問題は検出されなかった。

(意見 No. 60)

東調布公園水泳場の事業報告書の「業務に係る経費等の収支の明細」に添付されている収支内訳表の修繕費の金額 7,702,814 円と「その他の事項」に添付されている工事一覧の執行額の金額 7,742,126 円とが一致していなかった。これらは本来一致すべきものであるが、所管課である道路公園課は、差異が存在する事実とその原因も把握していたものの、指定管理者へ修正の指示をしないままとなっていたものである。

差額は工事一覧作成後に金額の修正があったために生じたとのことで、差額も 39,312 円と大きくはないが、同じ報告書内での資料間の不整合であり、作成する側の指定管理者及びそれを管理する所管課は今まで以上に意識を高くして資料の作成及びそのチェックを行う必要があるものとする。

(意見 No. 61)

東調布公園水泳場の事業報告書に添付されている工事一覧に指定管理者となっている共同事業体の構成会社である株式会社ハリマビシステムが実施した工事が散見された(合計金額は 1,102,140 円。1 件当たり 50 万円以上の工事はない)。

50 万円以上の工事については、基本協定書において、区との協議が必要とされており、所管課では専門部署に依頼して工事内容及び価額の妥当性の検証を実施しているとのことである。しかしながら、50 万円未満の工事については、指定管理者の裁量に任されてしまうこととなるため、指定管理者自身が実施する工事の内容及び価額の妥当性の検証については、特別な手当が必要なものとする。

(5) 月次報告書

3 施設の令和元年度の月次報告書を査閲した結果、以下の検出事項を除き、問題は検出されなかった。

(指摘 No. 47)

萩中公園水泳場の指定管理者からのみ提出されている資料であるが、四半期(3 か月)ごとに同施設の専用預金口座の収支を記録した「経理状況」という書類が月次報告書に添付されている。

令和元年6月の月次報告書の「経理状況」には、平成31年度の期首の預金残高を含む平成31年4月～令和元年6月までの収支が記録されている。現地視察時に平成31年3月31日時点の残高が記帳されている専用預金口座の預金通帳のコピーを入手しており、その残高と平成31年度に繰り越されてきた「経理状況」の期首預金残高とを照合したところ609,699円(=経理状況残高50,020,771円－通帳残高49,411,072円)の差額が生じていた。

原因を調査したところ、指定管理者の本社にて購入予定だったデジタルサイネージとその台座171,003円、冷水器438,696円(どちらも萩中公園水泳場で使用し、備品Ⅲに該当するもの)を萩中公園水泳場の専用預金口座から立て替えて支払い、その後の精算が本社との間でなされていないために生じた差額であることが判明した。

これらの備品は、指定管理者の責任及び負担で購入すべきものであって、その所有権は区ではなく指定管理者にあるものであり、指定管理業務の収支には関係ないため、指定管理者は「経理状況」では支出として計上していなかった。一方、指定管理業務の収支のみを反映すべき専用預金口座では、支払が行われたままとなっていたために、両者の残高が一致しなくなっていたものである。

これらの取引の支払時期を請求書及び通帳のコピーを入手して確認したところ、デジタルサイネージとその台座が平成29年3月30日、冷水器が平成30年7月31日であった。両者ともに支払から1年以上が経過しており(デジタルサイネージとその台座は平成28年度、平成29年度、平成30年度の3年度末を超えている。なお、平成28年度は現在の契約の前の指定管理期間となる)、その期間、指定管理者も所管課も双方ともに、この差額を放置していたことになる。

現地視察時に現金預金に関する帳票類を査閲するとともに、それらの管理方法について、指定管理者へ質問した。その結果、収支(お金の流れ)に関する確認手続はある程度問題ないレベルまで実施されている印象を持ったが、現金も預金も一定時点のあるべき残高が帳票で適時に把握できる状況になっておらず、実際の現金残高又は預金残高との照合も実施していないと思われる状況であつ

た。

今回のように差額が長期間放置されていた事実は、専用預金口座の通帳残高との照合等、残高を確認する統制手続が全く実施されていなかったことを明らかにしており、今回のような誤謬が発生してしまった場合、収支に関する確認手続をある程度実施しているだけでは、その発見は困難であり、その是正が大幅に遅れてしまうというリスクが存在することを示している。

他の2施設を含め、現金及び預金の管理方法は概ね同様であったため、他の2施設でも同様の事態が発生しないとは限らない。このような事態の再発を防止するためにも、萩中公園水泳場の指定管理者が作成している「経理状況」のような帳票を他の2施設の指定管理者にも作成してもらい、専用の預金口座残高との照合結果を報告してもらうことが必要なものとする。また、この手続は、収支管理のチェックとして有効な統制手続となり得るため、最低限毎月末には実施することが望まれる。

なお、差額の609,699円は、原因解明の翌日に本社から萩中公園水泳場の専用預金口座へ振り込み、現在は是正されている。

(指摘 No. 48)

上記の指摘事項で問題となった備品Ⅲに区分される備品の購入に当たり、萩中公園水泳場の専用預金口座から支払いを行った行為は、立替払いであっても基本協定書の規定に違反するものとする。

基本協定書では、指定管理者は、条例、規則、要綱、基本協定、年度協定、募集要項及び基準書に基づき、誠実に本業務を遂行しなければならないとされている。そして、「募集要項」には、「管理運営に関する経費は、利用料金収入や水泳場に係る経費を明確にするため、専用口座を開設し管理してください」との記載がある。

備品Ⅲは、基本協定書において、備品のうち、指定管理者が自主事業又はサービスの質の向上のため、指定管理者の責任及び負担で購入又は調達し、かつ、指定管理者が所有権を有するものとされており、「管理運営に関する経費」には含まれないことから、専用預金口座からの支払は認められないものと考えられるため、今後このような支払をしないよう指定管理者を指導することが必要である。

(意見 No. 62)

月次報告書は、基本協定書において、①本業務の実施状況に関する事項、②水泳場の利用状況に関する事項、③利用料金の収入の明細、④自主事業の実施状況に関する事項、⑤水泳場の維持及び修繕並びに法定点検に関する事項、⑥その他

水泳場の状況を把握するために区が必要と認めた事項、を記載して、毎月当該月の翌月 10 日までに区へ提出しなければならないとされている。3 施設ともに記載すべき項目は網羅しているものの、その形式が統一されておらず、非常に読みづらいものとなっている。

上述した事業計画書の意見でも記載したが、指定管理者を管理する側としては、形式を統一していた方が効率的・効果的な管理を実践することができるはずであり、各指定管理者の月次報告書の良いところを他の指定管理者の月次報告書にも取り入れてもらう等、3 施設の比較可能性の向上の観点からも、形式を整理統一して、改めて指定管理者に明示することが必要なものとする。

特に上記「指摘」で問題となった「経理状況」のような帳票は、専用の預金口座残高と照合することにより、収支管理のチェックとして有効な統制手続となり得るため、萩中公園水泳場以外の施設の指定管理者にも作成を要請し、併せて専用預金口座の通帳残高等との照合を最低限毎月末に実施し、その結果を月次報告書の中で報告してもらうことが必要なものとする。

(6) 業務日報

3 施設の現地視察時に令和元年度の業務日報を査閲した結果、以下の検出事項を除き、問題は検出されなかった。

(意見 No. 63)

業務日報は、基本協定書において、①本業務の実施状況に関する事項、②水泳場の利用状況に関する事項、③利用料金の収入の明細、を記載して、作成・保管させなければならないとされているが、東調布公園水泳場を除く 2 施設において、休場日の日報が作成されていなかった。

休場日であっても施設メンテナンスや令和元年 10 月 12 日の台風による臨時休場日における災害対応業務は実施されており、記載すべき事項とされている①「本業務の実施状況に関する事項」は発生している。このため、その実施内容を記録しておくことが必要であり、休場日であっても指定管理者が業務を実施している限りは業務日報を作成することが必要である。

(7) 人員配置計画

現地視察時に勤務シフト表等入手し、人員配置計画との整合性を確認した。その結果、検出事項はなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(8) 現金預金の管理

銀行預金については、上述した通り、利用料金収入や水泳場に係る経費を明確にするため、指定管理者は専用の預金口座を開設することが求められているが、上記(5)「月次報告書」の指摘No. 47及びNo. 48で記載した問題点が検出されている。

現金については、水泳場の小口の経費支払のための現金（以下、この項において「小口現金」という）や券売機用の釣銭用、受付の両替及び釣銭用等の現金が保管されている。

(指摘 No. 49)

現金預金の管理については、月次報告書で指摘した事項以外に以下の問題点が検出されているため、現金預金の管理体制について、明確な基準を設けた上で、指定管理者を指導・監督することが必要なものとする。

① 小口現金出納帳

小口現金出納帳の作成は行われているが、平和島公園水泳場と萩中公園水泳場では、前月使用額の補充の時期が実際は月中にもかかわらず、月初に補充された形式で作成されているため、月初から実際の補充時までの小口現金出納帳の残高は実際の現金有高を表していない。実態に沿った帳簿を作成するため、実際の補充時に現金の増加を記録すべきである。

② 現金の残高管理

小口現金以外の釣銭や専用預金口座へ未入金の利用料金収入等の手許現金の動き及び残高を記録した帳票は作成されておらず、月末等にそれらの現金残高の実査（現金のカウント）を行うこともされていない。このような状況は、3施設ともに概ね同様である。

確かに、小口現金を除き、釣銭等は一定額が残高として残るはずであり、それ以外の現金は利用料金収入等として専用の預金口座へ短期間のうちに振り込まれるため、利用料金等の収入の管理が適切にできており、その金額が専用預金口座へ振り込まれる金額と一致していれば、釣銭等の現金残高は元からあった金額になっているはずではある。しかしながら、現金には紛失や盗難のリスクもあり、現状の管理体制ではそのような事象が発生した場合、その事実の発見が適時にできない可能性が高い状況にある。

両替、釣銭用の現金残高の確認は実施しているとのことであるが、小口現金以外の出納帳も作成し、専用預金口座へ未入金の現金を含めて、少なくとも月末に

は実査を実施し、その結果と出納帳との照合を実施することが必要なものと考ええる。

③ 利用料金収入等の専用預金口座への入金時期

東調布公園水泳場の平成30年度の利用料金収入等の専用預金口座への入金を確認したところ、一度の振込金額が3百万円を超えているケースがあった。これは、水泳場の施設内に3百万円以上の現金が保管されており、口座入金時にこの金額を持ち運んだことを示すものである。盗難や紛失のリスク等、資産保全上の問題があるため、早期に是正することが必要である。

令和元年度からは改善されており、他の2施設も短期間のうちに入金処理がされていることを確認しているが、現場での現金残高の管理等を含め、利用料金収入等の入金時期に関する明確な基準を設けることが必要なものと考ええる。

④ 釣銭用及び両替用の現金の他事業への転用

東調布公園水泳場の指定管理者は、同施設内でうぐいすネットの利用料収納事務を別の事業として請け負っているが、水泳場の釣銭用及び両替用として準備している現金をうぐいすネット関連事業の釣銭として転用することがある。

釣銭用の現金は指定管理料収入や利用料金収入等から準備されているものではない（指定管理者に帰属する現金）としても、他の事業との混同により、利用料金収入等の集計の誤りにつながる恐れがあるため、うぐいすネット関連事業の釣銭とは明確に区分して管理することが必要なものと考ええる。

⑤ 用途不明の現金

平和島公園水泳場において、100円玉10枚の1,000円の現金が保管されているが、その用途が不明である。内容を確認し、不要であれば、指定管理者の本社へ変換する等、不要な現金を保管しないよう早急に対処すべきである。

(9) 備品の管理

備品は、備品Ⅰと備品Ⅱを合わせた台帳と備品Ⅲの台帳で管理されており、夏季繁忙期の前に年1回実査を実施している。

3施設の現地視察時に備品台帳（備品Ⅰ及び備品Ⅱが記載されているもの）を入手し、台帳に記載のある備品が施設内に適切な保管状況で存在するか、また、施設内に存在する備品が備品台帳に記載されていることを確認するため、施設ごとに無作為に10件以上のテストを実施した。

上記監査手続の結果、以下の検出事項を除き、備品管理シールは適切に貼付されており、備品の管理は適切に行われているものと判断した。

(指摘 No. 50)

備品の管理について、以下の問題点が検出されており、備品の管理体制について、改善を図ることが必要なものと考ええる。

① 備品番号の誤り

東調布公園水泳場におけるテストの結果、最近購入したロッカー1件について、備品台帳への記載が漏れているものが発見された。これは、間違った備品番号の備品管理シールを発行し、そのまま貼り付けてしまったことが原因であった。新規購入の備品であるため、同一物性の確認に問題はないと思われる。

なお、指定管理者による実査は上述の通り、夏季繁忙期前に行うため、当該備品の取得がこの実査後であったため、現地視察まで誤りを発見できていなかったものである。

新規購入の備品に備品管理シールを貼り付ける際は、新規購入備品を記載した備品台帳と備品番号の照合を行った上で行うことが必要なものと考ええる。

② 備品Ⅲの資産管理シール

備品Ⅲについて、台帳での管理はされているものの、資産管理シールが貼られていないものがあつた。東調布公園水泳場では、一切貼られておらず、萩中公園水泳場では、概ね貼り付けられていたが、一部貼り付けられていないものがあつた。なお、平和島公園水泳場では問題が検出されていない。

備品の計上基準金額（5万円以上）に満たない区の所有資産には、資産管理シールが貼られておらず、それと備品Ⅲとの区別がつかなくなる可能性があるため、備品Ⅲに区分される備品についてもすべてに指定管理者の資産管理シールを貼り付けることが必要なものと考ええる。

(10) 自主事業

3施設ともに自主事業を積極的に実施しており、平成30年度の自主事業収入（指定管理料収入と利用料金収入以外の収入）及び事業概要は次の通りである。

施設名	金額（単位：円）	主な事業内容
平和島公園水泳場	4,373,226	水泳教室等 3,602 千円、物販 531 千円、自動販売機 240 千円
東調布公園水泳場	25,436,141	スポーツ教室 10,353 千円、団体利用 12,211 千円、物販 1,814 千円、自動販売機 1,025 千円、
萩中公園水泳場	16,665,771	水泳教室等 4,888 千円、物販（プール用品、飲食料品）

		10,357千円、自動販売機1,092千円他
--	--	------------------------

自主事業に関する事業計画書及び事業報告書等内容を査閲した結果、以下の検出事項を除き、問題は検出されなかった。

(意見 No. 64)

上表の通り、平和島公園水泳場の自主事業収入は他2施設と比較して大幅に少ない状況である。また、プールの利用者数（1「大田区の水泳場の概要」5）「利用者数」を参照）でも他2施設に大きく劣っている状況である。

工業地帯の中の立地であることやウォータースライダーがない等の施設面での充実度が低いことも原因のようであるが、新スポーツ健康ゾーン内の施設であり、さらに、指定管理者である株式会社オーエンスは、そのゾーン内の他の3スポーツ施設（大田区青少年交流センター、大森スポーツセンター、大田スタジアム）の指定管理者に指定されている（大森スポーツセンターと大田スタジアムについては、大田区スポーツ協会との共同事業体）。

大田区のスポーツ推進委員の経験者を営業職として採用し、区内のスポーツ団体や自治会へのアプローチを図るとともに、共同事業体でもある大田区スポーツ協会の協力も受けて、大田区総合体育館やふるさとの浜辺公園とも連携を図り、平和島公園水泳場を含めた新スポーツ健康ゾーン全体の活性化を進めているとのことであるが、平和島公園水泳場の利用者数の増加も含め、早急な改善提案が望まれるところであり、自主事業の充実による新規利用者層の開拓に向けての明確な計画の策定が必要なものと考ええる。

(11) 施設の維持保全

水泳場の維持及び修繕については、基本協定書において、1件につき50万円以上のものについては、区が自己の責任及び費用において実施するものとし、1件につき50万円未満のものについては、指定管理者の責任において指定管理料により行うものとされている。ただし、1件につき130万円未満のものについては、両者が協議の上、指定管理者が実施することができるとされている。

年間の指定管理料に含まれる修繕費の金額は、平和島公園水泳場と東調布公園水泳場は8百万円、萩中公園水泳場は10百万円となっている。萩中公園水泳場の修繕費の金額が他の水泳場よりも大きいのは、施設設備が他の水泳場よりも充実しており、その維持のためには他の水泳場よりも修繕費が掛かることを想定しているためである。

現地視察において、施設設備を案内してもらっているが、施設の維持及び修繕の状況は概ね良好であり、特別に早急に対応しなければならないような箇所は

検出されなかった。

なお、令和元年度において、東調布公園水泳場の修繕工事が予定されており、令和元年12月2日～令和2年3月27日までの期間は休場となる。修繕工事の内容は屋内プールの鉄骨の錆対策のための塗装工事であり、屋内全体に足場を組む必要があるため、長期の工事となっている。休場期間については、利用料収入の減少よりもアルバイト人件費、水道光熱費等の変動費の減少が大きくなるため、当初の年度協定書で定めていた指定管理料を今後減額する予定である。

(意見 No. 65)

平和島公園水泳場については、屋外プールが昭和45年に建設され、それ以降、大規模な改修工事が行われていない状況であり、見た目からも老朽化が若干気になる印象があった。現在、大規模修繕の計画を準備しているところとあるが、計画の策定に際しては、国の「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」の考え方に沿った計画策定作業を行うことが望まれる。

(12) 指定管理者モニタリング結果

評価対象年度を平成30年度とする令和元年度に実施された3施設の指定管理者モニタリングの結果を査閲した。3施設とも令和元年度に実施されたモニタリングは「通常時モニタリング」となっている。

「業務履行状況確認」については、3施設ともに、すべての評価項目に「○」（きちんと履行している）が付いており、「施設所管課総合所見」においても問題となる事項は記載されていない。

「財務状況に関する施設所管課所見」についても、3施設ともに、公認会計士による審査の結果、財務状況は良好との結論であり、財務面から当該3施設の管理運営を適正に代行できる状況にあると判断する旨が記載されており、問題となる事項は記載されていない。

「労働環境に関する施設所管課所見」において、平和島公園水泳場と東調布公園水泳場に関して、次の内容の改善指導を行った旨が記載されている。

平和島公園水泳場（株オーエンス）

社会保険労務士による書類及び施設訪問による審査を行ったところ、概ね良好との結果であったが、下記の通り指摘事項があったため、指定管理者に通知及び労働環境改善の指導を行った。

- ① 36協定の協定時間を超える労働が確認された。
- ② 就業規則等の社内規則について、最新法令に合わせた更新がされていない。

今後は、改善状況について確認を行い、良好な労働環境を確保するよう努める。

東調布公園水泳場（フクシ・ハリマ水泳場管理 JV）

【株式会社フクシ・エンタープライズ】

社会保険労務士による書類及び施設訪問による審査を行ったところ、下記の通り指摘事項があり、是正が必要であるとの結果であったため、地方自治法第244条の2第10項に基づき業務改善の指示をし、労働環境の改善に向けて指導を行った。

- ① 労働時間について、タイムカード等による客観的な把握がされていない。
- ② 1年単位の変形労働時間制の不適正な運用が認められる。
- ③ 長時間の時間外労働が数か月散見される。
- ④ 労働条件通知書に記載される休憩時間が法令に定められている時間よりも短い。
- ⑤ 年次有給休暇管理台帳の記載事項が不十分。
- ⑥ 就業規則等の社内規則について、最新法令に合わせた更新がされていない。

今後は、改善状況について確認を行い、良好な労働環境を確保するよう努める。

【株式会社ハリマビシステム】

社会保険労務士による書類及び施設訪問による審査を行ったところ、概ね良好との結果であったが、下記の通り指摘事項があったため、指定管理者に通知及び労働環境改善の指導を行った。

- ① 36協定の協定時間を超える労働が確認された。
- ② 労働条件通知書に相談窓口の記載がされていない。
- ③ 雇入れ時の健康診断について、一部認識が不十分な点があった。
- ④ 就業規則等の社内規則について、最新法令に合わせた更新がされていない。

今後は、改善状況について確認を行い、良好な労働環境を確保するよう努める。

（意見 No. 66）

「通常モニタリング」の中心となる「業務履行状況確認」の評価に関しては、すべての評価項目について施設所管課評価が「○」（きちんと履行している）となっている一方、包括外部監査の結果においては、会計周りを中心とした指摘や改善提案が多くなされており、この実態を考慮すると、モニタリングの実効性に

疑義が持たれかねない。

公認会計士による財務審査は指定管理者の決算書等の数値に基づく分析が中心となり、財務面から施設の管理運営を適正に代行できる状況にあるかどうかの概括的な視点からの審査となるため、詳細な検出事項は発生しないが、上記の通り、労務に関する専門家である社会保険労務士による指定管理者の労働条件審査の結果では、多くの問題点が検出されている。

指定期間中に1回実施（原則として3年目に実施）される「総合的モニタリング」においては、「通常時モニタリング」よりも詳細な検証・評価手続の実施が予定されているが、実施に当たってはモニタリングの実効性を高めるため、外部の専門家の関与の必要性を検討すべきである。

(13) 指定管理料の精算

3施設の平成30年度の指定管理料の支払及び精算事務について、関係書類を査閲した。3施設の指定管理料は次の通りである。

(単位：円)

内訳	平和島公園 水泳場	東調布公園 水泳場	萩中公園 水泳場
第1期(4月1日から6月30日まで)	25,835,000	24,700,000	36,856,879
第2期(7月1日から9月30日まで)	25,000,000	23,000,000	35,000,000
第3期(10月1日から12月31日まで)	16,000,000	15,000,000	23,000,000
第4期(1月1日から3月31日まで)	16,000,000	15,000,000	23,000,000
概算受領額(小計)①:	82,835,000	77,700,000	117,856,879
執行済額②:	82,785,000	76,341,814	117,856,879
戻入額(※)(①-②):	50,000	1,358,186	0

(※)： 平和島公園水泳場は備品購入費の戻入額であり、東調布公園水泳場は水泳場の適正な維持管理のための改修工事により平成31年2月4日から平成31年3月1日まで休場したことによる指定管理料の減額1,061,000円と修繕費の戻入額297,186円である。

3 施設の平成 30 年度の収支は次の通りである。

(単位：円)

区分	平和島公園水泳場	東調布公園水泳場	萩中公園水泳場
指定管理料収入	82,835,000	76,639,000	117,856,879
利用料金収入	20,778,190	36,605,405	44,700,405
自主事業収入	4,373,226	25,436,141	16,665,771
収入合計①：	107,986,416	138,680,546	179,223,055
人件費	43,583,522	58,581,342	75,760,145
一般管理費	10,001,117	10,026,720	16,341,394
自主事業経費	4,487,591	18,447,831	10,769,073
一般事務費	3,186,952	4,691,759	7,173,040
通信運搬費	331,148	211,207	111,831
印刷製本費	222,480	280,260	277,560
光熱水費	29,162,133	29,840,524	50,318,836
その他経費	16,121,847	14,964,686	18,710,309
支出合計②：	107,096,790	137,044,329	179,462,188
収支差額 (①-②)	889,626	1,636,217	-293,133

指定管理料の精算事務の関係書類の査閲した結果、問題は検出されなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(14) 利益の還元

基本協定書において、業務実施の結果として、当初の見込みを上回る利益が生じた場合には、指定管理者が、区にその一部を還元させることができるとされており、その方法等の詳細は年度協定書で定められている。

平成 30 年度の年度協定書は 3 施設とも同様であり、次のように定められており、利益の 30%が区に還元されることとなっている。

基本協定書第 47 条の規定により、甲は、本年度中の総収入額に指定管理料（ただし、第 5 条で精算した額を除く。）を加えた額から、本年度中の総支出額（ただし、第 5 条で精算した額を除く。）を差し引いた残金（以下「利益」という。）について、甲の指定する日までに利益の 30%の金額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てして得た金額）を乙に還元させるものとする。

平成 30 年度の施設ごとの利益還元額は次の通りである。なお、平成 30 年度に還元される金額は、平成 29 年度の収支に基づくものであり、歳入の 19 款「諸収入」、7 項「雑入」、14 目「雑入」の 2「その他」に「水泳場運営利益の還元」として計上されている。

施設名	金額（単位：円）
平和島公園水泳場	182,006
東調布公園水泳場	1,034,231
萩中公園水泳場	-
合計:	1,216,237

上記の算定過程及び歳入調定事務に関する書類を査閲した結果、検出事項はなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

3. 矢口区民センター温水プールの監査手続及び結果

(1) 当施設に係る歳入及び歳出

当施設に係る平成 28 年度から平成 30 年度の歳入及び歳出の推移は次の通りである。

1) 歳入の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考) 令和元年度
当初予算額	24,000(※)	19,360(※)	22,000(※)	16,000
収入済額	19,261	13,185	16,450	-

※ 当初予算額は、矢口区民センター集会施設と矢口区民センター温水プールとの合算値である。

2) 歳出の推移

(単位：千円)

			平成 28 年 度	平成 29 年度	平成 30 年度
●特別出張所 管理運営費					
光熱水費 (注1)	電気料	電気料金	9,037	8,767	10,653
	ガス料	ガス料金	2,881	2,440	7,196
	水道料	水道料金	11,688	8,069	9,157
役務費	清掃料	庁舎清掃 (注2)	14,371	14,117	14,510
		プール集水槽清掃	65	65	65
工事請負費	維持補修工事費	小破修理 (注3)	3,644	3,351	3,172
		温水プール系統熱交換器漏れ 修理工事	-	-	2,980
●区民センター 管理運営費					
一般需要費	消耗品費	矢口区民センター温水プール・ろ 過用薬品	932	734	873
		矢口区民センター温水プール・消 耗品、医薬品	282	247	574
	修繕費	温水プール備品修理	-	-	94
委託料	事務・業務等委託費	矢口区民センター温水プール業務 委託	20,852	16,199	20,736
		建物等管理委託費	矢口区民センター温水プールろ過 設備保守	2,231	529
	矢口区民センター温水プール水銀 灯取替委託		-	-	39
使用料及び賃借料		矢口区民センター温水プール券売 機賃借料	32	32	32
		矢口区民センター温水プールプールク リーナー賃貸借	511	511	511
工事請負費	建築・土木工事費	温水プールろ過装置改修工事	-	28,836	-
		温水プールほか衛生設備整備	-	7,746	-
	維持補修工事費	プール更衣室修繕工事	335	-	-
		プール男子便所小便器自動洗 浄装置修理	255	-	-

備品購入費	一般備品費	脱水機	874	-	-
		プールフロア	70	-	140
		貴重品 BOX	356	-	-
		プールロッカー	-	1,497	1,295
総計			68,417	93,139	72,027

(注1)(注2)当施設は矢口特別出張所と矢口区民センターとの複合施設であり、光熱水費及び庁舎清掃については合算されて算出されるため按分が困難であるとして、複合施設全体としての数値の提供を受けた。

(注3)小破修理

小破修理のうち、温水プール関係の執行額は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小破修理の内、温水プール関連費用	1,006	1,322	871

(2) 監査手続

次の監査手続を実施した。

- ・ プール施設の視察
- ・ 各種工事に係る諸書類の査閲
- ・ プール管理業務の委託事業に係る委託契約書の査閲
- ・ 平成 30 年度の矢口区民センター温水プール管理・業務日誌（個人）の査閲
- ・ 平成 30 年度の矢口区民センター温水プール管理・業務日誌（団体）の査閲
- ・ 平成 30 年度の温水プール収納金日報の閲覧・通査、サンプルベースでの収納状況の照合
- ・ 平成 30 年度の区民センター使用料の集計表の査閲
- ・ 担当者へのヒアリング

(3) 監査の結果及び意見

1) 収入事務について

個人利用者は、自動券売機において、温水プール使用券又は温水プール回数券を購入しなければならない。

委託業者により、毎日営業終了後に券売機内の現金は照合され、原則翌営業日に金融機関に預け入れられる。その後、領収証書をもって、矢口特別出張所担当者が収納の状況を照合することとなっている。また、貸切利用の場合は、矢口区民センターの窓口にて利用料金を支払う。

(指摘事項なし)

平成 30 年度の「温水プール収納金日報（引継書）」を査閲し、サンプルベースでの照合を行ったが、現金の照合、収受に関して特に問題は見受けられなかった。

2) プール管理・業務日誌

プール管理・業務日誌を査閲したところ、以下の検出事項があった。

(指摘 No. 51)

平成 30 年度の矢口区民センター温水プール管理・業務日誌（個人）に次のような記載不備が見られた。

	報告日	不備内容
1	平成 30 年 9 月 14 日	利用人員数の人数の集計が誤っているが、訂正が鉛筆でなされているのみで、委託業者によるボールペンによる訂正、訂正印等適切な訂正がなされていない。
2	平成 31 年 3 月 11 日	環境監視業務の欄における記載事項に次の不備がある。 気温、室温、水温、残留塩素、水素イオン濃度 (PH) について、14 時から 21 時の各時間帯の記載が漏れている。

報告書類の記載については、正確な記載を行うことを周知徹底すべきである
と考える。

第7項 その他のスポーツ施設

1. その他のスポーツ施設の概要

大田区におけるスポーツ施設は、第1項「大田区のスポーツ施設の概要」で記載した通りであるが、この項では、第4項から第8項で議論してきたスポーツ施設以外の河川敷及び公園内に設置された野球場、サッカー場及びテニス場等について議論する。この項で対象となるスポーツ施設、それらの使用料及び平成30年度の利用状況は次の通りである。

<スポーツ施設>

野球場

施設名	面数	利用区分	
		一般用	少年用
平和島公園	4	-	4
東調布公園	1	1	-
多摩川ガス橋緑地	9	8	1
多摩川丸子橋緑地(*4)	1	-	1
多摩川緑地	19	16	3
多摩川六郷橋緑地	6	5	1
多摩川大師橋緑地	2	2	-
萩中公園	2	1	1
多摩川田園調布緑地(*1)(*4)	4	4	-
昭和島運動場(*2)	2	2	-
合計：	50	39	11

テニス場

施設名	面数
平和の森公園	4
昭和島二丁目公園	2
多摩川ガス橋緑地	5
多摩川六郷橋緑地	6
下丸子公園	2
森ヶ崎公園	3

本羽田公園	5
多摩川田園調布緑地(*1)(*4)	8
合計：	35

サッカー場

施設名	面数	利用区分
昭和島二丁目公園	1	少年用
多摩川緑地	2	
ガス橋球技場	1	
ガス橋小球技場	1	少年用
田園調布南・鶉の木緑地球技場	1	
田園調布南・鶉の木緑地小球技場	1	少年用
森ヶ崎公園	1	少年用
多摩川田園調布緑地(*1)(*4)	1	
合計(*3)：	9	

(*1)：行政区域内の施設数である。

(*2)：一時開放運動場である。

(*3)：昭和島二丁目公園及び森ヶ崎公園の少年サッカー場の1面は、フットサルコート3面としても利用可能である。

(*4)：大田区公共施設利用システムの「うぐいすネット」(後述する第10項「うぐいすネット」を参照)を利用することはできない施設である。

<スポーツ施設の使用料>

これらのスポーツ施設の使用料は、「大田区立公園条例」、「大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例」及び「大田区立多摩川田園調布緑地条例」(条例で上限額を定め、条例施行規則で各施設の使用料額を定めている場合がある)で定められており、主なものは次の通りである。また、野球場のみではあるが、1面2時間単位の使用料について、近隣及び河川敷にスポーツ施設を保有する特別区と比較している。江戸川区の使用料が低く、大田区の土・日・休日の区外の使用料が他の区と比較して高くなっており、区内団体等の使用の促進につながっている可能性はある。

(単位：円)

種別	単位	使用日	使用料	
			チームの所在地	
			区内	区外
野球場	1面1時間以内	平日	760	1,500
		土・日・休日	1,500	3,000
庭球場	1面1時間以内	平日	1,200	2,400
		土・日・休日	2,400	4,800
球技場	1面1時間以内	平日	760	1,500
		土・日・休日	1,500	3,000
サッカー場	1面1時間以内	平日	760	1,500
		土・日・休日	1,500	3,000
フットサル場	1面1時間以内	平日	2,000	4,000
		土・日・休日	4,000	8,000

(単位：円)

区名	単位	使用日	使用料	
			チームの所在地	
			区内	区外
大田区	1面2時間	平日	1,520	3,000
		土・日・休日	3,000	6,000
品川区	1面2時間	平日	1,500	3,000
		土・日・休日	1,500	3,000
世田谷区(*1)	1面2時間	平日	1,860	-
		土・日・休日	2,180	-
江東区	1面2時間	平日	2,250	2,250
		土・日・休日	3,100	3,100
江戸川区	1面2時間	平日	1,050	1,050
		土・日・休日	1,050	1,050

(*1)： 世田谷区は区外団体の使用を認めていない。

＜スポーツ施設利用状況＞

以下は年間の利用状況であり、季節により利用状況に変動はあるものの、全般として高い稼働率となっている。

(単位：コマ)

	面数	平日			土・日・休			合計		
		貸出枠	利用枠	稼働率	貸出枠	利用枠	稼働率	貸出枠	利用枠	稼働率
野球場	35	24,066	4,911	20.4%	15,651	13,729	87.7%	39,717	18,640	46.9%
野球場(ナイター)	3	1,042	557	53.5%	422	239	56.6%	1,464	796	54.4%
少年野球場	12	8,570	1,668	19.5%	5,936	5,785	97.5%	14,506	7,453	51.4%
テニス場	27	20,739	14,402	69.4%	10,710	10,356	96.7%	31,449	24,758	78.7%
テニス場(ナイター)	8	2,716	2,354	86.7%	1,287	1,226	95.3%	4,003	3,580	89.4%
サッカー場	7	4,953	1,821	36.8%	3,281	2,364	72.1%	8,234	4,117	50.0%
フットサル場	4	3,854	319	8.3%	433	186	43.0%	4,287	505	11.8%
フットサル場(ナイター)	3	1,440	536	37.2%	673	191	28.4%	2,113	727	34.4%
ビーチバレー場	4	3,199	579	18.1%	1,450	1,136	78.3%	4,649	1,715	36.9%
多目的広場、グラウンド	8	2,539	206	8.1%	1,445	976	67.5%	3,984	1,182	29.7%
キャンプ場	4	1,490	398	26.7%	682	531	77.9%	2,172	929	42.8%
合計：	115	74,608	27,751	37.2%	41,970	36,719	87.5%	116,578	64,402	55.2%

上記のスポーツ施設は、都市基盤整備部の所管となっており、それらの管理運営は外部の事業会社等へ委託されている(指定管理者制度は採用されていない)。この業務委託に関連する費用はスポーツ振興費に計上されており、直近3年度の決算額は次の通りである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
区立運動場管理運営費	802,885	868,622	787,562
多摩川田園調布緑地維持管理	126,003	144,459	101,229
合計：	928,888	1,013,081	888,791

上表のスポーツ振興費のうち、平成30年度の決算額の内訳は次の通りである。

(単位：円)

事業名及びその内訳		支出額
区立運動場運営費		
	光熱水費	12,040,352
	一般需用費	1,235,007
	役務費	251,368
委託料	平和島公園業務委託	91,072,599
	平和の森公園等業務委託	51,907,594
	大森ふるさとの浜辺公園等業務委託	24,883,495
	多摩川緑地等業務委託	429,911,531
	その他	110,801,715
	小計：	708,576,934
	工事請負費	63,473,324
	備品購入費	1,985,007
	補償、補填及び賠償金	-
区立運動場運営費合計：		787,561,992
多摩川田園調布緑地維持管理		
	一般需用費	-
委託料	多摩川田園調布緑地業務委託	64,520,873
	工事請負費	2,249,100
	負担金、補助及び交付金	34,459,517
多摩川田園調布緑地維持管理合計：		101,229,490

2. その他のスポーツ施設の監査手続及び結果

上表の区立運動場運営費及び多摩川田園調布緑地維持管理のうち、委託料について、主要な公園及び緑地の業務委託契約に関する委託先選定に係る資料、委託業者との契約書、委託料支払に係る資料を査閲した結果は、次の通りである。

(1) 多摩川緑地等業務委託

多摩川緑地等業務委託の契約における委託場所は、多摩川緑地、多摩川六郷橋緑地、多摩川大師橋緑地、多摩川丸子橋緑地、多摩川田園調布南・鶉の木緑地、多摩川ガス橋緑地、多摩川大橋緑地、多摩川緑地事務所となっており、委託期間

は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなっている。

委託先の選定は随意契約により決定しており、契約金額及びその支払時期等は次の通りである。

<契約金額>

(単位：円)

	当初契約額	変更契約	最終契約額
運動場維持作業委託	425,521,981	4,389,550	429,911,531
公園維持作業委託	82,536,677	1,583,433	84,120,110
駐車場受付収納事務委託	43,515,885	924,673	44,440,558
合計：	551,574,543	6,897,656	558,472,199

<支払時期及び金額>

(単位：円)

支払日	金額
平成30年5月25日	45,985,503
平成30年6月25日	45,962,640
平成30年7月25日	45,962,640
平成30年8月23日(*1)	2,292,536
平成30年8月24日	45,962,640
平成30年9月25日	46,538,280
平成30年10月25日	46,538,280
平成30年11月26日	46,538,280
平成30年12月25日	46,538,280
平成31年1月25日	46,538,280
平成31年2月25日	46,538,280
平成31年3月25日	46,538,280
平成31年4月25日	46,538,280
合計：	558,472,199

(*1)：国土交通省が公表している「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、平成30年4月1日に遡って新労務単価を適用したことによる契約金額の変更の調整である。金額は、平成30年4月から7月までの4か月分の委託料を遡って修正した金額となっている。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(2) 多摩川田園調布緑地業務委託

多摩川田園調布緑地は世田谷区との共同管理となっており、委託先は、多摩川緑地広場管理公社である。同公社との契約は、「大田区契約事務規則」第4条（契約事務の委任）の別表第1の第10項に基づき、都市基盤整備部長契約となっている。

委託内容は、多摩川田園調布緑地施設の維持管理に関する業務及び収納事務委託であり、委託期間は、平成30年4月1日～平成31年3月31日までとなっている。

契約金額、支払時期及び戻入額（精算額）等は次の通りである。

（単位：円）

支払日	金額
平成30年4月18日	40,040,500
平成30年10月17日	29,260,500
契約金額：	69,301,000
執行額：	64,520,873
戻入額：	4,780,127

上述した通り、多摩川田園調布緑地は世田谷区との共同管理となっており、世田谷区と大田区との間で、次のような精算がなされている。

<歳入等（運動場・駐車場使用料・特別区財政調整額交付金）>

（単位：円）

区分	金額
大田区収入分①	32,527,300
世田谷区収入分②	14,725,700
両区の収入総額③（＝①＋②）	47,253,000
両区の基本収入額④（＝③×1/2）	23,626,500
大田区が世田谷区に支払う額⑤（＝①－④）	8,900,800

<歳出（維持管理費（精算後））>

（単位：円）

区分	金額
大田区支出分⑥	64,520,873
世田谷区支出分⑦	51,117,434
大田区が世田谷区に支払う負担金⑧（＝⑦×1/2）	25,558,717
世田谷区が大田区に支払う負担金⑨（＝⑥×1/2）	32,260,437

<歳入と歳出の精算>

（単位：円）

区分	金額
大田区が世田谷区に支払う負担金（＝⑤＋⑧）(*1)	34,459,517
世田谷区が大田区に支払う負担金（＝⑨）(*2)	32,260,437

(*1)：スポーツ振興費の「多摩川田園調布緑地維持管理」の中の「負担金、補助及び交付金」として計上されている。

(*2)：11款「分担金及び負担金」の1項「負担金」の5目「総務費負担金」の1節「スポーツ振興費負担金」の中に「多摩川田園調布緑地管理費負担金」として計上されている。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

3. 台風被害及び復旧の状況

令和元年10月に上陸した台風19号による被害のため、河川敷に設置されたスポーツ施設の休止状態が続いている。休止となっているスポーツ施設は、次の通りである。

<被害を受け休止中の主なスポーツ施設>

施設名	所管課	スポーツ施設の内容
多摩川田園調布緑地	道路公園課	野球場 4 面、サッカー場 1 面、テニスコート 8 面
丸子橋緑地	都市基盤整備 第 2 課	少年野球場 1 面
多摩川田園調布南・鶴木緑地		サッカー場 2 面
多摩川ガス橋緑地		野球場 8 面、少年野球場 1 面、テニスコート 5 面、 サッカー場 2 面
多摩川緑地		野球場 16 面、少年野球場 3 面、サッカー場 2 面
多摩川六郷橋緑地		野球場 5 面、少年野球場 1 面、テニスコート 6 面
多摩川大師橋緑地		野球場 2 面

(1) 被害の状況

例年は、台風接近前に仮設トイレ等移動できるものは台風接近前に安全な場所へ移動、また、野球用のバックネットポールや防球ネット等、風の影響を受けるものは、倒して地面に横置きできるものもあり、それらについては倒して保管する対応をし、被害を避けることができていた。しかしながら、今回も同様な対応をしていたが、台風の威力が著しく強く、バックネットポール等も破損し、グラウンドに据え付けてあるベンチは基礎から剥がされ使用できない状況となっている。その他の被害としては、芝及びグラウンド上の土の流出、グラウンド上のごみ等大量の堆積物の発生がある。

このため、まずはグラウンド上の堆積物を除去し、バックネットポール、防球ネット及びベンチ等の新設、芝及び土の整備等の復旧作業が必要となる。

(2) 復旧工事の内容、見積額及びその財源

多摩川田園調布緑地の所管である道路公園課及びその他の緑地の所管である地域基盤整備第二課の復旧工事の内容及び見積額は次の通りである。

道路公園課

災害復旧費の財源は、当初予算（工事請負費の中の災害等復旧対応経費）50,000千円と補正予算（第4次）94,000千円である。

（単位：円）

緑地名	復旧工事、復旧作業委託	災害復旧費
多摩川田園調布緑地	一般廃棄物塵芥処理	28,300,000
	産業廃棄物塵芥処理	1,700,000
	硬式野球場 A・B	26,000,000
	テニスコート、軟式野球場 C・D、サッカー場 B、多目的広場	78,000,000
	排水施設整備工事	9,000,000
	河川占用境界杭	1,000,000
合計		144,000,000

地域基盤整備第二課

災害復旧費の財源は、当初予算（工事請負費の中の災害等復旧対応経費）100,000千円、予備費 210,000千円と補正予算（第4次）579,300千円である。

（単位：円）

緑地名	復旧工事、復旧作業委託	災害復旧費
多摩川丸子橋緑地、田園調布南・鶴木緑地	少年野球場、ゲートボール場、球技議場、遊具、水道施設等復旧工事	62,000,000
多摩川ガス橋緑地	野球場、少年野球場、球技場、テニスコート、ゲートボール場、遊具、水道施設等復旧工事	170,000,000
多摩川大橋緑地	ゲートボール場、砂場、水道施設等復旧工事	5,000,000
多摩川緑地	野球場、少年野球場、サッカー場、400mトラック、ひょうたん池、駐車場、遊具、水道施設等復旧工事	266,000,000
多摩川六郷橋緑地、多摩川大師橋緑地	野球場、少年野球場、テニスコート、駐車場、多目的広場、200mトラック、遊具、水道施設等復旧工事	184,000,000
全緑地	バックネット、防球ネット施設復旧工事	140,000,000
全緑地	廃棄物等収集運搬作業委託	35,300,000
全緑地	応急土砂等除去作業委託	27,000,000
合計		889,300,000

(3) 復旧の見込及び再開予定時期

令和元年度内での全面復旧を目指して工事を進めており、令和元年12月時点ではほぼすべての工事の発注は完了している。しかしながら、工事の請負業者側での人員確保の問題もあって迅速な対応が困難な状況となっている。

なお、発注先は過年度の災害発生時に復旧工事を依頼したところが中心となっており、個別見積を入手して、区の積算額との比較を実施して、見積額の妥当性を検証の上、契約を締結している。

(4) 今後の災害への対応策等

今後の災害への対応策等について、所管課に質問をしたところ、現状以上の対応及び対策はあまり考えられないとのことであった。今後、気候変動により頻繁にこのような大規模な台風の上陸が発生し、甚大な被害が続くようであれば、河川敷のスポーツ施設の閉鎖も選択のひとつになってしまうことも危惧される。

(意見 No. 67)

河川敷のスポーツ施設の閉鎖問題については、今後「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に沿って、河川敷スポーツ施設の利用状況、他の施設での代替可能性や区の財政状態等を勘案した上で、早急に検討されなければならないものとする。

第8項 うぐいすネット

1. うぐいすネットの概要

「うぐいすネット」は大田区公共施設利用システムの愛称で、利用者登録をすることで、スポーツ施設や集会施設の抽選申し込みや、空き施設の予約等がインターネット、携帯サイト及び音声応答電話からできる、コンピューターを利用したシステムである。所管は地域力推進部地域力推進課である。

なお、集会施設と公園施設で取扱いが異なるため、以下の情報はそれぞれ区分して集計されている場合が多い。両者の定義はおおよそ次の通りであるが、本項においては、監査のテーマが「スポーツ推進に関する事務の執行について」であるため、主にスポーツ施設に関連する公園施設に関する事項を中心に議論を進めることとする。

集会施設	区民センター、文化センター等、集会室、会議室、ホール等の室場がある施設。一部、体育室等の運動のできる施設もある。
公園施設	公園や河川敷等の野球場、サッカー場等の室場がある施設。一部、スポーツに関連する室場のない施設もある。

※ 室場とは、施設の中にあるホール、集会室、会議室等のことである。スポーツ施設であれば、野球場、サッカー場も室場である。

(1) 利用者種別

「うぐいすネット」の利用には利用者登録が必要である。利用者登録は、区内・区外に関係なく、誰でもできるが、登録に当たっては区内（在住、在勤、在学）と区外を区別している。登録には、「個人登録」と「団体登録」があり、それぞれ、次のような登録内容となっている。

個人登録（区内・区外）

- ・ 16歳以上が対象で、個人登録により施設の利用ができる。
- ・ 登録に当たって、登録者本人の住所・氏名・生年月日が確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート、保険証等）の提示が必要である。また、大田区に在勤・在学の場合の登録は、社員証、在勤証明書、学生証等の通勤通学先及びその所在地の確認ができるものの提示が必要である。
- ・ 登録の有効期間は3年間である。

団体登録（減免・優先団体の区内・区外）

- ・ 団体登録ができるのは、大田区に別途認められている次の団体等である。
 - 社会教育団体
 - 少年育成団体
 - 障害者団体
 - 公益団体
 - シニアクラブ連合会
 - 青少年対策事業委託団体
- ・ 登録は代表者が申請し、登録に当たっては、代表者本人の身分証明証（運転免許証、パスポート、保険証等の住所・氏名・生年月日が確認できるもの）と、団体の「登録証」や団体名称・活動内容が分かる書類の提示が必要である。
- ・ 団体は、施設により使用料が減免になる場合がある。
- ・ 登録の有効期間は2年である。

(2) 対象施設数

施設の抽選・予約等の手続に「うぐいすネット」を利用するかしないかは、「うぐいすネット」を所管する地域力推進部地域力推進課と協議の上で、施設を所管する部局で決定する。

なお、「うぐいすネット」を利用していない施設（文化センター、大森スポーツセンター、大田区総合体育館、大田区青少年交流センター、少年野球場等）については、施設のある地域で活動している団体等に優先的に利用させることが望ましいとの判断や施設の特性によりシステム上での抽選予約での対応が困難である等の判断に基づく決定がされているものである。

「うぐいすネット」の対象となっている施設数は、次の通りである。

<登録施設数>

	集会施設	公園施設	合計
施設数	30	19 (+1)	49 (+1)

※ 大森スポーツセンターは空き状況のみ確認できる施設で、施設利用に際して「うぐいすネット」の登録を要しない。

<登録室場数>

	抽選及び 空き室予約可能	空き情報 公開のみ	公開なし (自施設管理の み)	合計
室場数	212	109	37	358
内訳	(集会 122、公園 90)	(集会 82、公園 27)	(集会 19、公園 18)	(集会 223、公園 135)

(3) 抽選及び予約ができる公園施設（スポーツ施設）

公園施設は概ねスポーツ施設であるが、平和島公園と本門寺公園のキャンプ場や池上梅園の和室・茶室も公園施設に含まれている。「うぐいすネット」で抽選及び予約ができる公園施設及び室場は次の通りである。

施設	室場
① 平和島公園	野球場・ソフトボール場、キャンプ場
② 昭和島運動場	野球場
③ 平和の森公園	庭球場
④ 昭和島二丁目公園	フットサル場、庭球場
⑤ 大森ふるさとの浜辺公園	フットサル場
⑥ 大森東水辺スポーツ広場	ビーチバレー場
⑦ 本門寺公園	キャンプ場
⑧ 池上梅園	和室・茶室
⑨ 東調布公園	野球場
⑩ 萩中公園	野球場
⑪ 本羽田公園	庭球場
⑫ 森ヶ崎公園	庭球場、フットサル場
⑬ 多摩川緑地	野球場、サッカー場、集会室
⑭ 多摩川六郷橋緑地	野球場、庭球場
⑮ 多摩川大師橋緑地	野球場
⑯ 下丸子公園	庭球場
⑰ 多摩川ガス橋緑地	野球場、庭球場、球技場、小球技場
⑱ 多摩川田園調布南・鶴の木緑地	球技場、多目的小球技場
⑲ 大田スタジアム	公認野球場

(4) 空き情報公開のみの公園施設

一部にスポーツ施設とは関係のないミーティングルームや小ホールも含まれているが、「うぐいすネット」で抽選及び予約はできず、空き情報の公開のみが行われている公園施設の室場は次の通りである。

大森スポーツセンター	競技場
	競技場北
	競技場南
	ミーティングルーム A 室
	ミーティングルーム B 室
	小ホール
	トレーニングルーム
	健康体育室 B 室
	健康体育室 C 室
大森地域 少年野球場	昭和島運動場少年野球場 2 号面
	昭和島運動場少年野球場 3 号面
	平和島公園少年野球場 1 号面
	平和島公園少年野球場 2 号面
	平和島公園少年野球場 3 号面
	平和島公園少年野球場 4 号面
糀谷・羽田地域 少年野球場	萩中公園 少年野球場
蒲田地域 少年野球場	多摩川緑地少年野球場 1 号面
	多摩川緑地少年野球場 2 号面
	多摩川緑地少年野球場 3 号面
	多摩川六郷橋緑地少年野球場 1 号面
	多摩川大師橋緑地野球場 1 号面
	多摩川大師橋緑地野球場 2 号面
	多摩川大師橋緑地 多目的広場
	多摩川ガス橋緑地少年野球場 1 号面
	多摩川丸子橋緑地少年野球場 1 号面
大森地域 少年サッカー場	昭和島二丁目公園少年サッカー場
糀谷・羽田地域 少年サッカー場	森ヶ崎公園少年サッカー場

(5) 空き情報の公開もない公園施設

スポーツ施設とは関係のない室場が中心であるが、「うぐいすネット」で抽選及び予約ができず、空き情報の公開も行われていない公園施設の室場は次の通りである。

大森地域 集会室	大森西交通公園 集会室
大森地域 多目的広場	京浜島防災広場運 動場
糀谷・羽田地域 運動場	森ヶ崎公園運動場 A 面
	森ヶ崎公園運動場 B 面
	本羽田第三公園 集会室
蒲田地域 ゲートボール場	多摩川六郷橋緑地ゲートボール場 1 号面
	多摩川六郷橋緑地ゲートボール場 2 号面
	多摩川六郷橋緑地ゲートボール場 3 号面
	多摩川六郷橋緑地ゲートボール場 4 号面
	多摩川六郷橋緑地ゲートボール場 5 号面
	多摩川六郷橋緑地ゲートボール場 6 号面
蒲田地域 集会室 2	西六郷公園 集会室
大森地域 大田スタジアム	大田スタジアム 大会議室
	大田スタジアム 小会議室
調布地域 集会室	田園調布せせらぎ公園 集会室
	田園調布せせらぎ公園 多目的室
	田園調布せせらぎ公園 多目的室（展示使用）
調布地域 集会室 2	水神公園 多目的室

(6) 予約方法

「うぐいすネット」を利用した施設の予約、利用申請及び料金支払には、「抽選予約」と「空室予約」の 2 通りの方法がある。それらの概要は次の通りである。

抽選予約

「抽選予約」は、「3 か月室場」と「1 か月室場」とで、抽選申込及び抽選の時期が異なり、「3 か月室場」は利用月の 4 か月前の月の 15 日～末日（12 月は 28 日）での申込、利用月の 3 か月前の 1 日に抽選を行う室場のことで、「1 か月室場」は利用月の 2 か月前の月の 15 日～末日（12 月は 28 日）での申込、利用月の 3 か月前の月の 1 日に抽選を行う室場のことである。個人登録等の 1ID からの抽選予約の申込可能なコマ数は制限されており、集会施設は 6 コマ、公園施

設は 12 コマとなっている。なお、集会施設は「3 か月室場」に該当し、公園施設（主にスポーツ施設）は「1 か月室場」に該当する。

抽選は、申込月の翌月 1 日に「うぐいすネット」のシステムにおいて自動で行われる。その翌日（1 月は 4 日）から 7 日までに抽選結果を確認し、当選している場合は、その期間中に「当選確定作業」を行わなければならない。なお、抽選は、区内登録者が優先されるため、区外登録者が申し込んだコマに区内登録者の申込がない場合に限り、区外登録者が当選する。

利用申請・料金の支払については、集会施設は、当選確定作業をした後、同月 15 日まで、公園施設は、利用日の 2 日前から当日までに行わなければならない。

空室予約

抽選予約における「当選確定作業」の期限終了後に利用できるものであり、「3 か月室場」は利用月の 3 か月前の月の 8 日から、「1 か月室場」は利用月の 1 か月前の 8 日から随時予約ができる。

利用申請・料金の支払については、集会施設は、予約した日から 14 日以内（予約した日から利用日の 3 日前までが 14 日未満の場合は利用日の 3 日前まで）、公園施設は、利用日の 2 日前から当日までに行わなければならない。

したがって、スポーツ施設に関しては、公園施設に該当するため、「うぐいすネット」での予約は、利用月の 2 か月前の月の 15 日～末日までの間に抽選申込し、利用月の 1 か月前の月の 1 日に抽選結果が分かり、当選した場合は、抽選日の翌日から 7 日までに「当選確定作業」を行って、利用日の 2 日前から当日までに公園施設料金を支払うこととなる。なお、利用申請及び利用料金の支払は、「うぐいすネット」の公園施設窓口及び大田区役所本庁舎 1 階 1 番窓口のどこでも行うことができる。公園施設及び大田区役所本庁舎 1 階の受付窓口は次の通りである。

施設名	所在地
平和の森公園事務所	大田区平和の森公園 2-1
昭和島二丁目公園事務所	大田区昭和島 2-3-1
大森ふるさとの浜辺公園事務所	大田区ふるさとの浜辺公園 1-3
池上梅園事務所	大田区池上 2-2-13
東調布公園水泳場事務所	大田区南雪谷 5-13-1
萩中公園水泳場事務所	大田区萩中 3-26-46
森ヶ崎公園事務所	大田区大森南 5-2-111
多摩川緑地事務所	大田区西六郷 4-23-3

下丸子公園事務所	大田区下丸子 4-21-2
大田スタジアム	大田区東海 1-2-10
大田区役所本庁舎 1 階 1 番窓口（南側）	大田区蒲田 5-13-14

(7) 利用状況

直近 3 年度の「うぐいすネット」の利用状況は次の通りである。

<合計件数>

予約区分	施設区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
抽選申込	公園施設	1,680,935	1,686,925	1,663,396
	集会施設	336,153	352,313	373,751
	抽選合計	2,017,088	2,039,238	2,037,147
空室予約	公園施設	97,711	93,816	96,992
	集会施設	183,154	183,265	180,245
	空室合計	280,865	277,083	277,237

<アクセス方法別件数>

抽選申込

アクセス方法	施設区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
業務端末(窓口等)	公園施設	368	456	467
	集会施設	35,097	36,708	39,623
音声応答電話	公園施設	28,329	21,958	20,262
	集会施設	14,854	12,911	12,848
インターネット	公園施設	1,629,512	1,656,543	1,638,268
	集会施設	279,438	298,951	316,235
携帯端末	公園施設	22,112	7,637	3,878
	集会施設	6,710	3,716	4,343
アクセシビリティ	公園施設	614	331	521
	集会施設	54	27	702
合計		2,017,088	2,039,238	2,037,147

空室予約

アクセス方法	施設区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
業務端末(窓口等)	公園施設	52,632	50,382	46,770
	集会施設	100,893	98,239	98,603
音声応答電話	公園施設	935	910	803
	集会施設	1,990	1,886	1,950
インターネット	公園施設	43,408	41,784	48,767
	集会施設	75,367	78,572	75,921
携帯端末	公園施設	722	736	471
	集会施設	4,900	4,565	3,408
アクセシビリティ	公園施設	14	6	181
	集会施設	4	3	363
合計		280,865	277,083	277,237

※ 上表のアクセス方法のうち、「アクセシビリティ」とは、通常の画面よりも若干文字が大きく表示されるサイトで、音声ブラウザの利用が可能となっている。このサイトからの予約の件数が集計されている。

(8) 予算額及び決算額

「うぐいすネット」に関する支出は 02 款「総務費」の 02 項「地域振興費」の 02 目「区民施設費」の中に「公共施設利用システムの運用管理」という事務事業名で計上されている。直近 3 年度の決算額及び令和元年度の予算額（当初予算）は次の通りである。

(単位：円)

決算額			予算額（当初予算）
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
76,913,766	76,528,336	124,799,160	98,924,000

※ 平成 30 年度の決算額が大きく増加しているのは、平成 30 年度がシステムの更新時期（5 年間）に当たり、IT セキュリティ関係の機能改善の開発の実施やサーバ機器賃借料及び保守サポート料の値上りがあったことによる。令和元年度の予算額もサーバ機器賃借料及び保守サポート料の値上りによって、平成 28 年度及び平成 29 年度レベルよりも増加している。

直近3年度の決算額の内訳は次の通りである。

(単位：円)

支出内容		平成28年度	平成29年度	平成30年度
消耗品費				
	うぐいすネット事務用品	2,390,061	2,380,795	18,532
	プリンタ消耗品	97,200	194,400	2,519,100
	うぐいすネット窓口用機器	-	37,800	-
消耗品計：		2,487,261	2,612,995	2,537,632
印刷製本費				
	うぐいすネット利用者登録カード	336,960	378,000	378,000
	うぐいすネットガイドブック	669,600	727,056	636,660
印刷製本費計：		1,006,560	1,105,056	1,014,660
修繕費				
	公共施設予約システム専用パソコンの修理	84,240	-	-
修繕費計：		84,240	-	-
電信料				
	うぐいすネット音声応答装置回線使用料	274,632	274,632	296,434
電信料計：		274,632	274,632	296,434
事務・業務等委託費				
(*4)	うぐいすネットシステム保守・サポート（現行システム）	30,757,449	31,520,793	20,974,982
	システム改修費	4,611,600	1,738,800	869,400
	端末及び回線導入委託	-	1,485,000	662,040
	受付窓口業務委託（本庁舎）	22,032,000	22,032,000	22,032,000
	うぐいす窓口用サポートデスク	5,732,100	4,665,600	4,665,600
	窓口拠点移設作業	433,080	1,247,400	1,707,480
(*1)	うぐいすネットシステム用サーバーミドルウェア環境構築作業委託（新システム）	-	-	14,515,200
(*1)	うぐいすネットシステム用端末機器環境構築作業委託（新システム）	-	-	25,288,200
(*1)	うぐいすネットシステム用プリンタ環境構築作業委託（新システム）	-	-	3,807,000
	データセンター機器撤去及び現状復帰対応作業費	-	-	972,000

	データ消去作業委託	-	-	260,820
(*5)	うぐいすネットシステム保守・サポート（新システム）	-	-	14,567,040
	大田区ドメイン DNS サーバ設定委託	-	-	162,000
事務・業務等委託費計：		63,566,229	62,689,593	110,483,762
使用料及び賃借料				
(*2)	うぐいすネットシステム用機器等リース	5,572,800	5,572,800	3,715,200
	うぐいすネットシステム用端末機器等リース	2,500,212	2,500,212	919,372
	うぐいすネットシステム用プリンタリース	1,421,832	1,421,832	1,184,860
	プリンタ等リース（うるさとの浜辺）	-	351,216	292,680
(*3)	うぐいすネットシステム用機器等リース（新システム）	-	-	4,354,560
使用料及び賃借料計：		9,494,844	9,846,060	10,466,672
合計		76,913,766	76,528,336	124,799,160

※ (*1)～(*5)については、委託先選定、契約締結、委託料の支払に関連する資料を査閲したものである。監査手続の結果については後述する。

2. うぐいすネットの監査手続及び結果

「うぐいすネット」は、地域力推進部地域力推進課の所管であり、その事業の大部分はシステムの開発及び保守業務が占めている。システム関連の業務については、外部の事業会社へ委託されており、それらの業務については、委託先選定、契約の締結、委託料の支払等の事務の執行について、関連する資料を査閲した。その他、事業内容及びその他の業務についても、事業内容の分かる資料の査閲及び担当者への質問等の監査手続を実施した。その結果は以下の通りである。

(1) システム関連業務

平成30年度の「公共施設利用システムの運用管理」に計上されている次の契約について、委託先選定、契約締結、委託料の支払に関連する資料を査閲した。

(単位：円)

番号	契約名	委託先	金額
(*1)	大田区公共施設利用システム用サーバ機器等の入替えに伴う環境構築作業委託	株式会社日立システムズ	43,610,400
(*2)	公共施設利用システム用サーバ機器等の賃貸借契約（平成30年4月～11月分）	日立キャピタル株式会社	3,715,200

(*3)	大田区公共施設利用システム用サーバ機器等の賃貸借（平成 30 年 12 月～平成 31 年 3 月分）	日立キャピタル株式会社	4,354,560
(*4)	大田区公共施設利用システムの保守・サポート委託（平成 30 年 4 月～11 月分）	株式会社日立システムズ	20,974,982
(*5)	大田区公共施設利用システムの保守・サポート委託（平成 30 年 12 月～平成 31 年 3 月分）	株式会社日立システムズ	14,567,040

※ 上記の番号は、1「うぐいすネットの概要」の(8)「予算額及び決算額」に記載した「直近3年度の決算額の内訳」の表に記載した項目との関連を示すものである。

上記(*1)は、「うぐいすネット」システム用のサーバ及び専用端末等の機器の保守期限が切れることに伴い、関連機器を入替え、安定的な運用を可能にするためのものである。現行システムの導入から9年間、大きな問題なく安定的に運用できていることから、現行システムを継続し、機器の入替えに伴う環境構築作業を実施している。

委託先との契約は随意契約となっており、現行システムの開発者であり、現行システムの稼働及び機器の動作環境等の高い知識を有している株式会社日立システムズを推薦し、同社と契約を締結している。なお、(*4)と(*5)の保守・サポート委託についても、同様の理由から同社と契約が締結されている。

その他の契約も含め、委託先選定、契約締結、委託料の支払に関連する資料を査閲した結果、検出事項はなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(2) スポーツ施設の利用目的別の抽選・予約方法の説明等

大田区には多くのスポーツ関連の室場が存在するが、所管する部局の違いや、施設の設置目的の違い等から、ひとつのスポーツ種目を取っても「うぐいすネット」での予約の可否や方法、使用料が異なる場合があり、複雑なものとなっている印象がある。

(意見 No. 68)

区のスポーツ施設を始めて利用しようとする人は、例えば、野球場を使用しようとする人であれば、まずは大田区内のどこに野球場があるかを知りたく、そして次に、使用したいと思った候補の野球場の予約方法、使用料、空き情報を知りたいはずである。

しかしながら、インターネット上の「うぐいすネット」のサイト及び「うぐいすネットガイドブック」を閲覧したが、スポーツ施設の利用目的別室場、例えば、野球場であれば、区内の全野球場を網羅して記載しており、それぞれについて、その予約方法や使用料が容易に検索又は閲覧できるものが存在していない。

「うぐいすネットガイドブック」では、集会施設と公園施設に分けて説明がされていることもあって、例えば、野球場のことだけが知りたくて調べているのに、余計な情報が入ってきてしまい、分かりづらい作りになっているような印象がある。

「うぐいすネット」に限らず区のホームページ上でも構わないが、利用目的別に野球場ならば野球場だけが網羅されているページがあり、そこにおいて、それぞれの野球場の申込方法、使用料等の情報が容易に入手できるサイトを作成することが望まれる。

なお、平成 31 年 3 月に「大田区スポーツ施設マップ」が発行されているが、種目別のどのような施設がどこにあるかは分かるものの、その問い合わせ先の電話番号が記載されているのみで、予約方法や使用料までは記載されておらず（一部を除く）、また、紙媒体での案内でもあるため、利便性に欠けているものと思われる。

(3) 個人登録の可否

「うぐいすネット」での登録は個人登録と団体登録の両方が可能である。ただし、団体登録は利用料金の減免や優先利用を受ける場合に必要なものであり、一般的な利用を前提とすると個人登録が原則となっているといえる。

平成 20 年度以前は団体登録のみであったが、架空団体での登録による申し込みと疑われるものが散見されたため、個人登録を原則とする方法に変更したとのことである。

(意見 No. 69)

個人登録による抽選予約の場合、例えば野球場の予約をしようとする、対戦相手も含む全員が区内在住で「うぐいすネット」の登録を行えば、1 コマに最低 18 (=9 名×2 チーム) の申込が可能となる。また、その登録者の家族等も個人登録して抽選に協力したとすると、その倍以上の申込も可能となってしまい、当選確率が上がってしまうこととなる。

なお、「大田区公共施設利用システムに関する要綱」においては、利用者登録カードの貸与及び登録者以外の使用は禁止されているが、現状では、施設利用時の利用者カードの提示に際して、本人確認書類の提示までは要求しておらず、当選者本人が利用しているか否かの確認は十分にできていない状況にある。

また、個人登録者が当選して室場を使用する場合、区内の使用料が適用されることとなるが、当選した個人以外の団体の構成員がすべて区外の者であることも起こり得る状況であり、公正性に欠ける状況にあるものと思われる。区内登録者1名の団体と区内登録者10名の団体とでは、当選確率は前者が後者の10分の1にはなるものの、団体登録であれば「区外団体」として扱われるはずの団体が、使用料の部分では対等に扱われていることになる。

近隣の品川区及び世田谷区にも同様の公共施設の利用システムがあるが、両区のスポーツ施設の利用方法等を確認すると、両区ともに団体登録しかできないこととなっている。さらに、世田谷区については、大田区における「区外団体」

(区内在住・在勤・在学者が構成員の半数未満の団体)は除外されており、その上、大田区における「区内団体」(区内在住・在勤・在学者が構成員の半数以上の団体)は、「区内在住者団体」(構成員の半数以上が区内在住者である団体)と「区内在勤・在学者団体」(「区内在住者団体」以外の「区内団体」)が区別されており、抽選予約及び空室予約の段階でも「区内在住者団体」が優先されている。

そもそも、スポーツ施設は、野球場、サッカー場等、団体で利用することが前提となるものが中心であり、個人での利用は想定されず、個人での予約はそぐわないのではないかと考えてしまう。

団体登録は代表者だけではなく、構成員の分の住所等、在住、在勤又は在学の確認をすることが必要となり、登録手続には個人登録以上に手間が掛かるかもしれないが、個人登録がなくなれば、登録手続自体の件数が大幅に減少することとなり、更新手続も含む、登録手続に係る費用や利用者登録カードの印刷費等を削減できることが想定できる。また、架空団体での登録がないことが前提ではあるが、1団体で同一コマに複数の申込をすることができなくなり、団体間での抽選の公平性も保つことができるようになる。

公共の施設である以上、その利用に当たっては公正性が担保されていなければならない。対価を支払わないで便益だけを受取るようなフリーライダー的な利用者は排除しなければならない。上述した通り、個人登録は、フリーライダーの利用の温床になっている可能性が否定できないため、まずは利用者の実態の調査を実施し、区が想定した利用がされているか否かを確認することが必要なものとする。そして、想定した利用がされていない実態が把握されることがあれば、その原因を分析し、個人登録と団体登録の優劣を改めて検討するとともに、いずれの方法を採用するにしても、利用当日の利用者の本人確認や団体の参加者の名簿提出や本人確認等、不正利用を防止する施策の必要性も併せて検討することが望まれる。

(4) 学校施設の地域開放

「大田区立学校施設の活用に関する条例」に基づき、区立小・中学校施設を社会教育その他公共のために活用することにより、区における学習、文化及びスポーツ等の地域活動の振興を図ることを目的に「学校施設の地域開放」が行われている。

この規定により、学校施設を使用できるのは、区内に在住し、在勤し、又は在学する者 5 名以上で構成された団体とされている。使用に当たっては、教育委員会で団体登録後、使用する学校を經由して教育委員会に使用申請を行い、承認を受ける必要がある。

使用可能時間帯は「大田区立学校施設の活用に関する条例施行規則」（以下、この項において「規則」という）で定められているが、その時間をどの団体が使用するかは、各学校の自治に任されている状況である。

（意見 No. 70）

使用団体の登録に当たっては、規則の求めに応じて提出された書類の形式的審査をもって登録の承認が行われており、この時点では、上述した 5 名以上の区内在住・在勤・在学要件は確認されている。しかしながら、登録承認後の実際に使用している者にどれだけ区内在住・在勤・在学者が含まれているかの調査は規則においては要求されておらず、実態は不明である。

「学校施設の地域開放」における使用可能時間帯は、ほとんどの学校において、固定した団体の使用で埋まっているようであり、新たな団体が使用する余地がほとんどない状況にある。このような状況において、現状のような規則に従った対応だけでは、その中に使用要件を満たさない団体が含まれている可能性も否定できないものと考えられる。区民の「するスポーツ」の場を確保するためにも、また、学校施設である以上、その使用に当たっては公正性が担保されていなければならないため、そのような使用要件を満たさない団体の使用を認めてはいけない。

世田谷区においては、学校施設の使用も上述した大田区と同様の公共施設の利用システムを利用して抽選及び予約することが必要となっており、「区内在住者団体」が「区内在勤・在学者団体」よりも優先して使用できることとなり、また、「区内在住者団体」間での使用に関する公平性が保たれている。

学校と近隣住民等との交流及び良好な関係はその地域の振興にとっても大切なものであり、地域活動の振興を図ることを目的とした「学校施設の地域開放」の趣旨に沿うものであるため、学校施設の近隣に在住している者が構成員の中心となる団体は、その学校施設を優先的に使用できるような制度を設けることを前提として、それ以外の団体については、団体間の使用の公平性を保つためにも、「うぐいすネット」での抽選予約の制度を導入し、使用要件を満たさない団

体の使用可能性を限定的なレベルまで減じるような対応を採ることが必要なもの
の考える。